

第2部 平成2年(1990年)産業連関表
部門分類表及び部門別概念・
定義・範囲

第5章 基本分類と統合分類

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
0111-01 -02 -03	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024 -031	米 米 稲 麦 小 大 雑 わ ら 類 (国産) 麦 (輸入) 麦 (輸入) 麦 (輸入) 穀	0111	穀 類	001	耕 種 農 業	01	農 林 水 産 業
0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	い か ば 豆 大 大 そ の 他 の も れ い し 豆 (国産) 豆 (輸入) 豆 類	0112	い も ・ 豆 類				
0113-01 -02	0113-001	野 野 野 菜 (露地) 菜 (施設) 菜	0113	野 菜				
0114-01	0114-011 -012 -019	果 か り そ の 他 の ん き の 果 実 つ こ 実	0114	果 実				
0115-01 -02 -09	0115-011 -021 -029 -091 -092	砂 糖 原 料 作 物 飲 料 用 作 物 そ の 他 の 飲 料 用 作 物 そ の 他 の 食 用 耕 種 作 物 食 用 工 芸 作 物 (除別掲)	0115	そ の 他 の 食 用 作 物				
0116-01 -02 -03 -04 -09	0116-011 -021 -031 -041 -091 -092 -093	飼 料 作 ば 種 た 花 木 の 他 の 非 食 用 耕 種 作 物 綿 花 (輸入) 非 食 用 工 芸 作 物	0116	非 食 用 作 物				
0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	酪 生 そ の 他 の 酪 農 生 産 物 鶏 卵 生 産 物 毛 産 物 の 他 の 畜 産 物 の 他 の 畜 産 物	0121	畜 産	002	畜 産 ・ 養 蚕		
0122-01	0122-011	養 蚕	0122	養 蚕				
0131-01 -02	0131-011 -021	獣 農 業 サ ー ビ ス (除獣医療)	0131	農 業 サ ー ビ ス	003	農 業 サ ー ビ ス		
0211-01	0211-011	育 林	0211	育 林	004	林 業		
0212-01	0212-011 -012	素 素 素 材 (国産) 材 (輸入)	0212	素 材				
0213-01	0213-011	特 用 林 産 物 (含狩猟業)	0213	特 用 林 産 物				
0311-01 -02 -03 -04	0311-001 -002 -041	沿 沖 遠 海 海 面 漁 業 養 殖 漁 業 (国産) 漁 業 (輸入) 漁 業 養 殖	0311	海 面 漁 業	005	漁 業		
0312-01		内 水 面 漁 業	0312	内 水 面 漁 業				

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
-02	0312-001	内水面養殖業 内水面漁業・養殖業						
0611-01	0611-011	鉄 鉱 石	0611	鉄 鉱 石	006	金 属 鉱 物	02	鉱 業
0612-01	0612-011 -012 -019	非鉄金属鉱物 銅 鉛 亜鉛 その他の非鉄金属鉱物	0612	非鉄金属鉱物				
0621-01 -09	0621-011 -099	石 灰 原料 石物 その他の窯業原料鉱物	0621	窯業原料鉱物	007	非金属鉱物		
0622-01 -02	0622-011 -021	砂 利 ・ 採 石 石 碎	0622	砂 利 ・ 碎 石				
0629-09	0629-099	そ の 他 の 非 金 属 鉱 物	0629	そ の 他 の 非 金 属 鉱 物				
0711-01	0711-011 -012	石 原 料 炭 炭 炭 一般炭・亜炭・無煙炭	0711	石 炭 ・ 亜 炭	008	石 炭 ・ 亜 炭		
0721-01	0721-011	原 油	0721	原 油	009	原油・天然ガス		
0731-01	0731-011	天 然 ガ ス	0731	天 然 ガ ス				
1111-01	1111-011 -012 -013 -014 -015	畜 (含肉鶏処理) 肉 (枝肉) 肉 (枝肉) 肉 その他の肉 (枝肉) と畜副産物 (含肉鶏処理副産物)	1111	と 畜	010	食 料 品	03	食 料 品
1112-01 -02 -03 -04	1112-011 -021 -031 -041 -042	肉 産 加 工 品 畜 産 物 ・ 油 品 酪 農 牛 乳 品 飲 用 製 品	1112	畜 産 食 料 品				
1113-01 -02 -03 -04 -05 -09	1113-011 -021 -031 -041 -051 -099	冷 凍 魚 介 類 塩 産 び ん かん 製品 水 ね 魚 油 魚 かん 詰 魚 油 魚 かん 詰 その他の水産食品	1113	水 産 食 料 品				
1114-01 -02	1114-011 -019 -021 -029	精 穀 製 粉 その 他 の 精 穀 製 粉 小 麦 の 製 粉 そ の 他 の 製 粉	1114	精 穀 ・ 製 粉				
1115-01 -02 -03	1115-011 -021 -031	め ん 子 パ 菓 子	1115	め ん ・ パ ン ・ 菓 子 類				
1116-01 -02	1116-011 -021	農 産 び ん ・ かん 詰 農産保存食料品 (除びん・かん詰)	1116	農 産 保 存 食 料 品				
1117-01 -02 -03 -04 -05 -06	1117-011 -019 -021 -031 -041 -042 -043 -051 -052 -061	砂 糖 製 糖 糖 その 他 の 砂 糖 ・ 副 産 物 製 糖 粉 糖 ぶ ぶ 糖 ・ 水 あ め ・ 異 性 化 糖 植 物 油 脂 糖 植 物 工 油 脂 加 植 物 原 油 糖 塩 原 塩 糖 調 味 料	1117	砂 糖 ・ 油 脂 ・ 調 味 料 類				
1119-01 -02 -03 -09	1119-011 -021 -031 -099	冷 凍 調 理 食 品 レ 食 品 ト 菜 ・ す し ・ 弁 当 そ の 他 の 食 料 品	1119	そ の 他 の 食 料 品				

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統集中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
1121-01 -02 -03 -04 -09	1121-011 -021 -031 -041 -099	清 酒 ビールの 添加用アル コールの その他の酒	1121	酒 類	011	飲 料		
1129-01 -02 -03	1129-011 -021 -031	茶 ・ コーヒー 清涼 飲料 製 水	1129	そ の 他 の 飲 料				
1131-01 -02	1131-011 -021	飼 料 有機質肥料(除別掲)	1131	飼料・有機質肥料(除別掲)	012	飼料・有機質肥料(除別掲)		
1141-01	1141-011	た ば こ	1141	た ば こ	013	た ば こ		
1511-01 -02 -03 -04 -09	1511-011 -021 -031 -041 -099	製 糸 綿 織 物 化学繊維紡績 毛織物の紡績 その他	1511	製 糸 ・ 紡 績	014	織 維 工 業 製 品	04	織 維 製 品
1512-01 -02 -03 -09	1512-011 -021 -031 -091 -099	綿 ・ スフ織物(含合織短織物) 絹 ・ 人絹織物(含合織長織物) 毛織物の織物 その他の織物 幅の織物 その他の織物(除別掲)	1512	織 物				
1513-01	1513-011	ニ ッ ト 製 品	1513	ニ ッ ト 製 品				
1514-01	1514-011	染 色 整 理	1514	染 色 整 理				
1519-01 -02 -03 -09	1519-011 -021 -031 -099	網 じゅうたん・床敷 織物 繊維製衛生材 その他の繊維工業製品	1519	そ の 他 の 織 維 工 業 製 品				
1521-01	1521-011	衣 服	1521	衣 服	015	衣服・その他の織維製品		
1522-01	1522-011	そ の 他 の 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	1522	そ の 他 の 衣 服 ・ 身 の 回 り 品				
1529-01 -09	1529-011 -099	製 綿 ・ 寝 具 その他の織維既製品	1529	そ の 他 の 織 維 既 製 品				
1611-01 -02 -03	1611-011 -021 -031	製 材 合 木 材 チ ッ プ	1611	製 材 ・ 合 板 ・ チ ッ プ	016	製 材 ・ 木 製 品	05	パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品
1619-09	1619-091 -099	そ の 他 の 木 製 品 建設用木製品 その他の木製品(除別掲)	1619	そ の 他 の 木 製 品				
1711-01 -02 -03	1711-011 -021 -031	木 製 家 具 ・ 装 備 品 製 建 具 品 金属製家具・装備品	1711	家 具 ・ 装 備 品	017	家 具 ・ 装 備 品		
1811-01	1811-011	パ ル プ	1811	パ ル プ	018	パ ル プ ・ 紙		
1812-01	1812-011	洋 紙 ・ 和 紙	1812	洋 紙 ・ 和 紙				
1813-01 -02 -03	1813-011 -021 -031	紙 段 塗 工 紙 ・ 建 設 用 加 工 紙	1813	そ の 他 の 紙				
1821-01 -09	1821-011 -099	段 塗 工 紙 ・ 建 設 用 加 工 紙 その他の紙製容器	1821	紙 製 容 器	019	紙 加 工 品		
1829-01 -09	1829-011 -099	紙 製 衛 生 材 料 ・ 用 品 その他のパルプ・紙・紙加工品	1829	そ の 他 の 紙 加 工 品				
1911-01 -02 -03	1911-011 -021 -031	新 印 刷 ・ 製 版 ・ 製 本 印 出 版	1911	出 版 ・ 印 刷	020	出 版 ・ 印 刷	16	そ の 他 の 製 造 工 業 製 品 (1/3)
2011-01 -02 -03	2011-011 -021 -029 -031	ア ン モ ニ 単 質 肥 料 素 の 他 の 単 質 肥 料 複 合 肥 料	2011	化 学 肥 料	021	化 学 肥 料	06	化 学 製 品

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
分類コード		部 門 名	統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
列コード	行コード		コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
2021-01	2021-011 -012 -013 -019	ソーダ工業製品 ソーダ工業製品 ソーダ工業製品 ソーダ工業製品 ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	022	無機化学基礎製品		
2029-01 -02	2029-011 -021 -022 -029	硫酸 硫酸 硫酸 硫酸 硫酸	2029	その他の無機化学基礎製品				
2031-01 -02	2031-011 -012 -019 -021 -022 -023 -029	石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	023	有機化学基礎・中間製品		
2032-01 -02	2032-011 -012 -013 -014 -015 -016 -019 -021 -022 -023 -024 -029	脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物	2032	有機化学中間製品				
2033-01	2033-011	合成ゴム	2033	合成ゴム				
2039-01 -02 -03 -04 -05 -09	2039-011 -021 -031 -041 -051 -099	コータール製品 コータール製品 コータール製品 コータール製品 コータール製品 コータール製品	2039	その他の有機化学基礎製品				
2041-01 -02	2041-011 -021 -022 -023 -024 -025	熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂	2041	合成樹脂	024	合成樹脂		
2051-01 -02	2051-011 -021	レーヨン・アセテート レーヨン・アセテート	2051	化学繊維	025	化学繊維		
2061-01	2061-011	医薬品	2061	医薬品	026	化学最終製品 (除別掲)		
2071-01 -02	2071-011 -012 -021	石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤・界面活性剤	2071	石けん・界面活性剤・化粧品				
2072-01 -02	2072-011 -021	塗料 塗料	2072	塗料・印刷インキ				
2073-01	2073-011	写真感光材料	2073	写真感光材料				
2074-01	2074-011	農薬	2074	農薬				
2079-01 -02 -09	2079-011 -021 -091 -099	火薬 火薬 火薬 火薬	2079	その他の化学最終製品				

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
2111-01	2111-011 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -018 -019	石油製品 揮発油 灯油 軽油 A重油 B重油 C重油 ナ化石油 液の他の石油製品	2111	石油製品	027	石油製品	07	石油・石炭製品
2121-01	2121-011 -019 -02	炭製品 石炭 の他の石炭製品	2121	石炭製品	028	石炭製品		
2211-01	2211-011 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -019	プラスチック製品 プラスチックフィルム・シート プラスチック板・管・棒 プラスチック発泡製品 工業用プラスチック製品 強化プラスチック製品 プラスチック製容器 プラスチック製日用雑貨・食卓用品 その他のプラスチック製品	2211	プラスチック製品	029	プラスチック製品	16	その他の製造工業製品 (2/3)
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	2311	タイヤ・チューブ	030	ゴム製品		
2319-01 -02 -09	2319-011 -021 -099	ゴム製履物 プラスチック製履物 その他のゴム製品	2319	その他のゴム製品				
2411-01	2411-011	革製履物	2411	革製履物	031	なめし革・毛皮・同製品		
2412-01 -02	2412-011 -021	製革・毛皮 かばん・袋物・その他の革製品	2412	なめし革・毛皮・その他の革製品				
2511-01	2511-011 -012	板ガラス・安全ガラス 板ガラス 安全ガラス・複層ガラス	2511	板ガラス・安全ガラス	032	ガラス・ガラス製品	08	窯業・土石製品
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品	2512	ガラス繊維・同製品				
2519-09	2519-091 -099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品(除別掲)	2519	その他のガラス製品				
2521-01	2521-011	セメント	2521	セメント	033	セメント・セメント製品		
2522-01	2522-011	生コンクリート	2522	生コンクリート				
2523-01	2523-011	セメント製品	2523	セメント製品				
2531-01	2531-011 -012 -013	陶磁器 陶磁器 日用陶磁器	2531	陶磁器	034	陶磁器		
2599-01 -02 -03 -04 -09	2599-011 -021 -031 -041 -091 -099	耐火物の建設用土石製品 炭素・黒鉛製品 その他の窯業・土石製品 綿織物 その他の窯業・土石製品(除別掲)	2599	その他の窯業・土石製品	035	その他の窯業・土石製品		
2611-01 -02 -03 -04	2611-011 -021 -031 -041	鉄 フェロアロイ 粗鋼(転炉) 粗鋼(電気炉)	2611	鉄鉄・粗鋼	036	鉄鉄・粗鋼	09	鉄鋼
	2612-011P	鉄屑	2612	鉄屑				
2621-01	2621-011 -012 -013 -014 -015 -016	熱間圧延鋼材 普通鋼 通鋼 普通鋼 その他の普通鋼 特殊鋼 熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	037	鋼材		

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
2622-01	2622-011 -012	鋼 普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管	2622	鋼 管				
2623-01 -02	2623-011 -021	冷 間 仕 上 鋼 材 め っ き 鋼 材	2623	冷 延 ・ め っ き 鋼 材				
2631-01 -02 -03	2631-011 -012 -021 -031 -032	鑄 鍛 鋼 鋼 鋼 鑄 鉄 品 及 び 鍛 工 品 (鉄) 鑄 鉄 工 品 (鉄)	2631	鑄 鍛 造 品	038	鑄 鍛 造 品 ・ そ の 他 の 鉄 鋼 製 品		
2649-01 -09	2649-011 -099	鉄 鋼 シ ャ ー ス リ ッ ト 業 そ の 他 の 鉄 鋼 製 品	2649	そ の 他 の 鉄 鋼 製 品				
2711-01 -02 -03 -04 -09	2711-011 -021 -031 -041 -099	銅 鉛 (含再生) 亜 鉛 (含再生) ア ル ミ ニ ウ ム (含再生) そ の 他 の 非 鉄 金 属 地 金	2711	非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製	039	非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製	10	非 鉄 金 属
	2712-011P	非 鉄 金 属 屑	2712	非 鉄 金 属 屑				
2721-01	2721-011 -012 -013	電 線 ・ ケ ー プ ル 線 電 線 ・ ケ ー プ ル	2721	電 線 ・ ケ ー プ ル	040	非 鉄 金 属 加 工 製 品		
2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸 銅 延 製 品 ア ル ミ 庄 延 製 品 非 鉄 金 属 鑄 鍛 造 品 核 燃 料 品 そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 品	2722	そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 品				
2811-01	2811-011	建 設 用 金 属 製 品	2811	建 設 用 金 属 製 品	041	建 設 ・ 建 築 用 金 属 製 品	11	金 属 製 品
2812-01	2812-011	建 築 用 金 属 製 品	2812	建 築 用 金 属 製 品				
2891-01	2891-011	ガ ス ・ 石 油 機 器 及 び 暖 厨 房 機 器	2891	暖 厨 房 装 置	042	そ の 他 の 金 属 製 品		
2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボ ル ト ・ ナ ッ ト ・ リ ベ ッ ト 及 び ス プ リ ン グ 金 属 製 容 器 及 び 製 缶 板 金 製 品 配 管 工 事 付 属 品 ・ 粉 末 冶 金 製 品 ・ 道 具 類 配 管 工 事 付 属 品 粉 末 冶 金 製 品 刃 物 及 び 道 具 類 そ の 他 の 金 属 製 品 金 属 プ レ ス 製 品 金 属 線 製 品 そ の 他 の 金 属 製 品 (除 別 掲)	2899	そ の 他 の 金 属 製 品				
3011-01 -02 -03	3011-011 -021 -031	ボ タ イ ラ ン タ ー ビ 機	3011	原 動 機 ・ ボ イ ラ	043	一 般 産 業 機 械	12	一 般 機 械
3012-01	3012-011	運 搬 機 械	3012	運 搬 機 械				
3013-01	3013-011	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置	3013	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置				
3019-01 -02 -03 -09	3019-011 -021 -031 -099	ポ ン プ 及 び 圧 縮 機 械 ミ シ ン ・ 毛 糸 手 編 機 具 機 械 工 具 そ の 他 の 一 般 産 業 機 械 及 び 装 置	3019	そ の 他 の 一 般 産 業 機 械				
3021-01	3021-011	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械	3021	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械	044	特 殊 産 業 機 械		
3022-01	3022-011	化 学 機 械	3022	化 学 機 械				
3023-01	3023-011	産 業 用 ロ ボ ッ ト	3023	産 業 用 ロ ボ ッ ト				
3024-01 -02	3024-011 -021	金 属 工 作 機 械 金 属 加 工 機 械	3024	金 属 加 工 ・ 工 作 機 械				
3029-01 -02	3029-011 -021	農 業 機 械 織 維 機 械	3029	そ の 他 の 特 殊 産 業 用 機 械				

1. 基本分類 (列411×行527)		2. 統 合 部 門 分 類						
		統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
-03 -09	-031 -091 -092 -093 -094 -095 -099	食料品加工機械 その他の特殊産業機械 製材・木工・合板機械 パルプ装置・製紙機械 印刷・製本・紙加工機械 鑄造装置 プラスチック加工機械 その他の特殊産業機械(除別掲)						
3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金アリン型 その他の一般機械器具及び部品	3031	その他の一般機械器具 及び部品	045	その他の一般機器		
3111-01 -09	3111-011 -091 -092 -099	複写事務用機械 その他の事務用機械 電子式卓上計算機 ワードプロセッサ その他の事務用機械(除別掲)	3111	事務用機械	046	事務用・サービス 用機器		
3112-01	3112-011 -012 -019	サービス用機器 自働販売機 娯楽用機器 その他のサービス用機器	3112	サービス用機器				
3211-01 -02 -03 -09	3211-011 -021 -031 -099	電気音響機器 ラジオ・テレビ受信機 ビデオ機 その他の民生用電気機器	3211	民生用電気機械	047	民生用電気機械	13	電気機械
3212-01 -09	3212-011 -099	磁気テープ・フレキシブルディスク その他の電気音響機器部分品・付属品	3212	電気音響機器部分品・同 付属品				
3311-01 -02	3311-011 -021	電子計算機本体 電子計算機付属装置	3311	電子計算機・同付属装置	048	電子・通信機器		
3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有線電気通信機器 無線電気通信機器 その他の電気通信機器	3321	通信機械				
3331-01	3331-011	電子応用装置	3331	電子応用装置				
3332-01	3332-011	電気計測器	3332	電気計測器				
3341-01	3341-011 -012	半導体素子・集積回路 半導体集積回路	3341	半導体素子・集積回路				
3359-01 -09	3359-011 -099	電子 その他の電子・通信機器部分品	3359	その他の電子・通信機器 部分品				
3411-01 -02 -03 -09	3411-011 -012 -021 -031 -099	回転電気機械 発電機 電動機 開閉制御装置及び配電機 その他の送配電機器 その他の産業用重電機	3411	重電機器	049	重電機器		
3421-01 -02 -03 -04 -05 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -099	電気照明器具 電池類 電球 配線器具 内燃機関係電機 その他の軽電機	3421	その他の電気機器	050	その他の電気機器		
3511-01	3511-011	乗用車	3511	乗用自動車	051	自動車	14	輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他 の自動車				
3531-01	3531-011	二輪自動車	3531	二輪自動車				
3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自動車 自動車用内燃機関・同部分品 自動車	3541	自動車部品・同付属品				
3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	鋼の他の船 船用内燃機 船舶 船舶	3611	船舶・同修理	052	船舶・同修理		

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統集中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理	3621	鉄道車両・同修理	053	その他の輸送機械 ・同修理		
3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 修 理	3622	航空機・同修理				
3629-01 -09	3629-011 -091 -099	自 他 転 輸 送 機 車 械 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲)	3629	その他の輸送機械				
3711-01 -09	3711-011 -099	カ メ ラ 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械	3711	光 学 機 械	054	精 密 機 械	15	精 密 機 械
3712-01	3712-011	時 計	3712	時 計				
3719-01 -02 -03	3719-011 -021 -031	理 化 学 機 械 器 具 分 析 器 ・ 試 験 機 ・ 計 量 器 ・ 測 定 器 具 医 療 用 機 械 器 具	3719	そ の 他 の 精 密 機 械				
3911-01 -02	3911-011 -021	玩 動 用 具 品	3911	玩具・運動用品	055	その他の製造工業 製品	16	その他の製造工業 製品 (3/3)
3919-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3919-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	楽 器 下 具 品 器 品 レ コ ー 文 具 筆 記 具 身 辺 細 貨 武 器 加 工 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	3919	その他の製造工業製品				
4111-01 -02	4111-011 -021	住 宅 建 築 (木 造) 住 宅 建 築 (非 木 造)	4111	住 宅 建 築				
4112-01 -02	4112-011 -021	非 住 宅 建 築 (木 造) 非 住 宅 建 築 (非 木 造)	4112	非 住 宅 建 築	056	建 築	17	建 設
4121-01	4121-011	建 設 補 修	4121	建 設 補 修				
4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道 路 関 係 公 共 事 業 河 川 ・ 下 水 道 ・ そ の 他 の 公 共 事 業 農 林 関 係 公 共 事 業	4131	公 共 事 業				
4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄 道 軌 道 建 設 電 力 通 信 施 設 そ の 他 の 土 木 建 設	4132	そ の 他 の 土 木 建 設	057	建 設 補 修		
5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事 業 用 原 子 力 発 電 事 業 用 火 力 発 電 水 力 ・ そ の 他 の 事 業 用 発 電 自 家 用 発 電	5111	電 力				
5121-01	5121-011	都 市 ガ ス	5121	都 市 ガ ス				
5122-01	5122-011	熱 供 給 業	5122	熱 供 給 業	060	ガ ス ・ 熱 供 給		
5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 工 業 用 水 道	5211	水 道				
5212-01 -02	5212-011 -021	廃 棄 物 処 理 (公 営) ★★ 廃 棄 物 処 理 (産 業)	5212	廃 棄 物 処 理				
6111-01	6111-011	卸 売	6111	卸 売	063	商 業	20	商 業
6112-01	6112-011	小 売	6112	小 売				
6211-01	6211-011 -012 -013 -014	金 融 (帰 属 利 子) 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 間 接 的 金 融 (手 数 料) 公 民 間 金 融 (手 数 料)	6211	金 融	064	金 融 ・ 保 険	21	金 融 ・ 保 険
6212-01 -02	6212-011 -021	生 命 保 險	6212	保 險				
6411-01 -02	6411-011 -021	不 動 産 仲 介 ・ 管 理 業 不 動 産 賃 貸 業	6411	不 動 産 仲 介 及 び 賃 貸	065	不 動 産 仲 介 及 び 賃 貸	22	不 動 産

1. 基本分類 (列411×行527)		2. 統 合 部 門 分 類							
		統 合 小 分 類 (187部門)		統 合 中 分 類 (91部門)		統 合 大 分 類 (32部門)			
分 類 コ ー ド		部 門 名	コ ー ド	部 門 名	コ ー ド	部 門 名	コ ー ド	部 門 名	部 門 名
列コード	行コード								
6421-01	6421-011	住 宅 賃 賃 料	6421	住 宅 賃 賃 料	066	住 宅 賃 賃 料			
7111-01	7111-011 -012	鉄 道 旅 客 輸 送 鉄 道 旅 客 輸 送 (J R) 鉄 道 旅 客 輸 送 (除 J R)	7111	鉄 道 旅 客 輸 送	067	鉄 道 輸 送	23	運 輸	
7112-01	7112-011	鉄 道 貨 物 輸 送	7112	鉄 道 貨 物 輸 送					
7121-01 -02	7121-011 -021	バ ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー	7121	道 路 旅 客 輸 送	068	道 路 輸 送 (除 自 家 輸 送)			
7122-01 -02	7122-011 -021	道 路 貨 物 輸 送 運	7122	道 路 貨 物 輸 送					
7131-01P	7131-011P	自 家 用 旅 客 自 動 車 輸 送	7131	自 家 用 旅 客 自 動 車 輸 送	069	自 家 用 自 動 車 輸 送			
7132-01P	7132-011P	自 家 用 貨 物 自 動 車 輸 送	7132	自 家 用 貨 物 自 動 車 輸 送					
7141-01	7141-011	外 洋 輸 送	7141	外 洋 輸 送	070	水 運			
7142-01	7142-011 -012	沿 海 ・ 内 水 面 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 旅 客 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 貨 物 輸 送	7142	沿 海 ・ 内 水 面 輸 送					
7143-01	7143-011	港 湾 運 送	7143	港 湾 運 送					
7151-01	7151-011 -012 -013 -014	航 空 輸 送 航 空 輸 送 航 空 輸 送 航 空 輸 送 航 空 貨 物 輸 送 航 空 貨 物 輸 送 航 空 貨 物 輸 送 航 空 貨 物 輸 送 航 空 機 使 用 事 業	7151	航 空 輸 送	071	航 空 輸 送			
7161-01	7161-011	倉 庫	7161	倉 庫	072	倉 庫			
7171-01	7171-011	こ ん 包	7171	こ ん 包	073	運 輸 付 帯 サービス			
7179-01 -02 -03 -04 -05 -09	7179-011 -021 -031 -041 -051 -099	道 路 輸 送 施 設 提 供 水 運 付 帯 サービス (公 営) ★★ 水 運 付 帯 サービス (産 業) ★★ 航 空 付 帯 サービス (國 公 営) ★★ 航 空 付 帯 サービス (産 業) ★★ 旅 行 ・ そ の 他 の 運 輸 付 帯 サービス	7179	そ の 他 の 運 輸 付 帯 サービス					
7311-01	7311-011	郵 便	7311	郵 便	074	通 信	24	通 信 ・ 放 送	
7312-01 -02	7312-011 -021	國 内 電 気 通 信 國 際 電 気 通 信	7312	電 気 通 信					
7319-09	7319-099	そ の 他 の 通 信 サービス	7319	そ の 他 の 通 信 サービス					
7321-01 -02 -03	7321-011 -021 -031	公 共 放 送 公 共 放 送 有 線 放 送	7321	放 送	075	放 送			
8111-01	8111-011	公 務 (中 央) ★★	8111	公 務 (中 央)	076	公 務	25	公 務	
8112-01	8112-011	公 務 (地 方) ★★	8112	公 務 (地 方)					
8211-01 -02	8211-011 -021	学 校 教 育 (國 公 立) ★★ 学 校 教 育 (私 立) ★	8211	学 校 教 育	077	教 育	26	教 育 ・ 研 究	
8213-01 -02 -03 -04	8213-011 -021 -031 -041	社 会 教 育 (國 公 立) ★★ 社 会 教 育 (非 營 利) ★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (國 公 立) ★★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (産 業) ★★	8213	社 会 教 育 ・ そ の 他 の 教 育					
8221-01 -02 -03 -04 -05 -06	8221-011 -021 -031 -041 -051 -061	自 然 科 学 研 究 機 関 (國 公 立) ★★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (國 公 立) ★★ 自 然 科 学 研 究 機 関 (非 營 利) ★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (非 營 利) ★ 自 然 科 学 研 究 機 関 (産 業) ★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (産 業) ★	8221	学 術 研 究 機 関	078	研 究			
8222-01	8222-011	企 業 内 研 究 開 発	8222	企 業 内 研 究 開 発					
8311-01 -02 -03	8311-011 -021 -031	医 療 (國 公 立) ★★ 医 療 (非 營 利) ★ 医 療 (産 業) ★	8311	医 療	079	医 療 ・ 保 健	27	医 療 ・ 保 健 ・ 社 会 保 障	

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
8312-01 -02 -03	8312-011 -021 -031	保 健 衛 生 (国公立) ★★ 保 健 衛 生 (非営利) ★ 保 健 衛 生 (産 業)	8312	保 健				
8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社 会 保 險 事 業 (国公立) ★★ 社 会 保 險 事 業 (非営利) ★ 社 会 福 祉 (国公立) ★★ 社 会 福 祉 (非営利) ★	8313	社 会 保 障	080	社 会 保 障		
8411-01 -02	8411-011 -021	対 企 業 民 間 非 営 利 団 体 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体 (除別掲) ★	8411	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス	081	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス	28	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス
8511-01	8511-011 -012	広 告 テ レ ビ ・ ラ ジ オ 告 白 新 聞 ・ 雑 誌 ・ そ の 他 の 広 告	8511	広 告	082	広 告 ・ 調 査 ・ 情 報 サ ー ビ ス	29	対 事 業 所 サ ー ビ ス
8512-01 -02	8512-011 -021	情 報 サ ー ビ ス ニ ュ ー ス 供 給 ・ 興 信 所	8512	調 査 ・ 情 報 サ ー ビ ス				
8513-01	8513-011 -012 -013 -014 -015	物 品 質 貸 業 (除貸自動車) 産 業 用 機 械 器 具 (除建設機械器具) 質 貸 業 建 設 機 械 器 具 質 貸 業 電 子 計 算 機 ・ 同 関 連 機 器 質 貸 業 事 務 用 機 械 器 具 (除電算機等) 質 貸 業 ス ポ ー ツ ・ 娯 楽 用 品 ・ そ の 他 の 物 品 質 貸 業	8513	物 品 質 貸 業 (除貸自動車 業)	083	物 品 質 貸 サ ー ビ ス		
8514-01	8514-011	貸 自 動 車 業	8514	貸 自 動 車 業				
8515-10	8515-101	自 動 車 修 理	8515	自 動 車 修 理	084	自 動 車 ・ 機 械 修 理		
8516-10	8516-101	機 械 修 理	8516	機 械 修 理				
8519-01 -02 -03 -04 -09	8519-011 -021 -031 -041 -099	建 物 サ ー ビ ス 法 務 ・ 財 務 ・ 会 計 サ ー ビ ス 土 木 建 築 サ ー ビ ス 労 働 者 派 遣 サ ー ビ ス そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス	8519	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス	085	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス		
8611-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -09	8611-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -099	映 画 制 作 ・ 配 給 業 映 画 館 劇 場 ・ 興 行 場 遊 園 地 競 輪 ・ 競 馬 等 の 競 走 場 ・ 競 技 団 体 運 動 競 技 場 ・ 公 園 ・ 遊 園 地 興 行 そ の 他 の 娯 楽	8611	娯 楽 サ ー ビ ス	086	娯 楽 サ ー ビ ス	30	対 個 人 サ ー ビ ス
8612-01 -02 -03	8612-011 -021 -031	一 般 飲 食 店 (除喫茶店) 喫 茶 店 遊 興 飲 食 店	8612	飲 食 店	087	飲 食 店		
8613-01	8613-011	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	8613	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	088	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所		
8619-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -08 -09	8619-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -081 -099	洗 濯 ・ 洗 張 ・ 染 物 業 理 容 業 美 容 場 業 浴 場 業 写 真 儀 業 葬 儀 業 各 種 修 理 業 (除別掲) 個 人 教 授 所 そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	8619	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	089	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス		
8900-00P	8900-000P	事 務 用 品	8900	事 務 用 品	090	事 務 用 品	31	事 務 用 品
9000-00	9000-000	分 類 不 明	9000	分 類 不 明	091	分 類 不 明	32	分 類 不 明
9099-00	9099-000	内 生 部 門 計	9099	内 生 部 門 計	092	内 生 部 門 計	33	内 生 部 門 計

(注) 1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

- ★★……政府サービス生産者
- ★……対家計民間非営利サービス生産者
- 無印……産 業

2. P は仮設部門を示す。

1. 基本分類 (列411×行527)			2. 統 合 部 門 分 類					
			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
最終需要部門								
9110-00		家計外消費支出(列)	9110	家計外消費支出(列)	093	家計外消費支出(列)	34	家計外消費支出(列)
9121-00		家計消費支出	9121	家計消費支出	094	民間消費支出	35	民間消費支出
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	9122	対家計民間非営利団体消費支出				
9130-10 -20		中央政府消費支出 地方政府消費支出	9130	一般政府消費支出	095	一般政府消費支出	36	一般政府消費支出
9141-00		国内総固定資本形成(公的)	9141	国内総固定資本形成(公的)	096	国内総固定資本形成(公的)	37	国内総固定資本形成(公的)
9142-00		国内総固定資本形成(民間)	9142	国内総固定資本形成(民間)	097	国内総固定資本形成(民間)	38	国内総固定資本形成(民間)
9150-10 -20 -30 -40 -50		生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	9150	在庫純増	098	在庫純増	39	在庫純増
9200-00		国内最終需要計	9200	国内最終需要計	099	国内最終需要計	40	国内最終需要計
9210-00		国内需要合計	9210	国内需要合計	100	国内需要合計	41	国内需要合計
9211-10 -20		輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易)	9211	輸出	101	輸出	42	輸出
9212-00		輸出(直接購入)	9212	輸出(直接購入)				
9213-00		調整項	9213	調整項	102	調整項		
9300-00		最終需要計	9300	最終需要計	103	最終需要計	44	最終需要計
9350-00		需要合計	9350	需要合計	104	需要合計	45	需要合計
9411-10 -20		(控除)輸入(普通貿易) (控除)輸入(特殊貿易)	9411	(控除)輸入	105	(控除)輸入	46	(控除)輸入
9412-00		(控除)輸入(直接購入)	9412	(控除)輸入(直接購入)				
9420-00		(控除)関税	9420	(控除)関税	106	(控除)関税	47	(控除)関税
9430-00		(控除)輸入品商品税	9430	(控除)輸入品商品税	107	(控除)輸入品商品税	48	(控除)輸入品商品税
9450-00		(控除)輸入計	9450	(控除)輸入計	108	(控除)輸入計	49	(控除)輸入計
9500-00		最終需要部門計	9500	最終需要部門計	109	最終需要部門計	50	最終需要部門計
9510-00		商業マージン(卸売)	9510	商業マージン(卸売)	110	商業マージン	51	商業マージン
9520-00		商業マージン(小売)	9520	商業マージン(小売)				
9610-00		貨物運賃(鉄道)	9610	貨物運賃(鉄道)	111	貨物運賃	52	貨物運賃
9620-10 -20		貨物運賃(道路) 貨物運賃(運運)	9620	貨物運賃(道路)				
9630-10 -20		貨物運賃(沿海内水面) 貨物運賃(港湾運送)	9630	貨物運賃(沿海内水面)				
9640-00		貨物運賃(航空)	9640	貨物運賃(航空)				
9650-00		貨物運賃(倉庫)	9650	貨物運賃(倉庫)				
9700-00		国内生産額	9700	国内生産額				

1. 基本分類 (列411×行527)		2. 統 合 部 門 分 類							
		統合小分類 (187部門)		統合中分類 (91部門)		統合大分類 (32部門)			
分類コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード		行コード							
粗付加価値部門									
	9110-010 -020 -030	宿泊・日当 交 福 利 厚 生 費	9110	家計外消費支出(行)	093	家計外消費支出 (行)	34	家計外消費支出 (行)	
	9311-000	賃 金 ・ 俸 給	9311	賃 金 ・ 俸 給	094	雇 用 者 所 得	35	雇 用 者 所 得	
	9312-000	社 会 保 険 料 (雇 用 主 負 担)	9312	社 会 保 険 料 (雇 用 主 負 担)					
	9313-000	そ の 他 の 給 与 及 び 手 当	9313	そ の 他 の 給 与 及 び 手 当					
	9412-000	営 業 余 剩	9412	営 業 余 剩	095	営 業 余 剩	36	営 業 余 剩	
	9420-000	資 本 減 耗 引 当	9420	資 本 減 耗 引 当	096	資 本 減 耗 引 当	37	資 本 減 耗 引 当	
	9430-000	間 接 税 (除 関 税 ・ 消 費 税)	9430	間 接 税 (除 関 税 ・ 消 費 税)	097	間 接 税 (除 関 税 ・ 消 費 税)	38	間 接 税 (除 関 税 ・ 消 費 税)	
	9440-000	(控 除) 経 常 補 助 金	9440	(控 除) 補 助 金	099	(控 除) 補 助 金	40	(控 除) 補 助 金	
	9500-000	粗 付 加 価 値 部 門 計	9500	粗 付 加 価 値 部 門 計	100	粗 付 加 価 値 部 門 計	41	粗 付 加 価 値 部 門 計	
	9700-000	国 内 生 産 額	9700	国 内 生 産 額	113	国 内 生 産 額	54	国 内 生 産 額	

3. 特殊分類

コード	特殊分類名
空白	成 品 投 入
2	屑 品 投 入
3	副 産 物 投 入
4	副 産 物 投 入
5	副 産 物 投 入
6	商 業 一 次 運 賃
7	国 内 貨 物 運 賃

4. 13部門分類と統合大分類の対応

コード	部門名	32部門 コード
01	農 林 水 産 業	01
02	鉱 業	02
03	製 造 業	03~16, 31
04	建 設	17
05	電 力 ・ ガ ス ・ 水 道	18, 19
06	商 業	20
07	金 融 ・ 保 險	21
08	不 動 産	22
09	運 輸	23
10	通 信 ・ 放 送	24
11	公 務	25
12	サ ー ビ ス	26~30
13	分 類 不 明	32

第6章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成2年（1990年）産業連関表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。

平成2年表の部門分類は、原則として、昭和60年表のそれを踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、各部門ごとに変更内容を記載しているほか、章末には、新旧対照表として示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（JSIC）は、昭和59年1月改訂のものである。

部門別概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門について、コード順に、列部門ごと（粗付加価値部門は行部門ごと）に規定している。

〔担当省庁〕

列・行コード、名称欄の下端に、当該部門の担当省庁名を記載している。

〔概念・定義・範囲〕

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

〔生産物例示〕又は〔品目例示〕

当該部門の活動により産出される主な財貨又はサービスを行部門ごとに例示したものである。ただし、行部門名から産出される主な財貨又はサービスが明らかな場合には例示を省略している。

〔変更点〕

平成2年表において昭和60年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

〔注意点〕

概念・定義・範囲に関する留意点、昭和55年表から昭和60年表における変更点等について注記している。

〔注〕1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

★★……政府サービス生産者

★……対家計民間非営利サービス生産者

無印……産 業

2. Pは仮設部門を示す。

第1節 内生部門

1 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

（農林水産省）

米の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

米、稲わら

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦（国産）
	0111-022	小麦（輸入）
	0111-023	大麦（国産）
	0111-024	大麦（輸入）

（農林水産省）

麦類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の行部門「0011-210六条大麦（国産）」、「0011-230裸麦」及び「0011-260二条大麦（ビール麦）」を「0111-023大麦（国産）」に統合。

② 昭和60年表において、55年表の列部門「0011-20麦類」に含まれていたえん麦及びらい麦を列部門「0111-03雑穀」に統合。55年表の行部門「0011-290その他の麦」を「0111-039その他の雑穀」に統合。

列部門	0111-03	雑穀
行部門	0111-031	雑穀

（農林水産省）

雑穀の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

とうもろこし、こうりゃん（輸入）、えん麦（オート麦）、らい麦、あわ、ひえ、きび、そば

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0111-031とうもろこし・こうりゃん（輸入）」及び「0111-039その他の雑穀」を統合。

〔注意点〕

- ① 未成熟とうもろこしは「0113-01, -001野菜（露地）」に、青刈とうもろこしは「0116-01, -011飼料作物」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0011-20麦類」に含まれていたえん麦及びびらい麦を「0111-03雑穀」に統合。55年表の行部門「0011-290その他の麦」を「0111-039その他の雑穀」に統合。

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

（農林水産省）

いも類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

かんしょ、ばれいしょ

〔注意点〕

さといも、やまのいも等は、「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆（国産）
	0112-022	大豆（輸入）
	0112-029	その他の豆類

（農林水産省）

豆類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

大豆、小豆、いんげんまめ、らっかせい、えんどう、そらまめ、ささげ

〔注意点〕

未成熟の大豆、いんげん、えんどう、そらまめは、「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0113-01	野菜（露地）
	0113-02	野菜（施設）
行部門	0113-001	野菜

（農林水産省）

野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜（施設）の範囲は、「野菜生産出荷統計年報」の区分に従い、ガラス室（主たる資材としてガラスを用いた

恒久的施設）、ハウス（ガラス以外のもので被覆され、作業者が中に入り得る施設）及びトンネル（作業者が中に入り得ない高さの被覆栽培施設）による野菜生産活動を、野菜（露地）の範囲はその他の野菜生産活動とする。

〔生産物例示〕

かぼちゃ、とうがらし、ピーマン、きゅうり、しろりり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、未成熟えんどう、未成熟そらまめ、未成熟とうもろこし、未成熟大豆、未成熟いんげん、とうがん、にがうり、おくら、キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、はたまねぎ、わけぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セロリー、カリフラワー、ブロッコリー、レッドキャベツ、こもちかんらん、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、うど、わさび、しそ、せり、たけのこ、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、ゆりね、しょうが、わさびだいこん、マッシュルーム、くわい

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「0113-01野菜」を「0113-01野菜（露地）」及び「0113-02野菜（施設）」に分割。

〔注意点〕

国産野菜については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「野菜」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

（農林水産省）

果実の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

みかん、なつみかん、ネーブルオレンジ、はっさく、いよかん、レモン、グレープフルーツ、りんご、バナナ、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、パイナップル、果樹の植物成長

〔注意点〕

国産果実については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「果実」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0115-01	砂糖原料作物
行部門	0115-011	砂糖原料作物

(農林水産省)

砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

さとうきび、てんさい

列部門	0115-02	飲料用作物
行部門	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

(農林水産省)

飲料用作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生茶）、ホップ、茶の植物成長

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	油糧作物
	0115-092	食用工芸作物（除別掲）

(農林水産省)

他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

油糧作物：なたね（種実）、ごま、オリーブ

食用工芸作物（除別掲）：香辛料作物（輸入）、こんにゃくいも

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の列・行部門「0115-01、-011油糧作物」を本部門に統合。
- ② 昭和60年表の行部門「0115-091香辛料作物（輸入）」を「0115-092食用工芸作物（除別掲）」に統合。

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を除外。
- ② 昭和60年表において、55年表の行部門「0014-410なたね（種実）」及び「0014-490その他の油糧作物」を「0115-011油糧作物」に統合。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

(農林水産省)

飼料作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を分割・特掲。

列部門	0116-02	葉たばこ
行部門	0116-021	葉たばこ

(農林水産省)

葉たばこの生産活動（一次乾燥し、調製するまで）を範囲とする。

列部門	0116-03	種苗
行部門	0116-031	種苗

(農林水産省)

種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

〔生産物例示〕

農産物（畜産物、蚕を除く）の種子、球根、苗木（山行き苗木を除く）

〔注意点〕

- ① 花き苗は、「0116-04、-041花き・花木類」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-03種苗」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-031種苗」を分割・特掲。

列部門	0116-04	花き・花木類
行部門	0116-041	花き・花木類

(農林水産省)

花き・花木類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

切花、鉢物、花木、花き苗、芝

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-04花き・花木類」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表の「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-041花き・花木類」を分割・特掲。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	生ゴム（輸入）
	0116-092	綿花（輸入）
	0116-093	非食用工芸作物

（農林水産省）

他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、薬用作物（薬用人参、あまちゃづる等）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作物（いぐさ等）、織物原料作物（麻）、その他の工芸作物（あい、紅花等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」及び行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-03、-031種苗」及び「0116-04、-041花き・花木類」を除外し、「0116-09その他の非食用耕種作物」、「0116-093非食用工芸作物」に名称変更。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

（農林水産省）

酪農の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

生乳、乳子牛（と畜向け、肥育向け）、乳用牛の頭数増・肥大、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-120乳子牛（と殺向け）」を「0121-019その他の酪農生産物」に統合。

列部門	0121-02	鶏卵
行部門	0121-021	鶏卵

（農林水産省）

鶏卵の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鶏卵、成鶏（産鶏）、鶏ふん、不正常卵

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-02、-021採卵鶏」から変更。

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-02採卵鶏」を分割。

② 昭和60年表において、55年表の行部門「0016-210鶏卵」、
「0016-220肉鶏」に含まれていた成鶏及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていた不正常卵、採卵鶏ふんを
「0121-021採卵鶏」に統合。

列部門	0121-03	肉鶏
行部門	0121-031	肉鶏

（農林水産省）

肉鶏の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ブロイラー、鶏ふん

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-03、-031肉鶏（除別掲）」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-03肉鶏（除別掲）」を分割。55年表の行部門「0016-220肉鶏」に含まれていたブロイラー及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていたブロイラー鶏ふんを「0121-031肉鶏（除別掲）」に統合。

列部門	0121-04	豚
行部門	0121-041	豚

（農林水産省）

豚の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

豚、きゅう肥

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-04、-041養豚」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-310豚」及び「0016-390その他の養豚生産物」を「0121-041養豚」に統合。

列部門	0121-05	肉用牛
行部門	0121-051	肉用牛

（農林水産省）

肉用牛の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

肉用牛、きゅう肥、肉用牛子畜（肥育向け）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-05、-051肉牛」から変

更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-490その他の肉牛生産物」を「0121-051肉牛」に統合。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

他に分類されない畜産の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

羊毛、馬(軽種馬を含む)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛玩動物・鳥類、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-920肉畜」及び「0016-990その他の畜産生産物」を「0121-099その他の畜産」に統合。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

養蚕の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蚕繭(上繭、種繭、玉・屑繭)、蚕種、桑の葉、桑の植物成長

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0017-010蚕繭」及び「0017-020養蚕副産物」を「0122-011養蚕」に統合。

列部門	0131-01	獣医業
行部門	0131-011	獣医業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類864「獣医業」の活動を範囲とする。

列部門	0131-02	農業サービス(除獣医業)
行部門	0131-021	農業サービス(除獣医業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類018「農業サービス業(園芸サー

ビス業を除く)」の活動を範囲とする。

なお、農協等の営農指導も本部門の活動の範囲とする。

〔品目例示〕

カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育業、種付業、ふ卵業

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

山行き苗木(造林用)の生産活動、造林及び林木の保育・保護などの活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

苗木、立木の成長

〔注意点〕

造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太(そま角、大割材等を含む)を生産する活動を範囲とする。

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

林野から生産又は採取する産物(きのご類の栽培を含む)、製薪炭業、狩猟業の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

きのご類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ等)、樹皮(しゅろ皮等)、生うるし、竹材、薪、木炭(黒炭、白炭)、狩猟による動物原皮

〔注意点〕

- ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01果実」及び行部門「0114-019その他の果実」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0212-10特用林産物」及び「0212-20薪炭製造」を「0213-01特用林産物(含狩猟業)」に統合。55年表の行部門「0212-100特用林産物」、「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を「0213-011特用林産物(含狩猟業)」に統合。

列部門	0311-01	沿岸漁業
	0311-02	沖合漁業
	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-001	海面漁業（国産）
	0311-002	海面漁業（輸入）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類031「捕鯨業」及び032「一般海面漁業」の生産活動を範囲とする。

なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業養殖業生産統計年報」に合わせ次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業

沖合漁業：10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの

遠洋漁業：遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋地びき網漁業、以西地びき網漁業等及び捕鯨業

〔生産物例示〕

魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0311-011沿岸漁業」、 「0311-021沖合漁業」及び「0311-031遠洋漁業」を統合し、「0311-001海面漁業（国産）」及び「0311-002海面漁業（輸入）」に分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「0410-20、-200 遠洋・沖合漁業」を「0311-02、-021沖合漁業」及び「0311-03、-031遠洋漁業」に分割。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類（から付）、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

列部門	0312-01	内水面漁業
	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-001	内水面漁業・養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0312-011内水面漁業」及び「0312-021内水面養殖業」を統合。

2 鉱業

列部門	0611-01	鉄鉱石
行部門	0611-011	鉄鉱石

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類0531「鉄鉱業」及び0532「砂鉄鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、「2029-011硫酸」部門の副産物である硫酸焼鉱は、本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「1210-010鉄鉱石（国産）」及び「1210-020鉄鉱石（輸入）」を統合。

列部門	0612-01	非鉄金属鉱物
行部門	0612-011	銅鉱
	0612-012	鉛・亜鉛鉱
	0612-019	その他の非鉄金属鉱物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類051「貴金属鉱業」、052「非鉄金属鉱業」、細分類0533「マンガン鉱業」、0534「クロム鉱業」、0535「タングステン鉱業」、0536「モリブデン鉱業」、0539「その他の鉄属鉱業」及び小分類059「その他の金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の非鉄金属鉱物：金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

〔注意点〕

① 昭和60年表の列部門「0612-01非鉄金属鉱物」は、55年表の列部門「1220-10銅鉱」、「1220-20鉛鉱」、「1220-30亜鉛鉱」、「1220-90その他の非鉄金属鉱物」及び「1990-10硫化鉱・硫黄」のうち硫化鉄を統合。

② 昭和60年表の行部門「0612-012鉛・亜鉛鉱」は、55年表の行部門「1220-200鉛鉱」と「1220-300亜鉛鉱」を統合。また、「0612-019その他の非鉄金属鉱物」は、55年表の行部門「1220-900その他の非鉄金属鉱物」と「1990-100硫化鉱・硫黄」のうち硫化鉱を統合。

列部門	0621-01	石灰石
行部門	0621-011	石灰石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0828「石灰石鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

列部門	0621-09	その他の窯業原料鉱物
行部門	0621-099	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0821「耐火粘土鉱業」、0822「ろう石鉱業」、0823「ドロマイト鉱業」、0824「長石鉱業」、0825「陶石鉱業」、0826「けい石鉱業」、0827「天然けい砂鉱業」及び0829「その他の窯業原料用鉱物鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

[生産物例示]

けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

[注意点]

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「窯業原料鉱物」から「その他の窯業原料鉱物」に変更。

列部門	0622-01	砂利・採石
行部門	0622-011	砂利・採石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

[生産物例示]

砂利、砂、かんらん岩(精鉱)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「1420-00砂利・石材」のうち砂利・採石を特掲。

列部門	0622-02	碎石
行部門	0622-021	碎石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2581「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

碎石、石材

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「1420-00砂利・石材」のうち碎石を特掲。

列部門	0629-09	その他の非金属鉱物
行部門	0629-099	その他の非金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類083「化学・肥料原料用鉱物鉱業」、084「粘土鉱業(別掲を除く)」及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

[生産物例示]

重晶石、ベンナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「1990-30、-300原塩」のうち岩塩と「1990-90、-900その他の非金属鉱物」を統合。

列部門	0711-01	石炭
行部門	0711-011	原料炭
	0711-012	一般炭・亜炭・無煙炭

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし、「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

[生産物例示]

原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭

[変更点]

行部門「原料炭」は昭和60年表の行部門「0711-011原料炭(国産)」及び「0711-012原料炭(輸入)」を、また、「一般炭・亜炭・無煙炭」は「0711-013一般炭・亜炭・無煙炭(国産)」及び「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」をそれぞれ統合。

[注意点]

昭和60年表において、行部門「0711-013一般炭・亜炭・無

煙炭(国産)及び「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」は、55年表の行部門「1101-030一般炭・亜炭」と「1101-040無煙炭」を統合し、国産、輸入に組替。

列部門	0721-01	原油
行部門	0721-011	原油

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類071「原油鉱業」の掘採活動を範囲とする。

[変更点]

昭和60年表において本部門に含まれていた天然ガソリンを「0731-01, -011天然ガス」に統合。

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「1301-010原油(国産)」と「1301-020原油(輸入)」を統合。

列部門	0731-01	天然ガス
行部門	0731-011	天然ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類072「天然ガス鉱業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

[変更点]

昭和60年表において列・行部門「0721-01, -011原油」に含まれていた天然ガソリンを本部門に統合。

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「1302-100天然ガス(国産)」と「1302-200天然ガス(輸入)」を統合。

3 食 料 品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

家畜及び家きんをと畜解体し、枝肉及び鶏肉の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等)

[変更点]

昭和60年表の行部門「1111-011枝肉・鶏肉」を「1111-011牛肉(枝肉)」、「1111-012豚肉(枝肉)」、「1111-013鶏肉」及び「1111-014その他の肉(枝肉)」に分割。

[注意点]

- ① 昭和60年表において、列部門の名称を55年表の「2011-00と殺(含肉鶏処理)」から「1111-01と畜(含肉鶏処理)」に変更。
- ② 昭和60年表において、55年表の行部門「2011-020原皮」、「2011-030と殺副産物」及び「2011-050肉鶏処理副産物」を「1111-012と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」に統合。

列部門	1112-01	肉加工品
行部門	1112-011	肉加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

列部門	1112-02	畜産びん・かん詰
行部門	1112-021	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち、ハム、ベーコン、ソーセージ等を除く、畜産物を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2012-10, -100畜産びん・かん詰」から「1119-03, -031レトルト食品」を除外。

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	動物油脂

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち、

魚油製造業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動物油脂（牛脂，豚脂等），精製ラード

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂（除別掲）」を統合。

〔注意点〕

- ① 本部門は，動物原油（非食用）の生産と，その原油をさらに加工精製し，食用動物油脂を生産する活動である。
- ② 昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂（除別掲）」は，55年表の行部門「2012-310ラード（精製）」及び「2012-320動物原油（非食用分）」からそれぞれ名称変更。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

飲用牛乳：牛乳，加工乳

乳製品：乳飲料，粉乳，れん乳，バター，チーズ，アイスクリーム，ミックスパウダー，クリーム，発酵乳，乳酸菌飲料

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1226「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

〔生産物例示〕

冷凍魚介類，冷凍魚介調理品（丸又は三枚おろし，刺身等の処理をし，凍結したもの），冷凍すり身，副産物の「魚あら」

〔注意点〕

- ① 船上冷凍魚は，「0311-001海面漁業（国産）」から本部門に生鮮魚を産出。
- ② 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-31，-310冷凍魚貝類」から「1113-01，-011冷凍魚介類」に変更。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち，魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

煮干し品，素干し品，塩干品，塩蔵品，くん製品，副産物の「魚あら」

〔注意点〕

- ① さくら干し・みりん干しは，「1113-09，-099その他の水産食品」に含まれる。
- ② 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-32，-320塩蔵・乾燥・くん製品」から「1113-02，-021塩・干・くん製品」に変更。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

魚介・海藻類を主な原料とする保存食品（びん・かん詰），副産物の「魚あら」

〔注意点〕

水産物つくだ煮は，その容器を問わず，「1113-09，-099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

焼きちくわ，かまぼこ，魚肉ハム・ソーセージ，副産物の「魚あら」

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち、魚油・内臓油製造業等の魚油及び魚かすの生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

魚油，粗製肝油，内臓油，魚かす，魚粉，貝殻粉

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」，1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

節類，水産物つくだ煮，寒天，焼・味付けのり，さくら干し，みりん干し

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「2040-22，-220水産食品」から「1113-09，-099その他の水産食品」に変更。

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

精米，くず米，米ぬか，精麦，麦ぬか

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「2050-110精米（国産原料）」及び「2050-120精米（輸入）」を「1114-011精米」に統合。

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小麦粉，ふすま，そば粉，こんにゃく粉，米穀粉

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

乾めん，即席めん，マカロニ・スパゲッティ，生めん

列部門	1115-02	パン類
行部門	1115-021	パン類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」，1299「他に分類されない食料品製造業」のうち調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動（製造小売のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

食パン，学校給食パン，菓子パン，調理パン，サンドイッチ

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「パン類」を分割。

列部門	1115-03	菓子類
行部門	1115-031	菓子類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」，1273「ビスケット類・干菓子製造業」，1274「米菓製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動（製造小売のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

キャラメル，ドロップ，キャンデー，チョコレート，チューインガム，焼菓子，ビスケット，米菓，和生菓子，洋生菓子，スナック菓子，油菓子，ココア

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「菓子類」を分割。

〔注意点〕

アイスクリームは，「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に含まれる。

列部門	1116-01	農産びん・かん詰
行部門	1116-011	農産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

野菜びん・かん詰, 果実びん・かん詰, ジャム(びん・かん詰), 野菜ジュース, 原料濃縮果汁

〔注意点〕

- ① 濃度が100%未満の果実飲料は、「1129-02, -021清涼飲料」に、菓子かん詰は「1115-03, -031菓子類」に含まれる。
- ② たれ, つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ, ピューレ等)のびん・かん詰は「1117-06, -061調味料」に含まれる。
- ③ 野菜ジュース, 天然果汁, 濃縮果汁については, その容器を問わない。

列部門	1116-02	農産保存食料品(除びん・かん詰)
行部門	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜及び果実を主な原料とする農産保存食料品(びん・かん詰及びジュース原液, 乾燥きのこを除く)の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

乾燥野菜, 冷凍野菜, 冷凍果実, 漬物, カップジャム, かんぴょう, 切干だいこん, マッシュポテト, 干がき

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1115-09, -099その他の農産加工」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「2030-90, -900その他の野菜・果実加工」から「1115-09, -099その他の農産加工」に変更。

列部門	1117-01	砂糖
行部門	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業(砂糖精製業

を除く)」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

精製糖(てんさい糖, 甘しゅ糖), 含みつ糖, 副産物(糖みつ, ビートパルプ)

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「1115-041精製糖(国産原料)」及び「1115-042精製糖(輸入原料)」を「1117-011精製糖」に統合。

〔注意点〕

- ① 本部門には, 国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが, 当過程での自部門投入は含めない。
- ② 昭和60年表において, 行部門の名称を55年表の「2070-030輸入粗糖・副産物」から「1115-049その他の砂糖・副産物」に変更。従って輸入粗糖は「1117-019その他の砂糖・副産物」に含まれる。

列部門	1117-02	でん粉
行部門	1117-021	でん粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1292「でんぶん製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

かんしょでん粉, ばれいしょでん粉, 小麦でん粉, コーンスターチ, でん粉かす

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「2091-410かんしょ・ばれいしょでん粉」と「2091-420その他のでん粉・かす」を「1115-051でん粉」に統合。

列部門	1117-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「2091-50, -500水あめ・粉あめ・ぶどう糖」から「1115-06, -061ぶどう糖・水あめ・異性化糖」に変更。

列部門	1117-04	植物油脂
行部門	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」、1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

植物油脂：食用なたね油，食用大豆油，非食用向け植物原油(あまに油，ひまし油)

加工油脂：マーガリン，ショートニング

植物原油かす：なたね油かす，大豆油かす，米ぬか油かす

[変更点]

- ① 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」に含まれていた食用油及び「1115-072植物油脂(非食用)」を「1117-041植物油脂」に統合。
- ② 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」から「1117-042加工油脂」を分割。

[注意点]

- ① 昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」は，55年表の行部門「2091-110食用なたね油」，「2091-120食用大豆油」及び「2091-130その他の食用油・加工油」を統合。
- ② 昭和60年表において，行部門の名称を55年表の「2091-140植物原油(非食用分)」から「1115-072植物油脂(非食用)」に変更。

列部門	1117-05	塩
行部門	1117-051	原塩
	1117-052	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

- ① 昭和60年表の行部門「1119-011原塩」は，55年表の「1990-300原塩」のうち岩塩を除外。
- ② 岩塩は「0629-09，-099その他の非金属鉱物」に含まれる。

列部門	1117-06	調味料
行部門	1117-061	調味料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

みそ，しょうゆ，食用アミノ酸，ソース，マヨネーズ，トマトケチャップ，トマトピューレ，食酢，即席カレー，グルタミン酸ソーダ，香辛料，洋風スープ，発酵調味料，風味調味料，たれ類，めんつゆ類，お茶漬け・ふりかけ類，即席みそ汁・お吸いもの，マヨネーズ副産物(卵白)

列部門	1119-01	冷凍調理食品
行部門	1119-011	冷凍調理食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

冷凍フライ(コロッケ，カツ，魚フライ等)，冷凍米穀類，冷凍ハンバーグ，冷凍シューマイ

[注意点]

昭和60年表において，55年表の列・行部門「2091-90，-900その他の食料品」から「1119-04，-041冷凍調理食品」を分割・特掲。

列部門	1119-02	レトルト食品
行部門	1119-021	レトルト食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち，レトルト食品の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

レトルト食品(カレー，マーボー豆腐の素，ミートソース類，スープ類等)

[注意点]

昭和60年表において，55年表の列・行部門「2012-10，-100畜産びん・かん詰」から「1119-03，-031レトルト食品」を分割。

列部門	1119-03	そう菜・すし・弁当
行部門	1119-031	そう菜・すし・弁当

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1298「そう(惣)菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうちすし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

そう菜, すし, 弁当

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」から分割・特掲。

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動, 1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」, 1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」, 1295「豆腐・油揚げ製造業」, 1296「あん類製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, 豆乳, 即席ココア, レトルト食品, すし・弁当, サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

なお, 学校給食も本部門の生産活動の範囲とする。

〔生産物例示〕

とうふ, 油揚げ, 生揚げ, がんもどき, もやし, 生あん, こんにゃく, 納豆, 麦茶, バナナ熟成加工, 粉末ジュース, もち

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」から「1119-03, -031そう菜・すし・弁当」を分割・特掲。

〔注意点〕

昭和60年表の列・行部門「1119-09, -099その他の食料品」は, 55年表の列・行部門「2091-90, -900その他の食料品」から特掲した「1119-04, -041冷凍調理食品」を除外。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

清酒, 味りん, 清酒かす, 味りんかす

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ビール, 麦芽根, ビール粕, 乾燥酵母, 生酵母

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちアルコール飲料の原料となるアルコールの生産活動を範囲とする。

列部門	1121-04	ウイスキー類
行部門	1121-041	ウイスキー類

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー, ブランデーの生産活動を範囲とする。

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち添加用アルコール, ウイスキー, ブランデー, 味りんを除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

果実酒類, 合成清酒, しょうちゅう, スピリッツ, リキュール類, 雑酒

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

緑茶, 紅茶, レギュラーコーヒー, インスタントコーヒー

〔注意点〕

コーヒー飲料, 紅茶飲料, ウーロン茶飲料は, 「1129-02, -021清涼飲料」に, 麦茶は「1119-09, -099その他の食料品」に, ココアは「1115-03, -031菓子類」にそれぞれ含まれる。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

〔注意点〕

発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に、野菜ジュース、原料濃縮果汁は「1116-01、-011農産びん・かん詰」に含まれる。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

販売用水

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1351「配合飼料製造業」及び1352「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2092-00、-000配合飼料」から「1131-01、-011飼料」に変更。

列部門	1131-02	有機質肥料(除別掲)
行部門	1131-021	有機質肥料(除別掲)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1353「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たいひ)

〔注意点〕

昭和60年表において、本部門を新設。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類136「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

4 繊維製品、パルプ・紙・木製品、印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の生産活動を範囲とする。

なお、製糸の生産工程において発生する副産蛹は副産物扱いとし、「1113-051魚油・魚かす」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

生糸、副蚕糸

列部門	1511-02	綿糸
行部門	1511-021	綿糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1421「綿紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、紡績工程において発生する落綿は屑扱いとし、「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2302-00、-000綿紡」に含まれていた綿ねん糸、和紡糸を「1511-09、-099その他の紡績糸」に、綿反毛を「1519-09、-099その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。また、部門の名称を「綿紡」から「綿糸」に変更。

列部門	1511-03	化学繊維紡績糸
行部門	1511-031	化学繊維紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1422「化学繊維紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、製造工程において発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑及び落綿は屑扱いとし、それぞれ「2051-011レーヨン・アセテート」、「0121-091羊毛」、「1511-031化学繊維紡績糸」及び「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

ビスコース・スフ糸, キュブラ・スフ糸, アセテート紡績糸, ビニロン紡績糸, ナイロン紡績糸, アクリル紡績糸, ポリエステル紡績糸, ポリプロピレン紡績糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2305-00スフ紡」と「2306-00合成繊維紡」を統合。行部門は, 55年表の行部門「2305-000スフ紡」, 「2306-010ビニロン紡績糸」, 「2306-020ナイロン紡績糸」, 「2306-030アクリルニトリル紡績糸」, 「2306-040エステル紡績糸」及び「2306-090その他の合成繊維糸」を統合。また, 55年表の本部門に含まれていたスフ, 合成繊維のねん糸を「1511-09その他の紡績糸」に統合。

列部門	1511-04	毛糸
行部門	1511-041	毛糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1423「毛紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお, 紡績工程において発生する毛屑は屑扱いとし, 「0121-091羊毛」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

そ毛糸, 紡績糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の本部門に含まれていた毛ねん糸を「1511-09その他の紡績糸」に, 毛反毛, 洗化炭及びトップを「1519-09その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。また, 部門の名称を55年表「毛紡」から60年表「毛糸」に変更。

列部門	1511-09	その他の紡績糸
行部門	1511-099	その他の紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1424「絹紡績業」, 1425「麻紡績業」, 1429「その他の紡績業」及び小分類143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絹紡糸, さく紡糸, 絹紡ちゅう糸, 麻紡績糸, 和紡糸, ねん糸, かさ高加工糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2301-20絹紡」及び「2304-00麻紡」を統合。行部門も同様。「2302-00綿紡」のうちねん糸, 和紡糸, 「2306-00合成繊維紡」,

「2311-10絹織物」及び「2311-20人絹織物」のうちそれぞれのねん糸を本部門に統合。また, 「2301-20絹紡」に含まれていた販売用ペニーを「1519-09その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物(含合繊短織物)
行部門	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

綿織物, ビスコース・スフ織物, 化学繊維紡績糸織物, 和紡織物, 綿・スフ・合成繊維毛布地, 綿タイヤコード

〔注意点〕

- ① 幅13.0cm未満の織物については, 使用される糸の種類にかかわらず, 「1512-091細幅織物」に分類される(以下, 織物部門共通)。
- ② 生産額には, 製造業以外からの委託も含まれる(以下, 織物部門共通)。
- ③ 昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2312-10綿織物」, 「2312-30スフ織物」及び「2313-00合成繊維織物」のうち合成繊維単織維織物を本部門に統合。行部門も同様。

列部門	1512-02	絹・人絹織物(含合繊長織物)
行部門	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絹織物, 絹紡織物, 人絹織物, 合成繊維長織維織物, 化学繊維タイヤコード

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2311-10絹織物」, 「2311-20人絹織物」及び「2313-00合成繊維織物」のうち合成繊維長織維織物を本部門に統合。行部門も同様。なお, 「2311-10絹織物」, 「2311-20人絹織物」に含まれていたそれぞれのねん糸を「1511-099その他の紡績糸」に統合。

列部門	1512-03	毛織物
行部門	1512-031	毛織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

毛織物, 紡毛織物, 毛風合成繊維織物, 織フェルト

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表で本部門に含まれていたモケットを「1512-099その他の織物(除別掲)」に統合。また, 「2313-00合成繊維織物」に含まれていた毛風合成繊維織物を本部門に統合。

列部門	1512-09	その他の織物
行部門	1512-091	細幅織物
	1512-099	その他の織物(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1444「麻織物業」, 1449「その他の織物業」及び1485「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の織物(除別掲): 亜麻織物, ちよ麻織物, 黄麻織物, ホース, モケット, 麻風合成繊維織物

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列部門「2312-20細幅織物」, 「2315-00麻織物」及び「2390-90その他の繊維雑品」のうち抄織織物を統合。また, 55年表で「2313-00合成繊維織物」に含まれていた麻風合成繊維織物及び「2314-00毛織物」に含まれていたモケットを本部門に統合。

列部門	1513-01	ニット製品
行部門	1513-011	ニット製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類145「ニット製造業」の生産活動を範囲とする。

なお, ニット生地は中間製品扱いとし, 輸出用, 工業用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

靴下, ニット手袋, ニット製男子・少年用服, ニット製婦人・少女用服, ニット製スポーツ用服, ニット製シャツ, ニット製海着, ニット製乳幼児用服, ニット製下着, ニット製寝着類

〔注意点〕

補整着(ニット製品のものを含む)は, 「1521-01衣服」に含まれる。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

その生産額は, 販売分(原材料購入分)及び賃加工分(原材料支給分)から成る。

列部門	1519-01	網・網
行部門	1519-011	網・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類147「網・網製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ロープ, コード, トワイン, 漁網, 漁網以外の網地

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-02, -021ロープ・網」から「網・網」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2390-59, -590その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地を本部門に統合。

列部門	1519-02	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-021	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

じゅうたん, だん通, タフテッドカーペット, しゅろマット, 床マット等の繊維製床敷物

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2390-30, -300製綿・じゅうたん」のうちじゅうたんを特掲。

列部門	1519-03	繊維製衛生材料
行部門	1519-031	繊維製衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-04、-041衛生材料」から「繊維製衛生材料」に変更。

〔注意点〕

紙製衛生材料は「1829-01紙製衛生材料・用品」に含まれる。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1481「刺しゅうレース製造業」、1482「編レース製造業」、1483「ボビンレース製造業」、1484「組ひも製造業」、1489「その他のレース・繊維雑品製造業」、1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。ただし、原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。また、亜麻の製織及びちよ麻の精練も中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

〔生産物例示〕

レース生地、組ひも、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、せん毛、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-59、-590その他の繊維既製品」のうちレース生地、組ひも、フェルト・不織布製品と「2390-90、-900その他の繊維雑品」のうち上塗り又は防水した織物、他に分類されない繊維工業製品等を統合。また、55年表で各紡績糸に含まれていた整毛を本部門に統合。

列部門	1521-01	衣服
行部門	1521-011	衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類151「外衣製造業(和式を除く)」、152「シャツ・下着製造業(和式を除く)」及び細分類1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動の範囲とする。

〔生産物例示〕

男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着、寝着類、補整着等の衣服、既製和服・帯、ショール等の和装製品

〔注意点〕

① 生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産額が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入額-委託生産費」を同業者以外(商社)からの委託分として、下式により生産額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{商社分の生産額} &= \left[\text{同業者以外からの委託費} \right] / \\ &\quad \left[\text{加工賃} / \text{製品価格} \right] \\ &= \left[\text{加工賃収入額} - \text{委託生産費} \right] / \\ &\quad \left[\left(\text{製品価格} - \text{原材料費} \right) / \text{製品価格} \right] \end{aligned}$$

② ニット製の衣服は補整着を除き「1513-01ニット製品」に含まれる。
③ 毛皮製・なめし革製の衣服は「1522-01その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	1522-01	その他の衣服・身の回り品
行部門	1522-011	その他の衣服・身の回り品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類153「帽子製造業」、154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「ネクタイ製造業」、1553「スカーフ・マフラー製造業」、1554「ハンカチーフ製造業」、1555「足袋製造業」及び1559「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1522-01、-011身廻品」から「その他の衣服・身の回り品」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2410-30、-300その他の履物」のうち繊維製履物を本部門に統合。また、本部門に含まれていた革製手袋、ベルトを「2412-02、-021かばん・袋物・その他の革製品」に統合。同様に、麦わら、パナマ類帽子、帽体を「3919-09、-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	1529-01	製綿・寝具
行部門	1529-011	製綿・寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1494「製綿業」及び1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ふとん綿、ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら

〔注意点〕

昭和60年表において、列部門は、55年表の列部門「2390-30製綿・じゅうたん」のうち製綿と「2390-51民生用繊維既製品」のうち寝具を統合。行部門も同様。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「蚊帳製造業」、1593「帆布製品製造業」、1594「繊維製袋製造業」、1595「刺しゅう業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蚊帳、帆布製品（シート、テント、日よけ等）、繊維製袋（麻袋、綿袋、合成繊維袋等）、刺しゅう製品、タオル

〔注意点〕

昭和60年表において、列部門は、55年表の列部門「2390-51民生用繊維既製品」と「2390-59その他の繊維既製品」を統合。ただし、列部門「2390-51民生用繊維既製品」のうち寝具は「1529-011製綿・寝具」に統合。また、「2390-59その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地は「1519-021ロープ・網」に、レース生地、組ひも、フェルト・不織布製品は「1519-099その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

板材、ひき割、ひき角、残材

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板（ベニヤ板）製造業」、1617「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業（折箱・マッチ箱を除く）」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業（建具を除く）」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業（竹、とうを含む）」、164「木製履物製造業」及び169「その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

建設用木製品：屋根板、造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、銘板、銘木、床柱

その他の木製品（除別掲）：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、木製履物、薬品処理木材、铸造用木型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の「2410-30その他の履物」のうち木製履物、「2712-40繊維板」のうちパーティクルボード及び「3291-320薬品処理木材」を本部門に統合。55年表で本部門に含まれていた鏡縁、額縁は「1711-01木製家具・装備品」に、コルク製品、漆器製品は「3919-09その他の製造

工業製品」にそれぞれ統合。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)を範囲とする。

[生産物例示]

机, テーブル, いす, 流し台, 調理台, ガス台, たんす, 棚, 戸棚, 音響機器用キャビネット, ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング, 宗教用具, 日本びょうぶ, 衣こう, すだれ, 鏡縁, 額縁

[注意点]

- ① 土石製家具, プラスチック製家具, ガラス製家具, 陶磁器製家具等も本部門に含まれる。
- ② 昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2600-11, -110木製家具・建具材」のうち木製家具と「2600-19, -190その他の木製家具」を統合。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類173「建具製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)を範囲とする。

[生産物例示]

雨戸, 格子, 障子, ふすま

[注意点]

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2600-11, -110木製家具・建具材」のうち建具材を特掲。

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」, 1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

机, いす, テーブル, ベッド, 流し台, 調理台, ガス台,

棚, 戸棚等の金属製家具, ついたて, 陳列台, アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品, ブラインド等の窓用・扉用日よけ

[注意点]

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2600-20, -200金属製家具」に含まれていた金庫を「2899-09, -099その他の金属製品(除別掲)」に統合。また, 部門の名称を55年表の「金属製家具」から「金属製家具・装備品」に変更。

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

溶解パルプ, 製紙パルプ

[注意点]

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2711-10, -100溶解パルプ」及び「2711-20, -200製紙パルプ」を統合。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」, 1823「機械すき和紙製造業」, 1824「手すき和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

新聞巻取紙, 印刷・情報用紙, 包装用紙, 衛生用紙, 雑種紙, 手すき和紙, 紙幣用和紙

列部門	1813-01	板紙
行部門	1813-011	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

段ボール原紙, 白板紙, 色板紙, 建材原紙, その他の板紙

列部門	1813-02	段ボール
行部門	1813-021	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

段ボール（シート）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-10加工紙」のうち段ボールを特掲。行部門は変わらず。

列部門	1813-03	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-031	塗工紙・建設用加工紙

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-10加工紙」のうち塗工紙・建設用加工紙を特掲。行部門は変わらず。

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-20紙製容器」のうち段ボール箱を特掲。行部門も同様。

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製容器

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-20紙製容器」のうち段ボール箱を「1821-01」に別掲。行部門も同様。

列部門	1829-01	紙製衛生材料・用品
行部門	1829-011	紙製衛生材料・用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の紙製衛生用品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を分割・特掲。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の列・行部門「1829-01、-011セロファン」を本部門に統合。
- ② 昭和60年表において本部門に含まれていた紙製衛生材料及び紙製衛生用品を列・行とも分割・特掲（1829-01、-011）。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類193「印刷業（謄写印刷業を除く）」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。

なお、生産額には大蔵省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

[生産物例示]

とっ版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、おう版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

[注意点]

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2800-91、-910印刷」から「印刷・製版・製本」に変更。

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

[生産物例示]

書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物

5 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち、アンモニア及びアンモニア水の生産活動を範囲とする。

列部門	2011-02	単質肥料
行部門	2011-021	窒素質肥料
	2011-029	その他の単質肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製

造業」のうちアンモニア（アンモニア水を含む）、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素

その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

[注意点]

① 昭和60年表において、行部門「2011-021窒素質肥料」は、55年表の行部門「3188-111硫安」、「3118-112尿素」、「3118-113塩安」、「3118-114硝安」及び「3118-130石灰窒素」を統合。同様に、「2011-029その他の単質肥料」は、55年表の行部門「3118-120りん酸質肥料」のうち単質肥料と「3118-190その他の化学肥料」のうち単質肥料を統合。

② 硫酸アンモニウムは、回収・副生に依存する割合が大きくなっているため、昭和55年表より合成硫酸アンモニウムの生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫酸アンモニウムとし、副産物発生によって需要をまかなうこととした。塩化アンモニウムは、60年表より硫酸アンモニウムと同様の扱いとした。

列部門	2011-03	複合肥料
行部門	2011-031	複合肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2012「複合肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

[生産物例示]

りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

[変更点]

部門の名称を昭和60年表「2011-03、-031複合肥料・配合肥料」から「複合肥料」に変更。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩

化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

〔注意点〕

昭和60年表の行部門「2021-019その他のソーダ工業製品」は、55年表の行部門「3111-440塩酸」及び「3111-490その他のソーダ工業製品」のうちシアン化ナトリウムを除いたものを統合。

また、55年表の行部門「3111-490その他のソーダ工業製品」に含まれていたシアン化ナトリウムを60年表の行部門「2029-099その他の無機化学工業製品」に統合。

列部門	2029-01	硫酸
行部門	2029-011	硫酸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち、硫酸の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する硫酸焼鉱は副産物扱いとし、「0611-011鉄鉱石」を競合部門とする。

列部門	2029-02	無機顔料
行部門	2029-021	酸化チタン
	2029-022	カーボンブラック
	2029-029	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の無機顔料：亜鉛華、鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3119-120亜鉛華」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を統合。

列部門	2029-03	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-031	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたフロングスを列・行部門「2039-02、-021メタン誘導品」に統合。また、部門の名称を55年表の「高圧ガス」から「圧縮ガス・液化ガス」に変更。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち硫酸を除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の行部門「3111-300カーバイド」、「3111-490その他のソーダ工業製品」のうちシアン化ナトリウム、「3119-110二硫化炭素」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を除いたものを統合。

② 昭和55年表で行部門「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを、60年表において行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する液化石油ガス及び硫黄は

副産物扱いとし、「2111-018液化石油ガス」及び「0629-099その他の非金属鉱物」をそれぞれ競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 昭和55年表で行部門「3113-990その他の石油化学製品」に含まれていたブタジエン、ノルマルパラフィンを、60年表において行部門「2031-019その他の石油化学基礎製品」に統合。
- ② 昭和60年表において、行部門の名称を「エチレン（石油系）」から「エチレン」に、「プロピレン（石油系）」から「プロピレン」にそれぞれ変更。
- ③ 本部門は、日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち石油化学系基礎製品の生産活動が該当する。したがって、一貫して生産される誘導品は、それぞれ「2031-02石油化学系芳香族製品」、「2032-01脂肪族中間物」及び「2032-02環式中間物」等に分類される。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゾール
	2031-022	純トルオール
	2031-023	キシロール
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

（通商産業省）

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゾール、純トルオール、キシロール（*o*-キシレン（精製のもの）、*m*-キシレン（精製のもの）、*p*-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族溶剤の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門の名称を「純ベンゾール（石油系）」から「純ベンゾール」に、「純トルオール（石油系）」から「純トルオール」に、「キシロール（石油系）」から「キシロール」に、「その他の石油系芳香族製品」から「その他の石油化学系芳香族製品」にそれぞれ変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二塩化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

〔注意点〕

- ① 昭和60年表の行部門「2032-011合成アルコール類」は、55年表の「3113-950合成ブタノール（石油系）」と「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」を統合。
- ② 昭和60年表の行部門「2032-013二塩化エチレン」、「2032-014アクリロニトリル」及び「2032-015エチレングリコール」は、55年表の行部門「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。
- ③ 昭和60年表の行部門「2032-016酢酸ビニルモノマー」は、55年表の「3116-10繊維原料合成樹脂」から特掲。
- ④ 昭和60年表の行部門「2032-019その他の脂肪族中間物」は、55年表の「3113-940合成アセトン」、「3117-210塩化ビニルモノマー」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」のうちペンタエリスリトール、「3112-400鎖式中間物」及び「3117-900その他の合成樹脂」のうちメタクリル酸エステルを含む。

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	カプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の環式中間物：アルキルベンゼン、無水フタル酸、

テレフタル酸ジメチル, シクロヘキサン

〔注意点〕

- ① 昭和60年表の行部門「2032-022合成石炭酸」及び「2032-023テレフタル酸（高純度）」は、55年表の「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。
- ② 昭和60年表の行部門「2032-024カプロラクタム」は、55年表の「3116-190その他の繊維原料用合成樹脂」から特掲。
- ③ 昭和60年表の行部門「2032-029その他の環式中間物」は、55年表の「3112-210環式中間物（非石油系）」、「3113-910無水フタル酸（石油系）」及び「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」のうち他に属さない環式中間物を統合。

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3113-90その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。行部門は55年表と同様。

列部門	2039-01	コールタール製品
行部門	2039-011	コールタール製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2035「コールタール製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

純ベンゾール（非石油系）、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3112-110純ベンゾール」、「3112-140クレオソート油」、「3112-150ピッチ」及び「3112-190その他のタール製品」を統合。
- ② 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「タール製品（非石油系）」から「コールタール製品」に変更。

列部門	2039-02	メタン誘導品
行部門	2039-021	メタン誘導品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」の

生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3112-310精製メタノール」、「3112-320ホルマリン」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」を統合。55年表において含まれていたぎ酸、ペンタエリスリトールは、それぞれ60年表の行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」、「2032-019その他の脂肪族中間物」に統合。
- ② 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「メタノール系誘導品」から「メタン誘導品」に変更。
- ③ 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3119-20、-200高圧ガス」のうちフロンガスを本部門に統合。

列部門	2039-03	油脂加工製品
行部門	2039-031	油脂加工製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油（食用）を除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する石けんは副産物扱いとし、「2071-011石けん・合成洗剤」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3112-710精製グリセリン」及び「3112-790その他の油脂加工製品」を統合。ただし、「その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコールは、60年表の行部門「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2039-04	可塑剤
行部門	2039-041	可塑剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-05	合成染料
行部門	2039-051	合成染料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・

有機顔料製造業」のうち、合成染料（ピグメントレジンカラーを含む）の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2034「発酵工業」、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち有機顔料及び2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3112-22、-220エチルアルコール」と「3119-90、-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品を除いたものを統合。同様に55年表の行部門「3112-790その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコール、「3112-390その他のメタノール系誘導品」に含まれていたぎ酸及び「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを本部門に統合。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3117-30、-300石油系合成樹脂」のうちエポキシ樹脂を本部門に統合。

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン（低密度）
	2041-022	ポリエチレン（高密度）
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化

ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）は、「2041-021ポリエチレン（低密度）」に含まれる。
- ② 昭和60年表の行部門「2041-021ポリエチレン（低密度）」、「2041-022ポリエチレン（高密度）」、「2041-023ポリスチレン」及び「2041-024ポリプロピレン」は、55年表の列・行部門「3117-30、-300石油系合成樹脂」から特掲。また、「2041-025塩化ビニル樹脂」は、55年表の行部門「3117-220塩化ビニル樹脂」から組替。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレートの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3117-90、-900その他の合成樹脂」から特掲。

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、フッ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3116-10繊維原料用合成樹脂」、「3117-30石油系合成樹脂」のうち熱可塑性樹脂を除いたもの及び「3117-90その他の合成樹脂」のうち高機能性樹脂を除いたものを統合。行部門も同様。

列部門	2051-01	レーヨン・アセテート
行部門	2051-011	レーヨン・アセテート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ビスコース長繊維糸・短繊維、キュブラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「2051-01, -011人絹糸・スフ」から「レーヨン・アセテート」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3115-10人絹糸」及び「3115-20スフ」を統合。行部門も同様。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3116-20ビニロン繊維」、「3116-30ナイロン繊維」、「3116-40アクリルニトリル繊維」、「3116-50ポリエステル繊維」及び「3116-90その他の合成繊維」を統合。行部門も同様。

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(殺虫剤等)、動物用医薬品・医薬部外品

〔注意点〕

化粧品・歯磨は「2071-02化粧品・歯磨」に、農薬は「2074-01農薬」に含まれる。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」

の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン
界面活性剤

〔変更点〕

昭和60年表において行部門「2071-012界面活性剤」に含まれていた柔軟仕上げ剤を行部門「2079-099その他の化学最終製品(除別掲)」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門を「2071-011石けん・合成洗剤」及び「2071-012界面活性剤」に分割。また、列部門の名称を「石けん・界面活性剤」から「石けん・合成洗剤・界面活性剤」に変更。

列部門	2071-02	化粧品・歯磨
行部門	2071-021	化粧品・歯磨

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2094「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

香水、オーデオロン、頭髮用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー

列部門	2072-02	印刷インキ
行部門	2072-021	印刷インキ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2096「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で除かれていた写真用化学薬品（感光剤、現像剤、定着剤などであり、調整され包装されたもの）を本部門に統合。

列部門	2074-01	農薬
行部門	2074-011	農薬

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ（鼠）剤、植物成長調整剤、補助剤

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）及び殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は、「2061-01、-011医薬品」に含まれる。

列部門	2079-01	火薬類
行部門	2079-011	火薬類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2091「火薬類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

産業用爆薬、電気雷管、武器用火薬類

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門は、55年表の行部門「3192-611産業用爆薬」及び「3192-619その他の火薬類」を統合。また、55年表で本部門に含まれていた煙火は、「3919-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	2079-02	ゼラチン・接着剤
行部門	2079-021	ゼラチン・接着剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2095「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から分割・特掲。

〔注意点〕

行部門は、昭和60年表において、55年表の行部門「3192-900その他の化学最終製品」から分割・特掲。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2056「洗浄剤・磨用剤製造業」、2057「ろうそく製造業」、2093「香料製造業」、2097「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2098「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」（触媒を含む）の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の化学最終製品（除別掲）：クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、香料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬、デキストリン、柔軟仕上げ剤

〔変更点〕

- 昭和60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から「2079-02ゼラチン・接着剤」を分割・特掲。
- 昭和60年表において行部門「2071-012界面活性剤」に含まれていた柔軟仕上げ剤を行部門「その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表の行部門「2079-091触媒」及び「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」は、55年表の「3192-900その他の最終化学製品」を分割。また、昭和60年表の行部門「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」に、55年表の行部門「3119-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品及び「3990-600その他の製造品」のうちろうそくを統合。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する硫黄は副産物扱いとし、「0629-099その他の非金属鉱物」を競合部門とする。また、「2031-01石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2111-016 B重油・C重油」は55年表の行部門「3210-060 B重油」及び「3210-070 C重油」を統合。

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程において発生する副生硫黄は副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

〔生産物例示〕

その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コール

タール、コークス炉ガス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2121-019その他の石炭製品」は、55年表の行部門「3291-190その他の石炭乾溜製品」及び「3291-200練炭・豆炭」を統合。また、55年表の行部門「3390-100炭素製品」のうちピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3291-320薬品処理木材」を「1619-099その他の木製品（除別掲）」に統合。

6 プラスチック製品、窯業・土石製品、その他

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム，ポリエチレンフォーム，塩化ビニルフォーム，ポリスチレンフォーム，ポリスチレンペーパー，板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品（バンパー，ダッシュボード，ホイールキャップ等），電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット，掃除機ボデー，冷蔵庫内装品等），その他の工業用プラスチック製品，工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手，強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽，強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等，発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶，工業用薬品缶，洗剤・シャンプー用容器，ビールコンテナ，農林水産用コンテナ，ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板，ボール，食器，盆等の台所・食卓用品，雑貨，浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料，廃プラスチック製品（くい，棚，漁礁等），結束テープ，プラスチック製の絶縁テープ，時計ガラス，止水板，人工芝，プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「3990-300合成樹脂製品」を分割し，同列部門「3990-30合成樹脂製品」の名称を「2211-01プラスチック製品」に変更。

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

自動車用タイヤ・チューブ，航空機用タイヤ・チューブ，自転車用タイヤ・チューブ，運搬車用タイヤ・チューブ，ソリッドタイヤ，更生タイヤ

〔注意点〕

昭和55年表の列部門「3000-10ゴム製品」を60年表において，本部門と「2319-09その他のゴム製品」に分割。なお，55年表で行部門「3000-190その他のゴム製品」に含まれていた更生タイヤは，60年表において本部門に統合。

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

地下足袋，ゴム底布靴，総ゴム靴，ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む），ゴム製の履物用品（ゴム底，ゴムかかと，草履底，甲など）

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プラスチック製靴（合成皮革製靴，プラスチック成形靴など），プラスチック製サンダル・スリッパ・草履，プラスチック製運動靴，プラスチック製の履物附属品

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」，細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」，2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」，2393「ゴム練生地製造業」，2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

コンベアゴムベルト，平ベルト，Vベルト（ファンベルトを含む），ゴムホース，工業用ゴム製品（防振ゴム，ゴム製パッキング等），ゴム引布，ゴム引布製品（エアーマットレス等），医療・衛生用ゴム製品（乳首，水まくら，氷のう，手術用手袋，避妊用具等），ゴム練生地，再生ゴム，その他のゴム製品（フォーラムラバー，ゴム手袋（医療用を除く），消しゴム，ゴムバンド，指サック（事務用），印刷ゴム等）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3000-10，-100ゴム製品」を「2319-09，-099その他のゴム製品」と「2311-01，-011タイヤ・チューブ」に分割。なお，55年表で本部門に含まれていた更生タイヤは，60年表において「2311-011タイヤ・チューブ」に統合。

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紳士用革靴(23cm以上), 婦人用・子供用革靴, 運動用革靴(登山靴, スケート靴, ゴルフ靴等), 作業用革靴(保安靴, 帯電靴等), 革製草履・スリッパ・サンダル, 革製の履物用材料(甲, 靴底, かかと)

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

成牛甲革, 中小牛甲革, 牛底革, 牛ぬめ革, その他の牛革, 馬革, 豚革, 山羊・めん羊革, その他のなめし革(わに革, とかげ革, へび革等), 毛皮(調整済で完成品でないもの)

〔注意点〕

毛皮製衣服, なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート, えり巻, 毛皮装飾品等)は, 「1522-01, -011その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」, 245「革製手袋製造業」, 246「かばん製造業」, 247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

工業用革製品(工業用革ベルト, 革製パッキン, ガスケット), 革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用, 作業用, スポーツ用), かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん, なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル, プラスチック製かばん, 合成皮革製ケース等), 袋物(札入れ, 財布, ショッピングバッグ等), ハンドバッグ(材料のいかんを問わない), その他の革製品(服装用革ベルト, 馬具, むち, 腕時計用革バンド等)

〔注意点〕

- ① 革製の運動用具(グローブ等)は, 「3911-02, -021運動用品」に, なめし革衣服は, 「1522-01, -011その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。
- ② 昭和60年表において, 55年表の列部門「2430-20身廻品」に含まれていた革製手袋, ベルトを本部門に統合。行部門も同様。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」及び2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

板ガラス: 普通板ガラス, 変り板ガラス, みがき板ガラス
安全ガラス・複層ガラス: 合せガラス, 強化ガラス, 複層ガラス, すりガラス, 曲げガラス, 鏡

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「3320-100板ガラス」を分割し, 「2511-011板ガラス」及び「2511-012安全ガラス・複層ガラス」とした。また, 列部門の名称を「3320-10板ガラス」から「2511-01板ガラス・安全ガラス」に変更。

なお, 昭和55年表で行部門「3320-200ガラス製品」に含まれていた鏡は60年表において「2511-012安全ガラス・複層ガラス」に統合。

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガラス短繊維フェルト, ガラス短繊維ボード, ガラス短繊維筒, ガラス長繊維ロービング, ガラス長繊維フィルター, ガラス長繊維糸, ガラス長繊維布, ガラス長繊維テープ, 光ファイバ

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列部門「3320-20ガラス製品」から特掲。行部門も同様。

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」、2514「ガラス容器製造業」、2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガラス製加工素材：光学ガラス素地（眼鏡用を含む）、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス棒球

その他のガラス製品（除別掲）：ガラス容器（ガラス製飲料用容器、ガラス製食料・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等）、理化学用・医療用ガラス器具（フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等）、卓上用ガラス器具、ガラス製台所・食卓用品、その他のガラス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3320-20ガラス製品」に含まれていたガラス繊維・同製品及び鏡を除く。また、行部門は「2519-091ガラス製加工素材」と「2519-099その他のガラス製品（除別掲）」に分割。

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは中間製品扱いとし、輸出用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3390-421コンクリート・パネル」と「3390-429その他のセメント製品（除別掲）」を統合。

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器等）、タイル

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はいす

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

耐火れんが、不定型耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつばを含む）

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門は、55年表の行部門「3310-110耐火れんが」と「3310-190その他の耐火物」を統合。また、55年表の行部門「3390-900その他の土石製品」のうち人造耐火材を本部門に統合。

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、吸音ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト）、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、不浸透製炭素、黒鉛るつば、特殊炭素製品

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3390-10、-100炭素製品」から「2599-03、-031炭素・黒鉛製品」に変更。

なお、55年表で本部門に含まれていたピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布・紙

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-091	石綿製品
	2599-099	その他の窯業・土石製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けいそう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石綿製品：石綿糸、石綿布、ジョイント・シート、石綿板、ブレーキライニング、石綿保温材

その他の窯業・土石製品（除別掲）：ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ葉、雲母板等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の「3390-30石綿製品」を統合し、行部門「2599-091石綿製品」として特掲。また、「3502-90その他の金属製品」のうちほうろう鉄器、「3990-50身辺細貨品」のうち七宝製品、人造宝石を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。なお、55年表で本部門に含まれていた人造耐火材を「2199-01耐火物」に統合。

7 鉄鋼、非鉄金属、金属製品

列部門	2611-01	鉄鉄
行部門	2611-011	鉄鉄

（通商産業省）

高炉鉄及び高炉によらない鉄鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉍滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、「0621-099その他の窯業原料鉱物」、「0622-011砂利・採石」及び「2011-029その他の単質肥料」

を競合部門とする。

〔生産物例示〕

高炉鉄，電気炉鉄，木炭高炉鉄，原鉄，純鉄，ベースメタル

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生するガス，けい酸石灰は副産物扱いとし，それぞれ「2121-019その他の石炭製品」及び「2011-029その他の単質肥料」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

フェロアロイ，ニッケルルッペ，金属マンガ，酸化モリブデンブリケット

列部門	2611-03	粗鋼（転炉）
行部門	2611-031	粗鋼（転炉）

(通商産業省)

転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する鋳滓は副産物扱いとし，「0622-011砂利・採石」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（転炉によるもの），特殊鋼粗鋼（転炉によるもの）

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「2611-03，-031粗鋼」から分割。

列部門	2611-04	粗鋼（電気炉）
行部門	2611-041	粗鋼（電気炉）

(通商産業省)

電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（電気炉によるもの），特殊鋼粗鋼（電気炉によるもの）

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「2611-03，-031粗鋼」から分割。

行部門	2612-011P	鉄屑
-----	-----------	----

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生

する鉄屑とする。

〔注意点〕

本部門については，鉄屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため，行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(通商産業省)

鋼半製品，軌条，形鋼，棒鋼，線材，鋼板，管材，鋼帯，外輪，工具鋼，構造用鋼，特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとし，輸出用及び在庫純増のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

普通鋼形鋼：鋼矢板，H形鋼，大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板：厚板，中板，薄板

普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯，その他用鋼帯

普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒，その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条，大形・中形棒鋼，管材，パーインコイル，線材，外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼，構造用鋼，ばね鋼，軸受鋼，

ステンレス鋼，耐熱鋼，快削鋼，ピアノ線材，高抗張

力鋼，高マンガ鋼，合わせ鋼材

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「3415-010普通鋼熱間圧延鋼材」を「2621-011普通鋼形鋼」，「2621-012普通鋼鋼板」，「2621-013普通鋼鋼帯」，「2621-014普通鋼小棒」及び「2621-015その他の普通鋼熱間圧延鋼材」に分割。

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(通商産業省)

熱間鋼管，冷間鋼管，めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電

弧溶接鋼管等），普通鋼冷けん鋼管，普通鋼めっき鋼

管

特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），特殊鋼冷けん鋼管

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

（通商産業省）

冷間ロール成型形鋼，磨帯鋼，磨棒鋼，冷延鋼板，冷延広幅帯鋼，冷延電気鋼帯，鉄線，冷間圧造用炭素鋼線，硬鋼線，溶接棒心線，PC鋼線，ピアノ線，ステンレス鋼線，その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

（通商産業省）

ブリキ，亜鉛めっき鋼板，針金，亜鉛めっき硬鋼線，クロムめっき鋼板，アルミめっき鋼板等の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鋼製造業」及び2663「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（鍛放）

〔注意点〕

列部門は，昭和60年表において，55年表の列部門「3418-10鍛鋼」及び「3418-20鍛鋼」を統合。

列部門	2631-02	鍛鋼
行部門	2631-021	鍛鋼

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2672「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

直管（普通・強じん鍛鋼），異形管（普通・強じん鍛鋼）

列部門	2631-03	鍛鋼及び鍛鋼品（鉄）
行部門	2631-031	鍛鋼品
	2631-032	鍛鋼品（鉄）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2662「鍛鋼製造業」，2671「鍛鋼製造業（鍛鋼品，可鍛鍛鋼を除く）」及び2673「可鍛鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鍛鋼品：鍛鋼品，球状黒鉛鍛鋼，合金鍛鋼，可鍛鍛鋼，精密鍛造品，可鍛鍛鋼製鉄管継手

鍛鋼品（鉄）：鍛鋼品（自動車用，産業機械器具用等）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「3502-100家庭用金属製品」のうち日用品鍛鋼品，日用品可鍛鍛鋼品を「2631-031鍛鋼品」に統合。

列部門	2649-01	鉄鋼シャースリット業
行部門	2649-011	鉄鋼シャースリット業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3418-90，-900その他の鉄鋼製品」から分割・特掲。

列部門	2649-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2649-099	その他の鉄鋼製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鉄粉，純鉄圧延ペレット，PC鋼より線

〔注意点〕

① 昭和60年表において，55年表の列・行部門「3502-90，-900その他の金属製品」に含まれていたPC鋼より線を本部門に統合。

② 昭和60年表において，55年表で本部門に含まれていた鉄

鋼シャースリット業を「2631-04、-041鉄鋼シャースリット業」として分割・特掲。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製練・精製業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

昭和60年表において、行部門の名称を55年表の「3421-110電気銅」から「銅」に変更。

列部門	2711-02	鉛(含再生)
行部門	2711-021	鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製練・精製業」及び2721「鉛第2次製練・精製業(鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉛, 再生鉛, 減摩合金, はんだ

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「3421-210鉛」及び「3421-220再生鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-03	亜鉛(含再生)
行部門	2711-031	亜鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2713「亜鉛第1次製練・精製業」及び2722「亜鉛第2次製練・精製業(亜鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

亜鉛, 再生亜鉛, 亜鉛合金

[注意点]

昭和60年表において、55年表の行部門「3421-310亜鉛」及び「3421-320再生亜鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-04	アルミニウム(含再生)
行部門	2711-041	アルミニウム(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製練・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製練・精製業(ア

ルミニウム合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム地金, アルミナ, 水酸化アルミ, アルミニウム再生地金, アルミニウム合金

[変更点]

昭和60年表の行部門「2711-041アルミニウム」及び「2711-042再生アルミニウム」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製練・精製業」, 2715「ニッケル第1次製練・精製業」, 2717「チタン第1次製練・精製業」, 2718「ウラン・トリウム第1次製練・精製業」, 2719「その他の非鉄金属第1次製練・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製練・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

金地金, 銀地金, チタン, タングステン, すず, アンチモン, 金再生地金, 金合金, 銀再生地金, 銀合金, 銅再生地金, 銅合金

行部門	2712-011P	非鉄金属屑
-----	-----------	-------

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要(輸入を含む)部門で発生する非鉄金属屑とする。

[注意点]

本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設ける。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	銅電線
	2721-012	アルミ電線
	2721-013	ケーブル

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類275「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

ケーブル: 通信用電線・ケーブル, 電力用電線・ケーブル

[注意点]

昭和60年表において、行部門は55年表の行部門「3705-010銅電線・ケーブル」及び「3705-020アルミ電線・ケーブル」

を再編。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

銅, 黄銅, 青銅等の伸銅品

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム板, アルミニウム円板, アルミニウム条, アルミニウム管, アルミニウム棒, アルミニウム形材, アルミニウム線, アルミニウムはく

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3423-00, -000アルミ圧延」から「アルミ圧延製品」に変更。

列部門	2722-03	非鉄金属鑄鍛造品
行部門	2722-031	非鉄金属鑄鍛造品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類274「非鉄金属鑄物製造業」及び細分類2792「非鉄金属鍛造品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

銅合金鑄物, 軽合金鑄物, 亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト, 精密鑄造品, 鍛工品(アルミニウム)

[注意点]

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3502-10, -100家庭用金属製品」に含まれていた非鉄金属鑄物(機械用を除く)を本部門に統合。また, 部門の名称を55年表の「3429-10, -100機械用鑄鍛造品(非鉄)」から「非鉄金属鑄鍛造品」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業(押出しを含む)」, 2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉛管, 鉛板, 鉛合金伸線, 亜鉛製品, 金・銀・白金・ニッケル等の展伸材, 非鉄金属合金粉

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3429-90, -900その他の非鉄金属一次製品」から「その他の非鉄金属製品」に変更。

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

鉄骨, 軽量鉄骨, 橋りょう, 鉄塔, 水門, 階段

[注意点]

昭和60年表において, 部門の名称を55年表の「3501-19, -190その他の鉄構物」から「建設用金属製品」に変更。

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

アルミニウム製サッシ・ドア, その他の金属製サッシ・ドア, シャッター, メタルラス, カーテンウォール, 金属製日よけ, 建築用板金製品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3501-11軽量鉄骨系パネル」、3501-21金属製ドア・シャッター」及び「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていた建築用金属製品を統合。

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガスこんろ・風呂がま・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器、ガス・石油機器・暖房機器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」から分割。

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていたボルト・ナット・リベット、「3502-90その他の金属製品」に含まれていた小ねじ・木ねじ及び「3606-90その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製スプリングを統合。

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ドラム缶、18ℓ缶食缶、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高压容器（ボンベ）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3502-90、-900その他の金属製品」から分割・特掲。

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」、2823「利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」、2824「作業工具製造業（やすりを除く）」、2825「やすり製造業」、2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2827「農器具製造業（農業用機械を除く）」、2831「配管工専用附属品製造業（バルブ、コックを除く）」及び2861「粉末や金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末冶金製品：機械部分品（粉末冶金によるもの）、超硬チップ

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具（ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等）、やすり、作業工具（手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等）、農器具（すき、くわ、かま等）、農器具部分品

〔注意点〕

昭和60年表において、以下の変更を行っている。

- ① 行部門の「配管工事付属品」は、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」から分割。
- ② 行部門の「粉末冶金製品」は、55年表の行部門「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。
- ③ 行部門の「刃物及び道具類」は、55年表の行部門「3502-200道具類」に含まれていた空気動工具を「3019-031機械工具」に統合し、「3502-100家庭用金属製品」に含まれていた刃物を本部門に統合。

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、小分類285「金属プレス製品製造業」、細分類2862「金属製品塗装業」、2863「溶融めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2864「金属彫刻業」、2865「電気めっき業（鋼材めっき業を除く）」、2866「金属熱処理業」、2869「その他の金属表面処理業」、小分類287「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品、王冠等）

金属線製品：くぎ、金属製金網、鋼索、電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器、金物（かぎ、錠、建築用金物、架線金物等）、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、以下の変更を行っている。

- ① 行部門の「金属プレス製品」は、55年表の行部門「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。
- ② 行部門の「金属線製品」は、55年表の行部門「3501-299その他の建設用金属製品（除別掲）」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。また、PC鋼より線を「2631-099その他の鉄鋼製品」に統合。
- ③ 行部門の「その他の金属製品（除別掲）」は、55年表の行部門「3501-291建設設備用金属製品」、「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から分割・特掲。併せて、「2600-200金属製家具」に含まれていた金庫、「3606-900その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製パッキンを本部門に統合。また、針、ピン、スナップ、魔法びんは「3919-099その他の製造工業製品」に、鉄鋳物は「2631-031鉄鋳品」に、非鉄鋳物、ダイカストは「2722-031非鉄金属鋳鍛造品」に、ほうろう鉄器は「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」にそれぞれ統合。

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3011-01、-011ボイラー・タービン」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100原動機・ボイラー」から「ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」から分割。

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道、運搬機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2984「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

冷凍機、冷凍冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3604-141冷凍機・同装置」及び「3604-142冷凍機応用製品」を統合。

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-02	ミシン・糸手編機械
行部門	3019-021	ミシン・糸手編機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2982「ミシン製造業」及び2983「糸手編機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

家庭用ミシン、工業用ミシン、糸手編機械、ミシン・糸手編機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-03	機械工具
行部門	3019-031	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金製を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900 その他の機械・同部分品」から分割・特掲。また、「3502-20、-200道具類」に含まれていた空気動工具、「3701-40、-400その他の産業用重電機器」に含まれていた電動工具を本部門に統合。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン、工業窯炉、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-17、-170 工業窯炉」及び「3603-51、-510食料品加工機械」に含まれていたびん詰機械、缶詰機械を本部門に統合。また、本部門に含まれていた産業用ロボットを分割。

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類293「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、装輪式トラクタ、装軌式トラクタ、鉱山・土木建設機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、熱交換機（分縮機、熱換器を含む）、混合機、かくはん機、ねっ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、集じん機器、化学装置用タンク（固定式、浮屋根式、球形、その他）、化学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

マニュアル・マニプレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-19、-190 その他の一般産業機械及び装置」から分割・特掲。

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3602-10、-100工作機械」から「金属工作機械」に変更。

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたダイカストマシンを「3029-094 鋳造装置」に統合。

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類292「農業用機械製造業（農器具を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、初すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」にそれぞれ含まれる。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紡績機械、織機、編組機械、染色整理機械、繊維機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食料品加工機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていたびん詰機械及び缶詰機械を「3019-09、-099その他の一般産業機械及び装置」に統合。

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材・木工・合板機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

製材・木工・合板機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤

等)、木工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、製紙機械(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機、断裁機、巻取機、コーティングマシン等)、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙加工機械：印刷機械(とっ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鋳造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙加工機械の部分品・取付具・附属品

鋳造装置：ダイカストマシン、造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機、砂処理機械、製品処理機械、鋳型・鋳型定盤(製鉄、製鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、発泡成形機、コーティング機、プラスチック蒸着めっき装置、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

その他の特殊産業用機械(除別掲)：ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、たばこ製造機械・同装置、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械、鉛筆製造機械、製缶機械、窯業用特殊機械、チェーンソー、集材機械、いかつり機械、オッターボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨機、マッチ製造機、のり刈取機、半導体製造装置、その他の特殊産業用機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門の名称を昭和60年表の「3029-091製材木工機械」から「製材・木工・合板機械」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において55年表の列部門「3603-52製材木工機械」、「3603-53パルプ装置・製紙機械」、「3603-54印刷・製本・紙加工機械」及び「3603-57特殊産業機械」を統合。また、55年表の列・行部門「3602-20、-200金属加工機械」に含まれていたダイカストマシンを「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型（ダイカスト用を含む）、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から分割・特掲。

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ころ軸受、玉軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から分割・特掲。

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属品製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

消火器具、消火装置、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・附属品、バルブ・コックの附属品、他に分類されない各種機械部分品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3606-90、-900その他の機械・同部分品」から「その他の一般機械器具及び部品」に変更。
- ② 昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていた金属製スプリングを「2899-01ボルト・ナット・リベット及びスプリング」に、金属製パッキンを「2899-099その他の金属製品（除別掲）」にそれぞれ統合。

列部門	3111-01	複写機
行部門	3111-011	複写機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から分割。

列部門	3111-09	その他の事務用機械
行部門	3111-091	電子式卓上計算機
	3111-092	ワードプロセッサ
	3111-099	その他の事務用機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電子式卓上計算機：加算機、計算機、電子卓上計算機等、電子式卓上計算機の部分品・取付具・附属品

ワードプロセッサ：ワードプロセッサ、ワードプロセッサの部分品・取付具・附属品

その他の事務用機械（除別掲）：会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、金銭登録機械（レジスタ）、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、オフセット印刷機（B3版未満）、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械（複写機を除く）の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から「複写機」を分割。それに伴って、部門の名称を「3111-01事務用機械」から「その他の事務用機械」に、「3111-019その他の事務用機械」から「その他の事務用機械（除別掲）」にそれぞれ変更。

〔注意点〕

- ① 2000ビット以上のもので、プログラム言語を使用する電子計算機は、「3311-01、-011電子計算機本体」に含める。
- ② そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3919-02、-021筆記具・文具」に含める。
- ③ 昭和60年表の行部門は、55年表の行部門「3605-100事務用機械」を分割。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品

娯楽用機器：メリーゴーランド、パッチングマシン、パチンコ、スマートボール、業務用テレビゲーム、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具（両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等）、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、附属品を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、レコードプレーヤー、ハイファイ用増幅器、ハイファイ用自動車用スピーカシステム

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3702-21、-210電気音響機器」を完成品と部分品・附属品に分割。
- ② 電機音響機器の部分品・附属品は、「3212-01、-011磁気テープ・フレキシブルディスク」及び「3212-09、-099その他の電気音響機器部分品・付属品」に含める。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ラジオ受信機、カラーテレビ受信機（キットを含む）、白黒テレビ受信機（キットを含む）

〔注意点〕

ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3211-03	ビデオ機器
行部門	3211-031	ビデオ機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうち産業用テレビジョン装置を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ビデオテープレコーダ（放送用を除く）、ビデオカメラ（放送用を除く）、ビデオディスクプレーヤ、ビデオ機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「3211-03、-031磁気録画再生装置（VTR）」から「ビデオ機器」に変更。

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-22、-220その他の電子応用装置」から分割・特掲。
- ② 録画済カセットテープ・ディスクは、本部門に含める。
- ③ 磁気テープ・ディスク（生のもの）は、「3212-01、-011磁気テープ・フレキシブルディスク」に含める。

列部門	3211-09	その他の民生用電気機器
行部門	3211-099	その他の民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形）、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ジューサ、理容用電気器具、民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3212-01	磁気テープ・フレキシブルディスク
行部門	3212-011	磁気テープ・フレキシブルディスク

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち、磁気テープ及びフレキシブルディスクの生産活動を

範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」を分割。

〔注意点〕

- ① 本部門は、未録音・未録画のもの（生のもの）に限られる。
- ② 録音済テープ・ディスクは「3919-02, -021レコード」に、録画済テープ・ディスクは「3211-03, -031ビデオ機器」に、それぞれ含める。

列部門	3212-09	その他の電気音響機器部分品・付属品
行部門	3212-099	その他の電気音響機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち、部分品及び付属品（磁気テープ及びフレキシブルディスクを除く）の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

スピーカ、マイクロホン、イヤホン、その他の電気音響機器の部分品・取付具・付属品

〔変更点〕

- ① 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気テープ、フレキシブルディスクを分割。それに伴って、部門の名称を昭和60年表の「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」から「その他の電気音響機器部分品・付属品」に変更。
- ② 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気ヘッドは、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3702-21, -210電気音響機器」から分割。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、制御用コンピュータ、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3703-00, -000電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

外部記憶装置（磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置）、入出力装置（キーボード、ラインプリンタ）、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3703-00, -000電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。
- ② 有線電気通信機器の部分品・付属品は、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ラジオ・テレビジョン放送装置、固定・移動局通信装置、携帯用無線通信装置、航法用無線応用装置

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。
- ② 無線電気通信機器の部分品・付属品は、「3359-09, -099その他の電子・通信機器部分品」に含める。

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

交通信号保安装置（電気通信装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器、踏切しゃ断機等）、火災警報機、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30、-300電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち産業用テレビジョン装置及び3069「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、数値制御装置、放送用磁気録画再生装置、産業用テレビジョン装置、電子顕微鏡、レーザー装置、レーザー応用治療装置、ガイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-22、-220その他の電子応用装置」から産業用テレビジョン装置以外のビデオ機器を分割。また、部門の名称を55年表の「3704-22、-220その他の電子応用装置」から「電子応用装置」に変更。

列部門	3332-01	電気計測器
行部門	3332-011	電気計測器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電気指示計器（積算電力計、電流計、電圧計、電力計、周波数計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計、

周波数測定器、空中線測定器、回路素子測定器、伝送量測定器、半導体特性測定器）、心電計、工業計器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

半導体素子：シリコンダイオード、整流素子、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子

集積回路：半導体集積回路、混成集積回路（薄膜、厚膜）、実装していない集積回路（輸出分）

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の行部門「3704-240半導体素子・集積回路」を分割。
- ② 半導体素子・集積回路の部品は、「3421-09、-099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3359-01	電子管
行部門	3359-011	電子管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

送・受信管、整流管、マイクロ波管、ブラウン管、表示管、X線管、撮像管

〔注意点〕

電子管の部品は、「3421-09、-099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3359-09	その他の電子・通信機器部分品
行部門	3359-099	その他の電子・通信機器部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

通信用継電器、通信用抵抗器、通信用蓄電器、通信用変成器、TV用チューナ、プリント配線板、電子・通信機器用ス

イチ・コネクタ、磁気ヘッド、磁性材部品（粉末や金によるもの）、アンテナ、プラグ・ジャック（配線用を除く）、テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル

〔変更点〕

- ① 昭和60年表において列・行部門「3431-02, -021電気音響機器部分品・付属品」に含まれていた磁気ヘッドを本部門に統合。
- ② 部門の名称を昭和60年表の「3431-09, -099その他の電子・通信機器部分品・付属品」から「その他の電子・通信機器部分品」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3704-30, -300電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

発電機器：直流機、交流発電機、電動発電機、発電機器の部分品・取付具・付属品

電動機：交流電動機、サーボモータ、小形電動機、回転電気機械の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3701-10発電機器」及び「3701-30電動機」を統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

配電盤、制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3701-20, -200送配電機器」を分割。

列部門	3411-03	その他の送配電機器
行部門	3411-031	その他の送配電機器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業（通信機用を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3701-20, -200送配電機器」を分割。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、サイリスタ応用交換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・付属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表で本部門に含まれていた回転電気機械を「3411-011発電機器」に、電動工具を「3019-03機械工具」にそれぞれ統合。

列部門	3421-01	電気照明器具
行部門	3421-011	電気照明器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

白熱電灯器具、蛍光灯器具、高圧放電灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、集魚灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品

列部門	3421-02	電池
行部門	3421-021	電池

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池(乾電池, 湿電池)製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

筒型マンガン乾電池, 積層マンガン乾電池, 酸化銀電池, アルカリマンガン乾電池, 鉛蓄電池, アルカリ蓄電池, 電池の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100その他の軽電機器」から分割・特掲。

列部門	3421-03	電球類
行部門	3421-031	電球類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般照明用電球, 豆電球, クリスマスツリー用電球, 自動車用電球, 赤外線電球, パイロット電球, ハロゲン電球, 蛍光灯, 高圧水銀灯, 太陽灯, 殺菌灯, ネオン灯, アーク灯, ナトリウムランプ

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表で本部門に含まれていた電球口座, 導入線等を「3421-09, -099その他の軽電機器」に統合。
- ② 電球類の部品は, 「3421-09, -099その他の軽電機器」に含める。

列部門	3421-04	配線器具
行部門	3421-041	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小形開閉器, 点滅器, 接続器, 電球保持器, パネルボード, 小形配線箱, ヒューズ, 配線附属品

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100その他の軽電機器」から分割・特掲。

列部門	3421-05	内燃機関電装品
行部門	3421-051	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

充電発動機, 始動電動機, 磁石発動機, 点火用コイル, ディストリビューター, 充電機, 磁石発電機, 航空機用電装品, 点火せん, 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100その他の軽電機器」から分割・特掲。
- ② 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列部門	3421-09	その他の軽電機器
行部門	3421-099	その他の軽電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電球口金, 導入線, シリコンウエハ(表面研磨をしたもの), 電気接点, 電球・電子用タングステン, 永久磁石, 太陽電池

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「3704-10, -100その他の軽電機器」から, 「3421-03, -031電池」, 「3421-05, -051配線器具」及び「3421-06, -061内燃機関電装品」をそれぞれ分割・特掲。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

軽乗用車, 小型乗用車, 普通乗用車

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において, 55年表の列部門「3830-00自動車」, 行部門「3830-010乗用車」をそれぞれ分割。
- ② シャンのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち、乗用車、三輪・二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特殊自動車、トレーラ

[注意点]

- ① 昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00 自動車」、行部門「3830-090その他の自動車」をそれぞれ分割。
- ② シャンのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので出荷ベースの金額が1台分の構成部品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)」のうち、三輪自動車及び二輪自動車の生産活動を範囲とする。

[注意点]

原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので出荷ベースの金額が1台分の構成部品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

トレーラ、乗用車ボデー、小型・大型バスボデー、小型トラック運転台・荷台、普通トラック運転台・荷台、貨客兼用車ボデー、ダンプ車ボデー、冷凍・冷蔵車ボデー、箱型運転車ボデー、消防車ボデー、タンク車ボデー

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。同様に、行部門「3830-010乗用車」及び「3830-090

その他の自動車」のうち自動車車体を分割・特掲。

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部分品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエター、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャーシ部品・車体部品、その他の自動車部品、カーウラ、乗用車KDセット、バスKDセット、トラックKDセット、二輪自動車KDセット

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。同様に、行部門「3830-010乗用車」及び「3830-090その他の自動車」のうち自動車部品を分割・特掲。

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうち鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

[生産物例示]

貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の

鋼船

〔注意点〕

- ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。
- ② 鋼船の改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製舟艇

〔注意点〕

- ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。
- ② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

船用蒸気タービン、船用ディーゼル機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン等、船用機関の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3601-10、-100 原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの修理に係る活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
- ② 改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02 その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

〔注意点〕

- ① 鉄道業の行う改造は本部門に含める。
- ② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-09、-099その他の電気通信機器」に含める。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01、-011鉄道車両」に含める。
- ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
- ③ 昭和55年表までは、日本標準産業分類の細分類3191「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に属する産業用鉄道車両の修理も本部門に含まれていたが、60年表において、列・行部門「3629-10、-101その他の輸送機械修理」に含めることとした。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、その他の航空機、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練設備、航空用装備品等）

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-01	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業の活動を範囲とする。

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

完成自転車(実用車、軽快車、スポーツ車、子供車、幼児車、ミニサイクル、特殊車)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3850-30、-300自転車・リヤカー」を分割。なお、リヤカーは「3629-09、-099その他の輸送機械(除別掲)」に統合。

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

産業用運搬車両：産業用機関車、産業用貨車、構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、パレットトラック)、フォークリフトトラック、ショベルトラック、産業用トレーラ、構内作業車、ストラドルキャリヤ、ハンドトラック、その他の動力のない運搬車、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

その他の輸送機械(除別掲)：飛しょう体(ロケット、人工衛星、気象観測バルン等)、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(リヤカー、荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等)、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3604-16、-160産業用運搬車両」、 「3820-20、-200産業用鉄道車両」、 「3850-

-30、-300自転車・リヤカー」のうちリヤカー及び「3890-10、-100その他の輸送機械」を統合。

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

35mmカメラ、特殊カメラ、カートリッジカメラ(小型カメラを含む)、写真装置・関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機等)、カメラ・写真装置の部分品・取付具・附属品(距離計、露出計、ストロボ、フード、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンク等)

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3920-10、-100カメラ」のうちカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを「3711-09、-099その他の光学機械」に統合。

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3253「映画用機械・同附属品製造業」、3254「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類326「眼鏡製造業(枠を含む)」の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画撮影機、映画映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3920-10、-100カメラ」のうちカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを本部門に統合。

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ウォッチ（腕時計，懐中時計），ウォッチ用ムーブメント，クロック（機械時計，置時計，目覚時計，掛時計，計器板時計，設備時計等），クロック用ムーブメント，その他の時計（ストップウォッチ，タイマー時計，メトロノーム等），時計の部分品（文字板，ぜんまい，歯車，ねじ），時計側

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

研究用機器（化学機器，物理学機器，気象観測機器等），教育用機器（物理・化学・博物実験機器，数学機器等），地球物理学機器（重量計，磁力計等），天文機器，理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-10，-100理化学機器」から「理化学機械器具」に変更。

列部門	3719-02	分析器・試験機・計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類321「計量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び322「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

一般長さ計，積算体積計（オイルメータ，ガスメータ，水量メータ等），その他の体積計（ます，化学用体積計，メスフラスコ等），はかり（台はかり，ばね式はかり，電子はかり等），温度計（ガラス製のもの），圧力計，金属温度計，流量計，液面計，精密測定器，工業用長さ計，光分析装置，その他の分析装置，材料試験機，その他の試験機，光度計，光束計，照度計，屈折度計，公害計測器，密度計，比重計，騒音計，周波数計，速さ計，地震計，測量機械器具（ジャイロ計器，磁気コンパス，測角測量機，水準測量機等），分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-20，-200度量衡器・計量器」から「分析器・試験機・計量器・測

定器」に変更。

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類323「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用機械器具・装置，病院用器具・装置，歯科用機械器具・装置，動物用医療機械器具，医療材料，歯科材料，医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3910-30，-300医療機械」から「医療用機械器具」に変更。
- ② 医療用のX線装置，電子応用装置及びレーザ応用装置は「3331-01，-011電子応用装置」に含まれる。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・がん具製造業（人形，児童乗物を除く）」，3432「人形製造業」及び3433「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

トランプ，囲碁，将棋，麻雀ばい，縫ぐるみ，金属製がん具（ゲームウォッチ，ゲーム電卓，テレビゲーム（家庭用）等），木製がん具（積木，けん玉等），陶磁器製がん具，プラスチック製がん具，クリスマス用品，鯉のぼり，日本人形，節句人形，ひな人形，西洋人形，だるま，児童乗物（揺らん，歩行補助機，乳母車，三輪車），がん具の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3990-10，-100玩具・運動用品（ゴム製を除く）」を分割。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3434「運動競技用具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

野球用具，ソフトボール用具，バスケットボール用具，バレーボール用具，ラグビー用具，サッカー用具，テニス用具，

卓球用具，バドミントン用具，ゴルフ用具，ホッケー用具，スキー用具，水上スキー用具，スケート用具，トラック・フィールド用具，体操用具，釣道具・同附属品，ビリヤード，ぶらんこ，すべり台，空気銃，獵銃，剣道用具，ハングライダー，運動用品の部分品・附属品

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において，55年表の列・行部門「3990-10，-100玩具・運動用品（ゴム製を除く）」を分割。
- ② 帽子，ユニフォーム，靴，ベルト等は，本部門ではなく，それぞれの部門に含まれる。

列部門	3919-01	楽器
行部門	3919-011	楽器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3421「ピアノ製造業」，3422「ギター製造業」及び3429「その他の楽器・楽器部品・同材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ピアノ，ギター，電気ギター，オルガン，電子オルガン，ハーモニカ，アコーディオン，打楽器，管楽器，弦楽器，電子ピアノ，三味線，琴，尺八，オルゴール，電子キーボード，シンセサイザー，楽器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3919-01，-011楽器・レコード」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-20，-200楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-02	レコード
行部門	3919-021	レコード

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3423「レコード製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

レコード盤，ミュージックテープ，コンパクトディスク

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3919-01，-011楽器・レコード」を分割。

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-20，-200楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-03	筆記具・文具
行部門	3919-031	筆記具・文具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

万年筆，シャープペンシル，ボールペン，マーキングペン，鉛筆，シャープペンシルの芯，水彩絵具，クレヨン，パステル，スケッチボックス，毛筆，画筆，油絵具，キャンバス，画板，画布，ポスターカラー，印章，印肉，スタンプ，スタンプ台，ナンバリング，定規，コンパス，製図板，そろばん，事務用・工業用のり，ステープラ（ホッチキス），筆箱，穴あけ器，鉛筆削器，筆記具・文具の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，部門の名称を55年表の「3990-40，-400筆記具」から「筆記具・文具」に変更。

列部門	3919-04	身辺細貨品
行部門	3919-041	身辺細貨品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類341「貴金属製品製造業（宝石加工を含む）」，細分類3451「装身具・装飾品製造業（貴金属，宝石製を除く）」，3453「ボタン製造業」，3489「かつら製造業」，3491「洋傘・同部分品製造業」，3492「和傘・同部分品製造業」，3493「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」及び3497「喫煙用具製造業（貴金属，宝石製を除く）」の生産活動を範囲とする。

なお，大蔵省の造幣局特別会計の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

〔生産物例示〕

首飾り，腕輪，指輪，イヤリング，ブローチ，ロケット，カフスボタン，コンパクト，バッチ，バックル，メタル，くし，宝石箱，小物箱，天然・養殖・人造真珠身辺細貨品（首飾り，腕輪，指輪，イヤリング，ブローチ，カフスボタン，タイピン等），すず・アンチモン製品，ボタン，かつら，かもじ，洋傘，和傘，うちわ，扇子，ちょうちん，たばこ用ライター，たばこ用フィルター，勲章，身辺細貨品の部分品・附属品

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表で本部門に含まれていた七宝製品，人造宝石を行部門「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。

列部門	3919-05	畳・わら加工品
行部門	3919-051	畳・わら加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類3482「畳製造業」及び3483「わら工品製造業（畳、帽子を除く）」の生産活動（製造小売業のうち製造活動部分を含む）を範囲とする。

〔生産物例示〕

畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わらなわ

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-01、-011わら・い加工品」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-10、-100わら加工品」及び「2390-20、-200い製品」を「1519-01、-011わら・い加工品」に統合。

列部門	3919-06	武器
行部門	3919-061	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類33「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「3192-62、-620弾薬類」及び「3606-30、-300鉄砲類」を統合。

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3452「造花・装飾用羽毛製造業」、3454「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」、小分類346「漆器製造業」、細分類3481「麦わら・パナマ類帽子製造業」、3484「ほうき・ブラシ製造業」、3485「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」、3486「マッチ製造業」、3487「煙火製造業」、3488「看板・標識機製造業」、3494「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3495「魔法瓶製造業」、3496「パレット製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

造花、装飾用羽毛、縫針、ミシン針、その他の針（メリヤス針、医療用針を除く）、スライドファスナー、スナップ、ホック、漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、麦わら帽子、さなだ帽子、歯ブラシ、化粧用ブラシ、はけ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、コルク製品、マッチ、マッチ軸木、マッチ箱、煙火（がん具を含む）、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型（地球儀、食品模型）、魔法瓶、魔法瓶ケース、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-90、-900その他の繊維雑品」のうち繊維壁材、「2430-20、-200身廻品」のうち麦わら・パナマ類帽子、帽体、「2520-00、-000その他の木製品」のうちコルク製品、漆器、「3502-10、-100家庭用金属製品」のうち針・ピン・スナップ、「3502-90、-900その他の金属製品」のうち魔法瓶及び「3192-50、-500マッチ」を本部門に統合。また、本部門に含まれていた「ろうそく」は行部門「2079-099その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

9 建設

列部門	4111-01	住宅建築（木造）
行部門	4111-011	住宅建築（木造）

(建設省)

主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

〔生産物例示〕

専用住宅（木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「4111-01、-011住宅新建築（木造）」から「住宅建築（木造）」に変更。

〔注意点〕

① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03土木建築サービス業」からの投入とする。

この扱いは、「統合大分類17建設」中の「4111-01, -011住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

② 「新築」：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01建設補修」に含める。

列部門	4111-02	住宅建築（非木造）
行部門	4111-021	住宅建築（非木造）

（建設省）

主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

〔生産物例示〕

専用住宅（非木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「4111-02, -021住宅新建築（非木造）」から「住宅建築（非木造）」に変更。

〔注意点〕

非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）：主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。
- ② 鉄筋コンクリート造（RC造）：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。
- ③ 鉄骨造（S造）：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの（鉄骨をリブラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。
- ④ コンクリートブロック造（CB造）：鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。
- ⑤ その他：石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列部門	4112-01	非住宅建築（木造）
行部門	4112-011	非住宅建築（木造）

（建設省）

木造の建築物のうち、「4111-01住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

〔生産物例示〕

工場・倉庫、事務所

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「4112-01, -011非住宅新建築（木造）」から「非住宅建築（木造）」に変更。

列部門	4112-02	非住宅建築（非木造）
行部門	4112-021	非住宅建築（非木造）

（建設省）

非木造の建築物のうち、「4111-02住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

〔生産物例示〕

工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「4112-02, -021非住宅新建築（非木造）」から「非住宅建築（非木造）」に変更。

〔注意点〕

「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02住宅建築（非木造）」に同じ。

列部門	4121-01	建設補修
行部門	4121-011	建設補修

（建設省）

(1) 建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

(2) ただし、①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、②公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに③鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

〔注意点〕

住宅についての建設補修の生産額は、帰属家賃との関連で、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

列部門	4131-01	道路関係公共事業
行部門	4131-011	道路関係公共事業

(建設省)

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
- ② 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業など

[生産物例示]

道路、街路、有料道路、区画整理

[注意点]

- ① 道路、街路等の小規模な維持、補修工事については経常的支出として列部門「4121-01建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修は資本形成として扱われる。）。
- ② なお、列部門「4131-01道路関係公共事業」、「4131-02河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものについては列部門「4132-09その他の土木建設」に分類される。

列部門	4131-02	河川・下水道・その他の公共事業
行部門	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(建設省)

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持補修工事を含む。

- ① 河川：国、地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業
- ② 都市計画：国、地方公共団体の行う下水道、公園、環境衛生事業
- ③ 港湾・漁港：国、地方公共団体の行う港湾、漁港事業
- ④ 空港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④まで及び「4131-01道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉦害復旧、都市災害復旧事業
- ⑥ その他：国、地方公共団体の行う沿岸漁業整備事業、離

島電気事業等

[生産物例示]

河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、環境衛生公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

[注意点]

- ① 小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修はすべて資本形成として扱われる）。
- ② 上記②の都市計画の下水道については、昭和45年表までは列部門「4009-90その他の建設」に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から本部門へ入れて部門の名称変更を行った。

列部門	4131-03	農林関係公共事業
行部門	4131-031	農林関係公共事業

(農林水産省・建設省)

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業並びに農用地整備公団及び水資源開発公団の行う事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業並びに森林開発公団の行う事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

[生産物例示]

土地改良、林道、治山、災害復旧

列部門	4132-01	鉄道軌道建設
行部門	4132-011	鉄道軌道建設

(建設省)

JR、日本鉄道建設公団、公営鉄道、私鉄、帝都高速度交通営団及び本州四国連絡公団の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

[生産物例示]

鉄道軌道に関する構築物

[注意点]

「4132-01鉄道軌道建設」、「4132-02電力施設建設」、「4132

-03電気通信施設建設」及び「4132-09その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4132-09その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4132-02	電力施設建設
行部門	4132-021	電力施設建設

(建設省)

9 電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業を行う電気事業、その他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（500kw以上）を受けているものだけが本部門に含まれる。

[生産物例示]

発・送・配電施設に関する構築物

列部門	4132-03	電気通信施設建設
行部門	4132-031	電気通信施設建設

(建設省)

第一種電気通信事業者の行う電気通信線路施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

[生産物例示]

電気通信線路施設に関する構築物

[変更点]

国際電信電話株式会社の行うものは、60年表では「4132-09その他の土木建設」に含まれていたが、平成2年表において、本部門に変更。

列部門	4132-09	その他の土木建設
行部門	4132-099	その他の土木建設

(建設省)

他の部門に分類されない、以下に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道、工業用水道に関する構築物の建設工事

② 土地造成：住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方公共団体及び民間の行う土地造成工事
③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事及びその他上記以外の民間土木建設

[生産物例示]

上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・競技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

[変更点]

昭和60年表において、列・行部門「4132-09、-099その他の土木建設」に含まれていた国際電信電話土木建設工事を「4132-03、-031電気通信施設建設」に統合。

[注意点]

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「4009-90、4009-900その他の建設」を「4132-09、4132-099その他の土木建設」に名称変更。
② 下水道（地方公営企業を行う下水道に関する構築物の建設工事）については45年表まで本部門に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から、「4131-02河川・下水道・その他の公共事業」に含めることとした。

10 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類36「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

なお、発電工程において発生するフライアッシュは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

[注意点]

昭和60年表において、列部門「5111-01事業用原子力発電」を、55年表の列部門「5110-19その他の事業用発電」から分割・持帰。また、列部門「5111-03水力・その他の事業用発電」は、55年表の列部門「5110-11事業用水力発電」と「5110-19その他の事業用発電」のうち原子力発電を除いたものを統合。

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

鉱工業部門などで最大出力500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。

[注意点]

本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「ガス業」の活動を範囲とする。

なお、石炭ガスの生産工程において発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「2011-021窒素質肥料」、「2121-011コークス」及び「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類38「熱供給業」の活動を範囲とする。

[注意点]

熱供給業とは、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類391「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

[品目例示]

水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

[注意点]

① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については、「7179-02, 03水運付帯サービス」に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類392「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が製造事業所に対して工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

[注意点]

地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は「5211-01, -011上水道・簡易水道」に含まれる。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類393「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

[注意点]

本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01廃棄物処理(公営)」に含まれる。

列部門	5212-01	廃棄物処理(公営)★★
行部門	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

[品目例示]

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

[注意点]

従来、日本標準産業分類の細分類8999は「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」となっていたが、昭和59年の改訂により、8899「他に分類されない保健衛生」及び8999「他に分類されない廃棄物処理業」に分割されたため、55年表まで本部門に含まれていた「他に分類されない保健」は、昭和60年表から「8311-04～06保健衛生」に移行した。

列部門	5212-02	廃棄物処理（産業）
行部門	5212-021	廃棄物処理（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。
〔品目例示〕

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

〔注意点〕

従来、日本標準産業分類の細分類8999は「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」となっていたが、昭和59年の改訂により、8899「他に分類されない保健衛生」及び8999「他に分類されない廃棄物処理業」に分割されたため、55年表まで本部門に含まれていた「他に分類されない保健」は、昭和60年表から「8311-04～06保健衛生」に移行した。

11 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類49～51の「卸売業」及び52「代理商、仲立業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類53～58「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの製造業部門に含める。

〔注意点〕

製造小売の例：衣服小売業、菓子・パン小売業、豆腐小売業、家具小売業

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融（帰属利子）
	6211-012	民間金融（帰属利子）
	6211-013	公的金融（手数料）
	6211-014	民間金融（手数料）

（大蔵省）

日本標準産業分類の中分類61「銀行・信託業」、62「農林水産金融業」、63「中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業」から公益質屋事業、石油公団を除いたもの、64「補助的金融業、金融附帯業」、65「投資業」及び66「証券業、商品取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。

〔品目例示〕

日本銀行、都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、日本開発銀行、北海道・東北開発金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、相互銀行、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫、住宅金融専門会社、社会福祉・医療事業団、環境衛生金融公庫、日本私学振興財団、農林漁業信用基金、農業共済基金、漁業共済基金、短資会社、証券金融会社、中小企業信用保険金融公庫、全国信用保証基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、東京中小企業投資育成特殊会社、名古屋中小企業投資育成特殊会社、大阪中小企業投資育成特殊会社、証券会社、証券投資信託委託会社、証券投資顧問会社、証券取引所

〔注意点〕

① 公的金融機関とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金金融通の4特別会計と

日本開発銀行及び日本輸出銀行の2銀行，国民金融公庫をはじめとする9公庫並びに海外経済協力基金，社会福祉・医療事業団，日本育英会である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。

- ② 生命保険業，損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず，「6212-01生命保険」及び「6212-02損害保険」に含める。
- ③ 公益質屋事業は，45年表では政府金融機関となっているが，本来福祉サービスを提供するとみられることから，50年表以降は「8111-01，8112-01公務」に含めている。
- ④ 石油公団は，「0721-01，-011原油」に含める。
- ⑤ 宝くじ売りさばき業は，「8611-09その他の娯楽」に含める。
- ⑥ 50年表以降，金融の行部門を公的と民間に分割したのは，SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させるとともに，産出構造の差異を明瞭にするためである。

列部門	6212-01	生命保険
行部門	6212-011	生命保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」及び細分類6811「生命保険媒介業」並びに生命保険のための小分類673「共済事業」，細分類6813「共済事業媒介代理業」及び細分類6829「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

生命保険，年金保険，簡易保険，郵便年金，生命保険再保険，生命保険代理店，農協共済（生命共済等），農協共済（生命共済等）の再共済・再々共済，生命保険相談所

〔注意点〕

- ① 簡易生命保険及び郵便年金特別会計は本部門に含め，居住者である在日外国生命保険会社（支店）も本部門に含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に，結合生産物として金融の附属サービスをも生み出すと考えられるので，昭和60年表において行部門に附属利子の行を設けることを検討したが，SNA解釈上設けないことになった。

列部門	6212-02	損害保険
行部門	6212-021	損害保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」，細分類6812「損害保険代理業」，細分類6821「保険料率算出団体」及び細分類6822「損害査定業」並びに損害保険のための小分類673

「共済事業」，細分類6813「共済事業媒介代理業」及び細分類6829「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

火災保険，地震保険，海上保険，自動車保険（自賠償，任意），盗難保険，運送保険，損害保険再保険，貿易保険，損害保険代理店，農協共済（火災共済，自動車共済等），農協共済（火災共済，自動車共済等）の再共済・再々共済

〔注意点〕

本部門には，政府の保険及び再保険特別会計，住宅金融公庫，中小企業信用保険公庫を含めるほか，在日外国損害保険会社を含める。

列部門	6411-01	不動産仲介・管理業
行部門	6411-011	不動産仲介・管理業

(建設省)

日本標準産業分類の小分類692「不動産代理業・仲介業」及び691「建売業，土地売買業」のうちの不動産取引の代理，仲介を行う活動及び703「不動産管理業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料，不動産管理手数料

〔注意点〕

- ① 建売業における建設活動は，本部門に含めず，建設部門に含める。
- ② 土地売買業の活動は，取引上の代理・仲介等の手数料のみが生産額に計上され，土地造成等に要する費用は建設部門に含める。
- ③ 昭和60年表において，定義範囲に日本標準産業分類の小分類703「不動産管理業」（日本標準産業分類において新設）を含めることに伴い部門の名称を「不動産仲介業」から「不動産仲介・管理業」に変更した。

列部門	6411-02	不動産賃貸業
行部門	6411-021	不動産賃貸業

(建設省)

日本標準産業分類の小分類701「不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）」のうち，細分類7012「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

〔品目例示〕

不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ），貸ビル，貸倉庫等）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「6411-02, -021不動産賃貸料」から「6411-02, -021不動産賃貸業」に変更。

〔注意点〕

- ① 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「6421-01住宅賃貸料」に含める。
- ② 昭和55年表から、本部門の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」を除外した。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

(建設省)

貸家、貸間及び持家等、すべての住宅の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の賃貸料に相当するものとする。

すなわち、日本標準産業分類の小分類702「貸家業、貸間業」の活動のほか、持家、給与住宅については「帰属家賃」も含む。

12 運輸

列部門	7111-01	鉄道旅客輸送
行部門	7111-011	鉄道旅客輸送（JR）
	7111-012	鉄道旅客輸送（除JR）

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類40「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

〔品目例示〕

JR、公・民営の鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、索道の旅客輸送

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）、-011国有鉄道（国電以外の旅客）」、「7112-01, -011国有鉄道（国電旅客）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -011地方鉄道・軌道（旅客）」を統合。

〔注意点〕

- ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含めない。

- ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列部門	7112-01	鉄道貨物輸送
行部門	7112-011	鉄道貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類40「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

JR、公・民営の鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、索道の貨物輸送

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）、-012国有鉄道（貨物）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -012地方鉄道・軌道（貨物）」を統合。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類41「道路旅客運送業」のうち細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

なお、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門の活動の範囲とする。

〔品目例示〕

乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

ハイヤー・タクシー等の旅客輸送

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類42「道路貨物運送業」のうち小

分類425「通運業」を除いた活動及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

トラック運送業（路線，区域，特定），貨物軽車両等運送業の貨物輸送

〔注意点〕

通運業が行う鉄道貨物の集配は本部門に含めず，「7122-02通運」に含める。

列部門	7122-02	通運
行部門	7122-021	通運

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類425「通運業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

鉄道貨物の集配，積卸及び取次

列部門	7131-01 P	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011 P	自家用旅客自動車輸送

（運輸省）

自己の需要に応じて，自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動を範囲とする。

なお，貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

〔注意点〕

- ① 生産額は，自家用自動車輸送に要した財産・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。付加価値は計上しない。
- ② 昭和60年表において，マイカー輸送は家計消費であり，生産活動とみるのは無理があるので，本部門から除外することとした。
- ③ 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財貨・サービス別にマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として，旅客及び貨物について作成されている。

列部門	7132-01 P	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011 P	自家用貨物自動車輸送

（運輸省）

自己の需要に応じて，自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動を範囲とする。

〔注意点〕

「7131-01 P 自家用旅客自動車輸送」記載の①，②及び③

のとおり。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類431「海洋運輸業」及び462「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（外航船によるもの）の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類4341「船舶貨渡業（内航船舶貨渡業を除く）」は本部門の範囲とするが，用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし，外国の「海洋運輸業」又は「船舶貨渡業」との間の用船は，国際収支のバランスからこれを計上し，そのうち，輸入（用船料支払）分は，自部門の交点に計上することとする。

以上については，他の輸送機関（「7122-01道路貨物輸送」，「7122-02通運」，「7142-01沿海・内水面輸送」，「7151-01航空輸送」等）における事業者間の用船（用車，用機）についても同様の扱いとする。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類432「沿海運輸業」，433「内陸水運業」及び462「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（内航船によるもの）の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

沿海旅客運輸業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む）の旅客輸送，沿海貨物運輸業の貨物輸送，港湾旅客運輸業の旅客輸送，河川水運業，湖沼水運業の旅客・貨物輸送

〔注意点〕

- ① 日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。
- ② 日本標準産業分類の細分類4342「内航船舶貨渡業」は本部門の範囲とするが，用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類461「港湾運送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む。）、沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類44「航空運輸業」及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち利用航空運送業の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

国際航空輸送：国際の旅客・貨物輸送

航空機使用事業：薬剤散布、航空写真

〔注意点〕

利用航空運送業は、「7151-013国内航空貨物輸送」に格付ける。

列部門	7161-01	倉庫
行部門	7161-011	倉庫

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類45「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

普通倉庫業、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

〔注意点〕

自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列部門	7171-01	こん包
行部門	7171-011	こん包

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類466「こん包業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

貨物こん包、工業製品組立こん包、輸出こん包

〔注意点〕

自家こん包活動については、昭和60年表から、各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含めないこととした。

列部門	7179-01	道路輸送施設提供
行部門	7179-011	道路輸送施設提供

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類467「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門及び中分類80「駐車場業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

〔注意点〕

日本道路公団が行うフェリーボートは「7142-01沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含める。

列部門	7179-02	水運付帯サービス（公営）★★
行部門	7179-021	水運付帯サービス（公営）★★

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きょ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうち船舶給水業に相当する範囲のうち、地方公共団体の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

港湾、漁港の管理

列部門	7179-03	水運付帯サービス（産業）
行部門	7179-031	水運付帯サービス（産業）

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きょ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうち船舶給水業並びに小分類469「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち検査業、検査業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、網取業、引船業のうち、民間の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

水先，検数，検量，鑑定

〔注意点〕

とん税及び特別とん税については，本部門の生産額に含め，間接税に計上する。運河通行税，灯台税については，本部門の範囲とするが，輸入のみとする。

列部門	7179-04	航空付帯サービス（国公営）★★
行部門	7179-041	航空付帯サービス（国公営）★★

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」に相当する範囲のうち，国及び地方公共団体の行う空港（第一種，第二種及び第三種）の管理活動を範囲とする。

〔品目例示〕

空港管理

〔注意点〕

新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7179-05航空付帯サービス（産業）」に含める。

列部門	7179-05	航空付帯サービス（産業）
行部門	7179-051	航空付帯サービス（産業）

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業（機内飲食物売上，運航サービス，旅客の乗降及び貨物の積卸に係る空港内の活動，航空燃料の管理及び給油手数料，その他航空に付帯した役務等）のうち，民間の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

空港施設提供，給油施設提供，利便施設提供，供給施設提供

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は，公的企業扱いとして本部門に含める。
- ② 空港ターミナルビル等は「6411-02不動産賃貸業」に，空港外にわたる送迎バスは「7121-01バス」に，給油（燃料販売）は「商業」に，航空機整備は「3622-10航空機修理」にそれぞれ含める。

列部門	7179-09	旅行・その他の運輸付帯サービス
行部門	7179-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類463「運送代理店」，464「旅行業」，465「運輸あっせん業」及び469「その他の運輸に付帯

するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

旅行業，運送代理店，運輸あっせん業等の取扱

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「7179-09，-099その他の運輸付帯サービス」から「旅行・その他の運輸付帯サービス」に変更。

〔注意点〕

- ① 本部門は，運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
- ② 日本標準産業分類の細分類462「貨物運送取扱業」は，各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり，かつ，各輸送活動の一部とみなせるので，それぞれの輸送部門と込みで定義することとし，本部門には含めない。

13 通信・放送

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

（郵政省）

日本標準産業分類の細分類471「郵便業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

通常郵便物，小包郵便物

〔注意点〕

郵便に係る郵政本省及び地方郵政局等の活動も本部門に含める。

列部門	7312-01	国内電気通信
行部門	7312-011	国内電気通信

（郵政省）

日本標準産業分類の細分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち，国内電気通信サービスの活動を範囲とする。

〔品目例示〕

電報，電話，電信，専用，無線呼出し等

〔注意点〕

本部門には，NTTデータ通信の行うデータ通信の活動も含まれる。

官公庁，電力，鉄道，航空，船舶等の自営の電信，電話等は本部門に含めない。

列部門	7312-02	国際電気通信
行部門	7312-021	国際電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「電信・電話業(有線放送電話業を除く)」のうち、国際電気通信サービスの活動を範囲とする。

〔品目例示〕

国際電報、国際電話、国際電信、国際専用等

〔注意点〕

本部門には、KDDの行う国際データ通信の活動も含まれる。

官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

列部門	7319-09	その他の通信サービス
行部門	7319-099	その他の通信サービス

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類473「有線放送電話業」及び474「通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

有線放送電話、自動車電話・無線呼出しの受託業務、郵便切手類販売所(手数料)

列部門	7321-01	公共放送
行部門	7321-011	公共放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類791「公共放送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

日本放送協会によるテレビ・ラジオ・衛星放送

〔注意点〕

- ① 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化調査研究所も本部門に含める。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「8410-00放送」を「7321-01公共放送」、「7321-02民間放送」及び「7321-03有線放送」に分割。

列部門	7321-02	民間放送
行部門	7321-021	民間放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類792「民間放送業」の活動を範囲とする。

とする。

〔品目例示〕

主として広告料収入又は有料放送収入によるテレビ・ラジオ・衛星放送

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「8410-00放送」を「7321-01公共放送」、「7321-02民間放送」及び「7321-03有線放送」に分割。

列部門	7321-03	有線放送
行部門	7321-031	有線放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類793「有線放送業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

有線テレビ放送、有線ラジオ放送

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「8410-00放送」を「7321-01公共放送」、「7321-02民間放送」及び「7321-03有線放送」に分割。

14 公務

列部門	8111-01	公務(中央)★★
行部門	8111-011	公務(中央)★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

〔例示〕

「平成2年(1990年)産業連関表における政府諸機関の扱い」の「公務」の項参照。

〔注意点〕

自衛隊の活動も本部門に含まれる。

列部門	8112-01	公務(地方)★★
行部門	8112-011	公務(地方)★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政

府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

〔例示〕

「平成2年(1990年)産業連関表における政府諸機関の扱い」の「公務」の項参照。

15 教育・研究

列部門	8211-01	学校教育(国公立)★★
行部門	8211-011	学校教育(国公立)★★

(文部省)

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、917「専修学校、各種学校」のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

〔注意点〕

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類される(「8211-02学校教育(私立)★」も同じ)。

列部門	8211-02	学校教育(私立)★
行部門	8211-021	学校教育(私立)★

(文部省)

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」及び917「専修学校、各種学校」のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

列部門	8213-01	社会教育(国公立)★★
行部門	8213-011	社会教育(国公立)★★

(文部省)

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設の活動を範囲とす

る。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-02	社会教育(非営利)★
行部門	8213-021	社会教育(非営利)★

(文部省)

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-03	その他の教育訓練機関(国公立)★★
行部門	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★

(文部省)

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

職業訓練校、航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、通商産業研究所研修部、消防学校

列部門	8213-04	その他の教育訓練機関(産業)
行部門	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)

(文部省)

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」及び9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体以外の者が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

電気通信学園、料理学校(専修学校、各種学校でないもの)、洋裁学校(専修学校、各種学校でないもの)、自動車教習所(専修学校、各種学校でないもの)

列部門	8221-01	自然科学研究機関(国公立)★★
行部門	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★

(文部省)

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所
〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8211-03、-031自然科学・学校研究機関（国公立）★★」を統合。

〔注意点〕

国公立学校の附属研究機関の活動は、本部門に含める。

列部門	8221-02	人文科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

東洋文化研究所、社会科学研究所

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8211-04、-041人文科学・学校研究機関（国公立）★★」を統合。

〔注意点〕

国公立学校の附属研究機関の活動は、本部門に含める。

列部門	8221-03	自然科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-031	自然科学研究機関（非営利）★

（文部省）

私立学校に附属して設置される研究機関が行う自然科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所
〔変更点〕

部門の名称を、昭和60年表の「8211-05、-051自然科学・学校研究機関（私立）★」から「自然科学研究機関（非営利）★」に変更。

列部門	8221-04	人文科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-041	人文科学研究機関（非営利）★

（文部省）

私立学校に附属して設置される研究機関が行う人文科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

開発研究所、生活科学研究所

〔変更点〕

部門の名称を、昭和60年表の「8211-06、-061人文科学・学校研究機関（私立）★」から「人文科学研究機関（非営利）★」に変更。

列部門	8221-05	自然科学研究機関（産業）
行部門	8221-051	自然科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体及び私立学校に附属して設置されたもの以外の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所

列部門	8221-06	人文科学研究機関（産業）
行部門	8221-061	人文科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体及び私立学校に附属して設置されたもの以外の研究機関が行う人文科学に関する実験、研究の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

鉄道総合技術研究所、電気通信政策総合研究所、日本色彩研究所、労働科学研究所

列部門	8222-01	企業内研究開発
行部門	8222-011	企業内研究開発

（文部省）

企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探究の活動を範囲とする。

なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含まれる。

〔品目例示〕

(1) 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動

ここで、本来的な活動とは、研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などを行う。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置

などの工作，動植物の育成，文献調査などの活動も含む。
 (2) 企業の研究所以外，例えば，生産現場である工場などでは，上記(1)の活動及びパイロットプラント，プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

〔注意点〕

本部門は，科学技術研究調査（指定統計第61号）の「会社等」の研究活動のうち，特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

16 医療・保健

列部門	8311-01	医療（国公立）★★
行部門	8311-011	医療（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」のうち，国，地方公共団体，社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

病院，一般診療所，歯科診療所，助産所，療術業，看護業，歯科技工所，アイバンク，衛生検査所

〔注意点〕

政府の現業部門の従業者のための医療業は，「8311-03医療（産業）」に含める。

列部門	8311-02	医療（非営利）★
行部門	8311-021	医療（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」のうち，日本赤十字社，厚生（医療）農業協同組合連合会，社会保険事業団体（非営利），社会福祉法人等民間非営利団体による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

「8311-01医療（国公立）」と同じ。

列部門	8311-03	医療（産業）
行部門	8311-031	医療（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」のうち，政府の現業部門の従業者のための医療業並びに公社，医療法人，会社及び個人による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

「8311-01医療（国公立）」と同じ。

列部門	8312-01	保健衛生（国公立）★★
行部門	8312-011	保健衛生（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類881「保健所」，882「健康相談施設」，883「検疫所（動物検疫，植物防疫を除く）」及び889「その他の保健衛生」のうち，国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

保健所，健康相談施設，検疫所（動，植物を除く），検査業（寄生虫卵，水質）

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については，昭和55年表の列部門「5300-10，20廃棄物処理」に含まれていたが，60年表から本部門の活動範囲に変更。

列部門	8312-02	保健衛生（非営利）★
行部門	8312-021	保健衛生（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」のうち，対家計民間非営利団体による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

健康相談施設，検査業（寄生虫卵，水質）

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については，昭和55年表の列部門「5300-10，20廃棄物処理」に含まれていたが，60年表から本部門の活動範囲に変更。

列部門	8312-03	保健衛生（産業）
行部門	8312-031	保健衛生（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」のうち，非営利団体でない民間事業所による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

健康相談施設，検査業（寄生虫，水質），消毒業（物品，電話機）

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については，昭和55年表の列部門「5300-10，20廃棄物処理」に含まれていたが，60年表から本部門の活動範囲に変更。

列部門	8313-01	社会保険事業（国公立）★★
行部門	8313-011	社会保険事業（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

〔品目例示〕

厚生年金、国民年金、国民健康保険（市町村）、政府管掌健康保険、船員保険等の社会保険事務

〔変更点〕

社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所、宿泊所等）の活動は、「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含める。

列部門	8313-02	社会保険事業（非営利）★
行部門	8313-021	社会保険事業（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

〔品目例示〕

共済組合、国民健康保険（組合）、組管管掌健康保険、社会保険診療報酬支払基金等の社会保険事務

〔変更点〕

社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所、宿泊所等）の活動は、「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含める。

列部門	8313-03	社会福祉（国公立）★★
行部門	8313-031	社会福祉（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類 922「福祉事務所」、923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

〔品目例示〕

保育所、児童厚生施設（児童遊園、児童館）、養護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、精神薄弱者授産施設、身体障害者授産施設

〔変更点〕

平成2年表において日本標準産業分類の小分類922「福祉事務所」を範囲に追加した。

〔注意点〕

昭和60年表において、「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、それに伴い、部門の名称を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更。

列部門	8313-04	社会福祉（非営利）★
行部門	8313-041	社会福祉（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」のうち、鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協議会、共同募金、善意銀行、医薬品副作用被害救済基金など非営利の民営による社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

〔品目例示〕

「8313-03社会福祉（国公立）」と同じ。

〔注意点〕

昭和60年表において、「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、それに伴い、部門の名称を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更。

列部門	8411-01	対企業民間非営利団体
行部門	8411-011	対企業民間非営利団体

（経済企画庁）

日本標準産業分類の中分類83「協同組合（他に分類されないもの）」及び小分類941「経済団体」の活動の範囲のうち、企業に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体の活動を範囲とする。すなわち、日本標準産業分類の中分類83「協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は、卸売・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

〔品目例示〕

全国農業協同組合中央会、都道府県農業協同組合中央会、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会連合会

列部門	8411-02	対家計民間非営利団体（除別掲）★
行部門	8411-021	対家計民間非営利団体（除別掲）★

（経済企画庁）

日本標準産業分類の中分類90「宗教」、小分類942「労働団体」、943「学術・文化団体」、944「政治団体」、949「他に分類されない非営利の団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

〔品目例示〕

宗教団体事務所、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

17 サービス業、事務用品

列部門	8511-01	広告
行部門	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告

(総務庁)

日本標準産業分類の小分類844「広告業」の活動を範囲とする。
なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動も本部門の範囲とする。

〔品目例示〕

新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込み広告

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の行部門「8511-011広告」を「8511-011テレビ・ラジオ広告」及び「8511-012新聞・雑誌・その他の広告」に分割。
- ② 昭和60年表まで本部門に含まれていた各産業部門の自社広告活動は、平成2年表では各部門における広告関連資材の投入として扱い、本部門には含まない。

列部門	8512-01	情報サービス
行部門	8512-011	情報サービス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類841「情報サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

ソフトウェア開発、情報システム開発、プログラム作成、受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、パンチ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、55年表の列・行部門の名称「8300-20、-200調査・データ処理・計算サービス」を「情報サー

ビス」に変更。

- ② 本部門の活動は、おおむね次のとおりである。

- (a) 電子計算機のプログラムに関するソフトウェア開発などのサービス。
- (b) 電子計算機等を用いて行うデータ処理・計算サービス及びパンチサービス。
- (c) 各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。
- (d) 市場調査、世論調査などの調査サービス。ただし、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関の活動に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に含める。

列部門	8512-02	ニュース供給・興信所
行部門	8512-021	ニュース供給・興信所

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類842「ニュース供給業」及び843「興信所」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設備のないもの)、興信所、信用調査所

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、部門の名称を55年表の「8300-30、-300情報提供サービス」から「ニュース供給・興信所」に変更。
- ② 本部門の活動は、おおむね次のとおりである。
 - (a) 企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス
 - (b) 新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体ニュースを提供し又はニュース報告に関するサービスを供給する事業

列部門	8513-01	物品賃貸業（除貸自動車）
行部門	8513-011	産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業
	8513-012	建設機械器具賃貸業
	8513-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	8513-014	事務用機械器具(除電算機等)賃貸業
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類721「各種物品賃貸業」、722「産業用機械器具賃貸業」、723「事務用機械器具賃貸業」、725「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び729「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業
電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（除電算機等）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の列部門「8513-01電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「8611-07その他の娯楽」に含まれていたスポーツ・娯楽用品賃貸業及び「8619-09その他の対個人サービス」に含まれていたその他の物品賃貸業を統合。
- ② 行部門「産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」及び「建設機械器具賃貸業」の活動は、昭和60年表までは、「使用者主義」により推計されてきたが、平成2年表ではこれを「所有者主義」により推計することとし、それぞれ部門を新設。
- ③ 「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」は、昭和60年表の行部門「8611-071その他の娯楽」に含まれていたスポーツ・娯楽用品賃貸業及び「8619-099その他の対個人サービス」に含まれていたその他の物品賃貸業を統合。

〔注意点〕

日本標準産業分類小分類721「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

列部門	8514-01	貸自動車業
行部門	8514-011	貸自動車業

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類724「自動車賃貸業」の活動を

範囲とする。

〔品目例示〕

レンタカー業、自動車リース業

列部門	8515-10	自動車修理
行部門	8515-101	自動車修理

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類81「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

〔変更点〕

- ① 従来、本部門の活動範囲としていた自動車の使用者が行う自家修理は、平成2年表において、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含めることとした。
- ② 昭和60年表で輸送機械（製造業）部門に分類（コード8551-10、-101）されていたものを、サービス業部門に移設。

〔注意点〕

- ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。
- ② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01タイヤ・チューブ」に含める。
- ③ 政府の行う自動車検査業務は、公務とする。

列部門	8516-10	機械修理
行部門	8516-101	機械修理

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類821「機械修理業」の活動を範囲とする。

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「3032-10、-101一般機械修理」、「3432-10、-101電気機械修理」、「3629-10、-101その他の輸送機械修理」及び「3719-10、-101精密機械修理」を統合し、サービス業部門に移設。

〔品目例示〕

一般機械修理、建設機械修理、鉱山機械修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

列部門	8519-01	建物サービス
行部門	8519-011	建物サービス

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類854「建物サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

ビルサービス業、ビルメンテナンス業、ビル清掃業、床磨

き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、
〔注意点〕

鉄道、船舶に関する消毒活動も本部門に含める。

列部門	8519-02	法務・財務・会計サービス
行部門	8519-021	法務・財務・会計サービス

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類861「法律事務所、特許事務所」、
862「公証人役場、司法書士事務所」及び863「公認会計士事
務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

弁護士事務所、弁理士事務所、公証人役場、司法書士事
務所、公認会計士事務所、税理士事務所

列部門	8519-03	土木建築サービス
行部門	8519-031	土木建築サービス

(建設省)

日本標準産業分類の小分類865「土木建築サービス業」の
活動を範囲とする。

〔品目例示〕

設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測
量業、地質調査業

列部門	8519-04	労働者派遣サービス
行部門	8519-041	労働者派遣サービス

(労働省)

日本標準産業分類の細分類8599「他に分類されないその他
の事業サービス業」のうち事業主が雇用する労働者を、派遣
先の指揮命令を受けて労働に従事させることを行うサービス
の活動を範囲とする。

〔変更点〕

本部門は、昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099その
他の対事業所サービス」から分割・特掲。

〔注意点〕

① 労働者派遣サービスの対象職種は、次の16業務の範囲に
限られる。

- (1)ソフトウェア開発、(2)機械設計、(3)放送機器等操作、
- (4)放送番組等演出、(5)事務用機器操作、(6)通訳、翻訳、速記、
- (7)秘書、(8)ファイリング、(9)調査、(10)財務処理、(11)取引文書作
成、(12)デモンストレーション、(13)添乗、(14)建築物清掃、(15)
建築設備運転、点検、整備、(16)案内・受付、駐車場管理等

② 労働者派遣サービスは、昭和61年から法律で認められた

もので、昭和60年表以前の産業連関表においては存在しな
い産業である。

列部門	8519-09	その他の対事業所サービス
行部門	8519-099	その他の対事業所サービス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類851「速記・筆耕・複写業」、
852「商品検査業」、853「計量証明業」、855「民間職業紹介
業」、856「警備業」、859「他に分類されない事業サービス業」
のうち労働者派遣業を除いたもの、866「デザイン業」及び
869「その他の専門サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検
査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・
鉱物分析業、民間職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産
業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング
業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉
供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、
行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099その他の対事業所サ
ービス」から「8519-04、-041労働者派遣サービス」を分割・特掲。

列部門	8611-01	映画制作・配給業
行部門	8611-011	映画制作・配給業

(総務庁)

日本標準産業分類の小分類771「映画制作・配給業」及び
773「映画サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

映画・ビデオ制作(テレビ番組制作及びコマーシャルフィ
ルムの制作を含む)、映画配給、映画出演者口入、映画フィ
ルム現像、タイトル書き、貸スタジオ業

〔注意点〕

① 録画済ビデオテープの生産活動は、「3211-03、-031ビ
デオ機器」に含まれる。

② 日本標準産業分類の細分類7291「映画・演劇用品賃貸業」は
「8513-015スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に
含まれる。

列部門	8611-02	映画館
行部門	8611-021	映画館

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類772「映画館」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業

列部門	8611-03	劇場・興行場
行部門	8611-031	劇場・興行場

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類781「劇場、興行場（別掲を除く）」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）

列部門	8611-04	遊戯場
行部門	8611-041	遊戯場

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類787「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動が含まれる。

〔品目例示〕

ダンスホール、ビリヤード場、パチンコホール、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場

列部門	8611-05	競輪・競馬等の競走場・競技団
行部門	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類783「競輪・競馬等の競走場」及び784「競輪・競馬等の競技団」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

競輪場、競馬場、モーターボート競走場、競輪競技団

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8611-05、-051その他の娯楽施設」を分割・特掲

列部門	8611-06	運動競技場・公園・遊園地
行部門	8611-061	運動競技場・公園・遊園地

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類785「運動競技場」及び786「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

運動競技場（除別掲）、体育館、ゴルフ場、ボウリング場、

テニスコート、プール、アイススケート場、公園、遊園地
〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8611-05、-051その他の娯楽施設」を分割・特掲

列部門	8611-07	興行団
行部門	8611-071	興行団

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類782「興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動が含まれる。

〔品目例示〕

劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

列部門	8611-09	その他の娯楽
行部門	8611-099	その他の娯楽

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類789「その他の娯楽業」及び867「著述家・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。

なお、本部門には、「宝くじ」を含む。

〔品目例示〕

芸妓業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、ヨットハーバー、釣堀業、著述家業、芸術家業

〔変更点〕

昭和60年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の小分類725「スポーツ・娯楽用品賃貸業」を「8513-01物品賃貸業（除貸自動車）」に統合。

列部門	8612-01	一般飲食店（除喫茶店）
行部門	8612-011	一般飲食店（除喫茶店）

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類591「食堂、レストラン」、592「そば・うどん店」、593「すし店」及び599「その他の一般飲食店」の活動を範囲とする。

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の列・行部門「8501-09、-090その他の飲食店」から「喫茶店」を分割・特掲し、部門の名称を「その他の飲食店」から「一般飲食店（除喫茶店）」に変更。

② 社員食堂のうち、外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

列部門	8612-02	喫茶店
行部門	8612-021	喫茶店

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類594「喫茶店」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

喫茶店、フルーツパーラー

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「8501-09、-090 その他の飲食店」から喫茶店を分割・特掲。

列部門	8612-03	遊興飲食店
行部門	8612-031	遊興飲食店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類60「その他の飲食店」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「8501-01、-010 遊興飲食店」及び「8501-09、-090 その他の飲食店」の一部（酒場、ビヤホール）を統合。

列部門	8613-01	旅館・その他の宿泊所
行部門	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類731「旅館」、732「簡易宿所」、733「下宿業」並びに細分類7391「会社・団体の宿泊所」及び7399「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、合宿所

〔注意点〕

- ① 旅館、ホテルの土産品販売は、本部門に含めず、「6112-01小売」に含める。
- ② 日本標準産業分類7399「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮の活動は、「6421-01住宅賃貸料」に含める。

列部門	8619-01	洗濯・洗張・染物業
行部門	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類751「洗濯業」及び752「洗張・染物業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

クリーニング業、クリーニング取次業、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸モップ業、張物業、しみ抜き業、染物業、染物取次業

列部門	8619-02	理容業
行部門	8619-021	理容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類753「理容業」の活動を範囲とする。

列部門	8619-03	美容業
行部門	8619-031	美容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類754「美容業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

美容院、髪結業、美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティサロン、ビューティドック

列部門	8619-04	浴場業
行部門	8619-041	浴場業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類755「公衆浴場業」及び小分類756「特殊浴場業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

公衆浴場業、ソーブランド、温泉浴場、サウナぶろ

〔注意点〕

ヘルスセンターは「8611-09その他の娯楽」に、クアハウスは「8312-01～03保健衛生」に含める。

列部門	8619-05	写真業
行部門	8619-051	写真業

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類761「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して

行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

〔品目例示〕

写真撮影業、写真館、商業写真業、写真現像・焼付業

列部門	8619-06	葬儀業
行部門	8619-061	葬儀業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類764「葬儀・火葬業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、納骨堂

〔注意点〕

霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「7122-01道路貨物輸送」に含める。

列部門	8619-07	各種修理業（除別掲）
行部門	8619-071	各種修理業（除別掲）

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類822「家具修理業」、823「かじ業」、824「表具業」及び829「他に分類されない修理業」の活動を範囲とする。

主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動が含まれる。

〔品目例示〕

家具修理業、かじ業、表具業、時計修理業、履物修理業、楽器修理業、自転車修理業

〔注意点〕

- ① 「時計修理」は、昭和55年表から本部門に統合。
- ② 「自動車タイヤ修理業」は、「8515-10、-101自動車修理」に含める。

列部門	8619-08	個人教授所
行部門	8619-081	個人教授所

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類868「個人教授所」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

学習塾（各種学校でないもの）、そろばん塾、ピアノ教授所、生け花教授所

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「8619-09、-099その他の対個人サービス」から「個人教授所」を分割・特掲。

列部門	8619-09	その他の対個人サービス
行部門	8619-099	その他の対個人サービス

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類019「園芸サービス業」、中分類74「家事サービス業」、小分類762「衣服裁縫修理業」、763「物品預り業」及び769「他に分類されない個人サービス業」の活動を範囲とする。

〔品目例示〕

造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品加工業、古綿打直し業、結婚式場、観光案内業（ガイド）、冠婚葬祭互助会

〔変更点〕

昭和60年表まで本部門に含まれていた日本標準産業分類の小分類729「その他の物品賃貸業」は、「8513-01物品賃貸業（除貨自動車）」に含める。また、小分類868「個人教授所」は、「8619-08個人教授所」に含める。

列部門	8900-00P	事務用品
行部門	8900-000P	事務用品

(通商産業省)

各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とし、日本標準商品分類の中分類93「文具・紙製品・事務用具及び写真製品」が含まれる（ただし、部分品を除く）。

なお、電子式卓上計算機（2000ビット以上でプログラム式は除く）、印刷用紙D、はさみ及びフレキシブルディスクは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

〔品目例示〕

とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり・テープ・ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、フレキシブルディスク、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

列部門	9000-00	分類不明
行部門	9000-000	分類不明

(総務庁)

他のいずれの部門にも属さない財貨・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出（列）
-----	---------	------------

（経済企画庁）

粗付加価値部門の9110-010～030に説明されているので、参照すること。

〔注意点〕

本部門には、行部門「9110-010宿泊・日当」、
「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の支出に関する財貨・サービスの内容が示されている。

列部門	9121-00	家計消費支出
-----	---------	--------

（経済企画庁）

(1) 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

(2) 家計消費支出については、「SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされている」から、「居住者家計の国内市場並びに海外での消費」である「国民概念」とする。

しかし、本部門からの居住者家計の海外消費を差引き、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」である「国内概念」に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうへ、列部門「9412-00（控除）輸入（直接購入）」とし、非居住者家計の国内市場消費は、列部門「9212-00輸出（直接購入）」として、それぞれ別掲する。

(3) 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

(4) 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計から

の販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

(5) 医療については、家計の負担分に保険給付を加算した合計が、家計消費支出に計上される。

(6) 現物給付（例えば、教科書、通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食物の政府消費とし、家計消費には含めない。

(7) 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食物料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

(8) 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃料を迂回して家計が購入するものとする。

〔注意点〕

学校給食の生産活動は、「1119-09その他の食料品」に含まれ、家計負担分のみが同部門から家計消費支出に産出される。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
-----	---------	----------------

（経済企画庁）

対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい。）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-10	中央政府消費支出
-----	---------	----------

（経済企画庁）

中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい。）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料）を差し引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-20	地方政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、公立病院の医療収入、公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成(公的)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

(1) 政府サービス生産者及び公的企業による国内における土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資産の本体費用、掘付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。特許権、のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の造成・改良費のみが計上される。

(2) 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のものとする。ただし、1品目では20万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

(3) 鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修として計上、資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修繕、大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機の場合は、在庫に計上する。建設物の場合は、工事進捗量をもって生産額とし、そのすべてを資本形成とする。

家畜のうち役畜用(牛馬の成畜のみ)、繁殖用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜については、成長増加分(固定資産振替額)を資本形成とする。また、果樹等についても同様に成長分を資本形成とする。

(4) 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれて

いるものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者「公務(中央)」の中間消費とする。

[注意点]

列部門「9141-00国内総固定資本形成(公的)」の対象となる政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び公的企業の範囲は、「平成2年(1990年)産業連関表における政府諸機関の扱い」によって明らかにされている。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成(民間)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

国内における土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成」の範囲は、列部門「9141-00国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、産業(公的企業を除く)及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、土地(土地の造成・改良費)及び建物・構築物の所得のみである。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品(なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

なお、と畜するために飼育された家畜(つまり総固定資本形成として指定された以外の家畜)、鶏及びその他の鳥は生産者製品在庫とする。

列部門	9150-20	半製品・仕掛品在庫純増
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業によって一部加工され、製造され、組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されることなしには他の事業所に対して販売し、出荷し、引き渡されることのないもの(ただし、建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

(経済企画庁)

卸・小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

(経済企画庁)

産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者によって保有される原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- (1) 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- (2) 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- (3) 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財貨
- (4) 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- (5) その他

〔注意点〕

- ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財貨・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し、生産額を推計している。また、その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

(経済企画庁)

企業の保有する在庫のうち、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	輸出（普通貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-10	(控除) 輸入（普通貿易）
-----	---------	---------------

(総務庁)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、「輸出・入（特殊貿易）」を国際収支表の貿易外収支に対応させている関係から、「輸出・入（普通貿易）」の範囲を調整しなければならない。しかし、統計上の制約により、映画用フィルム（貿易外収支のフィルム賃貨料に含まれる。）及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入のみを「輸出・入（普通貿易）」から控除する。

なお、①小額貨物（1件当たり輸出入とも20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計上貨物等は普通貿易統計の計上外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出・入（普通貿易）」の価格評価は、輸出額はFOB価格（船積価格）で、輸入額はCIF価格で評価する。

〔品目例示〕

産業連関表－貿易統計コード対応表参照。

〔注意点〕

列部門「9211-10輸出（普通貿易）」はFOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列部門	9211-20	輸出（特殊貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-20	(控除) 輸入（特殊貿易）
-----	---------	---------------

(総務庁)

「居住者と非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から「輸出・入（直接購入）」及び要素サービス（投資収益、労働所得、特許権使用料、建設活動等）を除いたものにほぼ一致する。ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211

-20輸出（特殊貿易）」に計上する（次表参照）。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの 輸出者（居住者）の支払 輸入者（非居住者）の支払	○		○		○	
輸入に係るもの 輸出者（非居住者）の支払 輸入者（居住者）の支払	○		○	○	○	○
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの 輸出者（居住者）の支払 輸入者（非居住者）の支払						
輸入に係るもの 輸出者（非居住者）の支払 輸入者（居住者）の支払		○		○		○

〔品目例示〕

貨物運賃、貨物保険、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、公的部門取引、代理店手数料、証券引受手数料、広告宣伝費、フィルム賃賃料、通信費、委託加工費、その他の民間部門のサービス関係取引

〔注意点〕

- ① 産業連関表における輸入品は、CIF価格で評価するため、貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、「輸入（特殊貿易）」はあり得ない。
- ② 観光旅行による財貨・サービスの消費は、「輸出・入（直接購入）」に含める。

列部門	9212-00	輸出（直接購入）
-----	---------	----------

列部門	9412-00	（控除）輸入（直接購入）
-----	---------	--------------

（経済企画庁）

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」を範囲とする。

列部門「9121-00家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。

そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。

「輸出・入（直接購入）」は、この役割を果たす重要な部門である。

〔品目例示〕

- (1) 観光旅行者の消費
- (2) 親戚、知人訪問等旅行者の消費
- (3) 外交団等消費
- (4) 隊員個人消費（輸出のみ）

〔注意点〕

- ① 列部門「9121-00家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）
＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

- ② 隊員個人消費とは、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費である。

列部門	9420-00	（控除）関税
-----	---------	--------

（総務庁）

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱ったため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム賃賃料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

〔注意点〕

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易＋関税＋輸入品商品税）の額が計上される。

列部門	9430-00	（控除）輸入品商品税
-----	---------	------------

（総務庁）

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に国内消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ。）が課税される。

輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9420-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(経済企画庁)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。
- ③ 福利厚生費……福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財貨・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000～9313-000雇用者所得部門」、「9420-000資本減耗引当」及び「9430-000間接税」に含まれている。

[注意点]

- (1) 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「6421-01住宅賃貸料」に含まれる。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入又は外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（9313-000その他の給与及び手当）に含まれる。従って、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00家計消費支出」

が、個々の食材又は「一般飲食店」等を投入することとして扱う。

- (2) 列部門の家計外消費支出計（列生産額）と、行部門「9110-010宿泊・日当」、「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の合計（行生産額の合計）は一致する。最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値部門ではその支出額が産業別に計上される。

行部門	9311-000	賃金・俸給
	9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	9313-000	その他の給与及び手当

(労働省)

- (1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

- (2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、更にSNAを考慮して最終的には、以下の項目より雇用者所得は構成されるものとする。

- ① 賃金・俸給

- 1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金（議員歳費を除く）

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、更には雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、雇用者所得に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金 iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金 v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって、イ) もロ) もそれに該当すると思われるが、50年表以降はロ)のみを雇用者所得に含め、イ)については客から雇用者への移転とみている。

2) 議員歳費

国会議員，地方議員の俸給のことである。

3) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり，利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇主負担）

以下の雇主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険
- 2) 日雇労働者健康保険
- 3) 厚生年金保険
- 4) 労働者災害補償保険
- 5) 雇用保険
- 6) 船員保険
- 7) 国家公務員等共済組合・同連合会
- 8) 地方公務員共済組合・同連合会
- 9) 地方議会議員共済会
- 10) 私立学校教職員共済組合
- 11) 農林漁業団体職員共済組合
- 12) 組管掌健康保険（民間）
- 13) 組管掌健康保険（地方公共団体）
- 14) 児童手当（民間分）
- 15) 児童手当（公務員等分）
- 16) 石炭鉱業年金基金
- 17) 厚生年金基金
- 18) 地方公務員災害補償基金
- 19) 消防団員等公務災害補償等共済基金

さらに，労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇主負担）に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。従って，この雇主の積立額と現実退職したものが受取る退職金とは相違する。

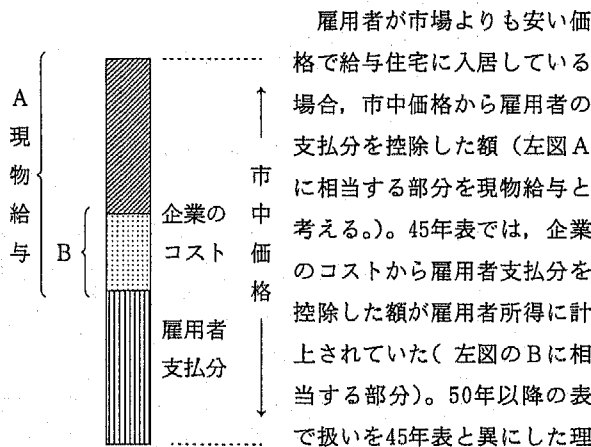
退職一時金とは，退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と，積立制度以外で雇主が実際に支払っ

た退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは，現物支給の食事，通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃



理由は，SNAの考えに沿うものである。実際，これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ，また，45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており，このやり方は合理性を欠いていることなどにもよる。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として，労災保険，健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

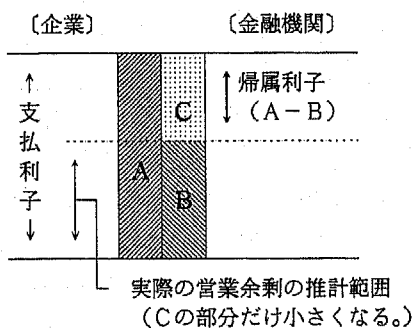
行部門	9412-000	営業余剰
-----	----------	------

（経済企画庁）

(1) 粗付加価値から，家計外消費支出，雇用者所得，資本減耗引当，純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は，各産業部門の営業利潤，支払利子等から成る。この場合，営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが，これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し，所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお，支払利子に関して，金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子＝受取利子－支払利子）を受けていることとするため，帰属サービス分だけ営業余

剰が減少することになる。(次図)



	A	B
金融機関	受取	支払
企業	支払	受取

- (2) 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。
- (3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業にのみ発生する。

〔変更点〕

昭和60年表までは、物品賃貸業の扱いについては、いわゆる使用者主義を採用していたため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料(実際に支払った賃貸料から当該賃貸物品の維持補修費及び減価償却費を控除したもの)も営業余剰に含まれるとしていた。しかし、平成2年表から、物品賃貸業は全て所有者主義により推計するため、営業余剰は当該物品の所有部門に計上されることとなる。

〔注意点〕

平成元年4月1日から導入された消費税に関し、平成2年(1990年)産業連関表においては、①納税額、②投資財の仕入に係る消費税額(控除の対象)、③輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれている。

行部門	9420-000	資本減耗引当
-----	----------	--------

(経済企画庁)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固

定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。一般道路その他の公共施設の減価償却は行わない。

〔変更点〕

資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則として使用者主義によってきた。したがって、他からの借用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有部門に計上されることとなった。

〔注意点〕

- (1) ただし、昭和60年表では物品賃貸業のうちの列部門「8513-01電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」、「8514-01貸自動車業」の3部門及び「6411-02不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。

- (2) 減価償却を行わない公共施設の例

一般道路、河川、ダム

行部門	9430-000	間接税(除関税・消費税)
-----	----------	--------------

(経済企画庁)

- (1) 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。
- (2) 国税では酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。
- (3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課せられるが、これらに課税される固定資産税の全額を間接税として扱うのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6421-01住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由によ

る。

- (4) 特別地方消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用人も、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。

そこで、国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

- (5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

〔注意点〕

平成元年4月1日から導入された消費税は、平成2年(1990年)産業連関表では、本部門ではなく「9412-000営業余剰」に含まれている。ただし、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の列部門の消費税は、本部門

に含まれている。

行部門	9440-000	(控除) 経常補助金
-----	----------	------------

(経済企画庁)

- (1) 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

- (2) 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。

〔別表〕 平成2年(1990年)産業連関表における政府諸機関の扱い

次の表は、政府諸機関の活動主体区分(①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業)及びそれらが主に格付けられる部門名を示したものである。

「政府サービス生産者」は、その活動を内生部門に格付けした上で、生産額を経費でおさえ、主要な産出先を一般政府消費支出とする。活動分類により、「公務」(中央、地方)と、それぞれの部門に格付けられる「非公務」に分けられる。

「対家計民間非営利サービス生産者」は、その活動をそれぞれの内生部門に格付けした上で、生産額を経費でおさえ、主要な産出先を対家計民間非営利団体消費支出とする。

「公的企業」は、その活動を民間産業と同一に扱うこととなっている。

以下の表で、政府サービス生産者及び公的企業については、すべて網羅されているが、対家計民間非営利サービス生産者及び各民間産業扱いのものは、当然、政府諸機関のものだけ

である。

なお、政府諸機関とは、中央政府、地方政府及び特殊法人総覧(総務庁行政管理局監修)に基づく狭義の特殊法人(「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」)を原則としている。

また、政府サービス生産者及び公的企業の建設活動については、計画及び管理活動のみを当該政府サービス生産者又は公的企業の活動に含め、直営の建設活動は、「建設(産業)」に格付けられる。

(注) 表頭の公務欄に「○印」、あるいはその他の欄で各部門に格付けされている場合でも、建設活動が行われている場合には、その部分は建設活動の生産額に含まれる。

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
中央 政府						
一 般 会 計						
下 記 以 外	○					
社 会 教 育		社 会 教 育(国立)				
教 育 訓 練 機 関		その他の教育訓練機関 (国立)				
政 府 研 究 機 関		自然・人文科学研究機関 (国立)				
保 健 衛 生		保 健 衛 生(国立)				
社 会 福 祉 施 設		社 会 福 祉(国立)				
公 務 員 住 宅 賃 貸				住 宅 賃 貸 料		
特 別 会 計						
(1. 事 業 会 計)						
造幣局特別会計				その他の金属製品		
コ イ ン				身 辺 細 貨 品		
敷 章						
補助貨幣回収 準備資金	○					
印刷局特別会計				出 版 ・ 印 刷		
国 有 林 野 事 業 特 別 会 計				育 林 ・ 素 材		
国 有 林 野 事 業 勘 定 会 計						
治 山 勘 定	○					
国 営 土 地 改 良 工 事 特 別 会 計	○					昭61.4.1名称変更
ア ル コ ー ル 専 売 事 業 特 別 会 計				卸 売		

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
港湾整備特別会計	○					
空港整備特別会計	○					
維持運営		航空付帯サービス(国営)				(第1~2種空港 の管理)
郵政事業特別会計				郵 便		
為替振替				金 融		
郵便貯金特別会計				金 融		
道路整備特別会計	○					
治水特別会計	○					
(2. 保 険 会 計)						
厚生保険特別会計		社会保険事業(国立)				
船員保険特別会計		社会保険事業(国立)				
国民年金特別会計		社会保険事業(国立)				
労働保険特別会計		社会保険事業(国立)				
簡易生命保険及び郵便年金特別 会計				生 命 保 険		
地震再保険特別会計				損 害 保 険		
農業共済再保険特別会計				損 害 保 険		
森林保険特別会計				損 害 保 険		
漁船再保険及漁業共済保険特別 会計				損 害 保 険		
貿易保険特別会計				損 害 保 険		昭62.4.1名称変更
自動車損害賠償責任再保険特別 会計				損 害 保 険		
(3. 管 理 会 計)						
登記特別会計	○					
外国為替資金特別会計	○					
国立学校特別会計		学校教育・学校研究機 関・医療(国立)				
国立病院特別会計		医 療(国立)				
食糧管理特別会計				卸 売		
農業経営基盤強化措置特別会計	○					
特許特別会計	○					
自動車検査登録特別会計	○					
(4. 融 資 会 計)						
資金運用部特別会計				金 融		
産業投資特別会計				金 融		
都市開発資金融通特別会計				金 融		

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
(5. 整 理 会 計)						
電源開発促進対策特別会計	○					
交付税及び譲与税配付金	○					
国債整理基金特別会計	○					
石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計	○					
特定国有財産整備特別会計	○					
公 団						
水資源開発公団				農林関係公共事業		
地域振興整備公団				その他の土木事業		
森林開発公団				農林関係公共事業		
農用地整備公団				農林関係公共事業		
石 油 公 団				原 油		
船舶整備公団				沿海・内水面輸送		
日本鉄道建設公団				鉄 道 軌 道 建 設		
新東京国際空港公団				航空付帯サービス (産 業)		
日本道路公団				道路輸送施設提供		
首都高速道路公団				道路輸送施設提供		
阪神高速道路公団				道路輸送施設提供		
本州四国連絡橋公団				道路輸送施設提供		
住宅・都市整備公団				建設・住宅賃貸料		
事 業 団						
新技術開発事業団	○					技術研究、普及
動力炉・核燃料開発事業団	○					炉の開発等
宇宙開発事業団	○					人工衛星の開発等
公害防止事業団	○					公害防止施設等の 建設、譲渡
国際協力事業団	○					
社会福祉・医療事業団				金 融		
年金福祉事業団	○					9299 その他の社 会保険・社会福祉
畜産振興事業団				卸 売		
蚕糸砂糖類価格安定事業団				卸 売		
金属鉱業事業団	○					
石炭鉱業事業団	○					

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業級	
中小企業事業団	○					
日本国有鉄道清算事業団				運 輸		昭62.4.1新設
簡易保険郵便年金福祉事業団		社 会 福 祉(国立)				
労働福祉事業団		医療・社会福祉(国立)				
中小企業退職金共済事業団	○					
雇用促進事業団	○					8599 他に分類されないその他のサービス業
日本下水道事業団	○					下水道施設設計管理
公 庫						
北海道東北開発公庫				金 融		
沖縄振興開発金融公庫				金 融		
国民金融公庫				金 融		
環境衛生金融公庫				金 融		
農林漁業金融公庫				金 融		
中小企業金融公庫				金 融		
中小企業信用 融資事業 保険公庫				金 融		
信用保険事業				損 害 保 険		
住宅金融公庫 資金貸付				金 融		
住宅融資保険				損 害 保 険		
公営企業金融公庫				金 融		
特 殊 銀 行						
日本開発銀行				金 融		
日本輸出入銀行				金 融		
日 本 銀 行				金 融		
金 庫 ・ 営 団						
商工組合中央金庫					金 融	
帝都高速度交通営団				鉄 道 旅 客 輸 送		
特 殊 会 社						
日本たばこ産業株式会社					た ば こ ・ 塩	
電源開発株式会社					電 力	昭61.10.1扱い変更
関西国際空港株式会社					航空付帯サービス (産 業)	

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	昭62.4.1新設
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	"
東海旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	"
西日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	"
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	"
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	"
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送	"
国際電信電話株式会社					通 信	
日本電信電話株式会社					通 信	
その他の特殊法人						
(研 究 所)						
日本原子力研究所					自然科学研究機関 (産 業)	
理化学研究所					自然科学研究機関 (産 業)	
社会保障研究所			対家計民間非営利団体			
アジア経済研究所					人文科学研究機関 (産 業)	
(共 済 組 合 等)						
私立学校教職員共済組合			社会保険事業(非営利)			
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業(非営利)			
建設業・清酒製造業・林業退職 金共済組合	○					
国家公務員等共済組合・同連合 会			社会保険事業(非営利)			
地方公務員共済組合・同連合会			社会保険事業(非営利)			
地方職員共済組合(団体共済部)			社会保険事業(非営利)			
地方議会議員共済会			社会保険事業(非営利)			
健康保険組合・同連合会			社会保険事業(非営利)			
国民健康保険組合・同連合会			社会保険事業(非営利)			
(協 会)						
北方領土問題対策協会			対家計民間非営利団体			
公害健康被害保障予防協会			対家計民間非営利団体			
心身障害者福祉協会			社 会 福 祉(非営利)			
地方競馬全国協会					対企業民間非営利 団体	
日本放送協会					公 共 放 送	

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
日本勤労者住宅協会 (振 興 会)					住 宅 賃 貸 料	
日本学術振興会			対家計民間非営利団体			
日本自転車振興会					対企業民間非営利 団体	
日本貿易協会振興会				その他の対事業所 サービス		
日本小型自動車振興会					対企業民間非営利 団体	
国際観光振興会					対企業民間非営利 団体	
日本船舶振興会 (基 金)					対企業民間非営利 団体	
海外経済協力基金				金 融		
奄美群島振興開発基金					金 融	
国際交流基金			対家計民間非営利団体			
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業(非営利)			
農業共済基金					金 融	
農業者年金基金			社会保険事業(非営利)			
消防団員等公務災害補償等共済 基金			社会保険事業(非営利)			
厚生年金基金・同連合会			社会保険事業(非営利)			
石炭鉱業年金基金			社会保険事業(非営利)			
地方公務員災害補償基金			社会保険事業(非営利)			
(そ の 他)						
国民生活センター			対家計民間非営利団体			
日本科学技術情報センター					情 報 サ ー ビ ス	
日本育英会				金 融		
国立教育会館			対家計民間非営利団体			
日本芸術文化振興会			対家計民間非営利団体			
日本私学振興財団					金 融	
放送大学学園		学 校 教 育 (国 立)				
日本体育・学校健康センター			対家計民間非営利団体			昭61.3.1新設
日本中央競馬会				娯 楽 サ ー ビ ス		
新エネルギー・ 産業技術研究開発 機構				自然科学研究機関 (産 業)		
産業技術 総合開発 機構	○			その他の有機化学 工業製品		
新エネルギー 産業技術 総合開発 機構						

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
新幹線鉄道保有機構				運 輸		昭62.4.1新設
日本労働研究機構			対家計民間非営利団体			
地 方 政 府						
普 通 会 計						
下 記 以 外	○					
清 掃 事 業		廃棄物処理(公営)				
住 宅 事 業				住 宅 賃 貸 料		
造 林 事 業				育 林 ・ 素 材		
学 校 教 育		学 校 教 育 (公 立)				
社 会 教 育		社 会 教 育 (公 立)				
教 育 訓 練 機 関		その他の教育訓練機関 (公立)				
地 方 政 府 研 究 機 関		自然・人文科学研究機関 (公立)				
保 健 衛 生		保 健 衛 生 (公 立)				
社 会 福 祉 施 設		社 会 福 祉 (公 立)				
港 湾 管 理		水運付帯サービス (公営)				
空 港 管 理		航空付帯サービス (公営)				(第3種空港の管理)
失業者就労事業		廃棄物処理(公営)				
				建 設		
公務員住宅賃貸				住 宅 賃 貸 料		
一 部 事 務 組 合	○					
事 業 会 計						
上水道・簡易水道事業				上水道・簡易水道		
工業用水道事業				工 業 用 水		
公共下水道事業		下 水 道				
交 通 事 業				鉄道旅客輸送 道路旅客輸送		
電 気 事 業				電 力		
ガ ス 事 業				都 市 ガ ス		
病 院 事 業		医 療 (公 立)				
市 場 事 業				商 業		
港湾整備事業 整備				建 設		
維持運営				水運付帯サービス (産 業)		

	★★政府サービス生産者		★ 対家計民間非営利 サービス生産者	産 業		備 考 (公団等の活動 内容等)
	公務	非 公 務		公 的 企 業	各民間産業扱い	
と畜場事業				と畜		
観光施設事業				(各アクティビティに含まれる)		
有料道路事業				道路輸送施設提供		
駐車場事業				道路輸送施設提供		
宅地造成事業				不動産仲介及び賃貸		
国民健康保健事業 保険給付		社会保険事業(公立)				
直営診療所		医 療(公立)				
競馬、競輪、小型自動車競争、 競艇				娯楽サービス		
宝くじ				娯楽サービス		
農業共済事業				損害保険		
交通災害共済事業				損害保険		
公益質屋事業	○					
公立大学付属病院事業		医 療(公立)				
一部事務組合	○					
公 社						
住宅供給公社				住宅賃貸料		
土地開発公社				建 設		
地方道路公社				道路輸送施設提供		
地方駐車場公社				道路輸送施設提供		
その他の会計						
財 産 区	○					
地方開発事業団	○					
港 務 局 整 備	○					
維持運営		水運付帯サービス (公営)				
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	

[資料]

昭和60年(1985年) — 平成2年(1990年) 産業連関表部門分類対照表

1 基本分類

昭和60年表基本分類			対応関係	平成2年表基本分類			備考
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
0111-01 -02 -03	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024 -031 -039	米 米 米 わ ら 稲 麦 小 小 大 大 雑 とうもろこし・こうりゃん(輸入) そ の 他 の 雑 穀	→	0111-01 -02 -03	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024 -031	米 米 米 わ ら 稲 麦 小 小 大 大 雑	行部門統合
0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	い か ば 豆 大 大 れ い し 豆 (国産) (輸入) そ の 他 の 豆		0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	い か ば 豆 大 大 れ い し 豆 (国産) (輸入) そ の 他 の 豆	列部門分割
0113-01	0113-011	野		0113-01 -02	0113-001	野 野 菜 (露地) (施設) 菜	列部門分割
0114-01	0114-011 -012 -019	果 かりん き の 他 の 果 実		0114-01	0114-011 -012 -019	果 かりん き の 他 の 果 実	
0115-01 -02 -03 -09	0115-011 -021 -031 -039 -091 -092	油 糖 原 料 作 物 物 砂 糖 原 料 作 物 物 飲 料 用 作 物 物 コ ー ヒ ー 豆 ・ カ カ オ 豆 (輸 入) そ の 他 の 飲 料 用 作 物 そ の 他 の 食 用 耕 種 作 物 香 辛 料 作 物 (輸 入) 食 用 工 芸 作 物 (除 別 掲)		0115-01 -02 -09	0115-011 -021 -029 -091 -092	砂 糖 原 料 作 物 物 飲 料 用 作 物 物 コ ー ヒ ー 豆 ・ カ カ オ 豆 (輸 入) そ の 他 の 飲 料 用 作 物 そ の 他 の 食 用 耕 種 作 物 油 糧 作 物 食 用 工 芸 作 物 (除 別 掲)	コード変更 " " " 列部門統合 コード変更 行部門統合
0116-01 -02 -03 -04 -09	0116-011 -021 -031 -041 -091 -092 -093	飼 料 作 物 物 葉 た ば こ 苗 類 種 花 き 花 木 類 そ の 他 の 非 食 用 耕 種 作 物 生 ゴ ム 花 (輸 入) 非 食 用 工 芸 作 物		0116-01 -02 -03 -04 -09	0116-011 -021 -031 -041 -091 -092 -093	飼 料 作 物 物 葉 た ば こ 苗 類 種 花 き 花 木 類 そ の 他 の 非 食 用 耕 種 作 物 生 ゴ ム 花 (輸 入) 非 食 用 工 芸 作 物	
0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	酪 生 乳 物 類 そ の 他 の 酪 農 生 産 物 採 卵 鶏 (除 別 掲) 肉 豚 牛 産 肉 畜 産 毛 産 の 他 の 畜 産 毛 産 の 他 の 畜 産		0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	酪 生 乳 物 類 そ の 他 の 酪 農 生 産 物 採 卵 鶏 (除 別 掲) 肉 豚 牛 産 肉 畜 産 毛 産 の 他 の 畜 産 毛 産 の 他 の 畜 産	名称変更 " " " " "
0122-01	0122-011	養 蚕		0122-01	0122-011	養 蚕	
0131-01 -02	0131-011 -021	獣 医 業 農 業 サ ー ビ ス (除 獣 医 業)		0131-01 -02	0131-011 -021	獣 医 業 農 業 サ ー ビ ス (除 獣 医 業)	
0211-01	0211-011	育 林		0211-01	0211-011	育 林	
0212-01	0212-011 -012	素 材 (国産) 材 (輸 入)		0212-01	0212-011 -012	素 材 (国産) 材 (輸 入)	
0213-01	0213-011	特 用 林 産 物 (含 狩 猟 業)		0213-01	0213-011	特 用 林 産 物 (含 狩 猟 業)	
0311-01 -02 -03 -04	0311-011 -021 -031 -041	沿 岸 漁 業 沖 遠 合 洋 漁 業 海 面 養 殖 業		0311-01 -02 -03 -04	0311-001 -002 -041	沿 岸 漁 業 (国産) (輸入) 沖 遠 海 面 漁 業 海 面 養 殖 業	行部門統合・分割 " "

昭和 60 年表基本分類			対応関係	平成 2 年表基本分類			備考
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
1121-01 -02 -03 -04 -09	1121-011 -021 -031 -041 -099	清ビ 添加用アルコー ウイスキの他 の酒類		1121-01 -02 -03 -04 -09	1121-011 -021 -031 -041 -099	清ビ 添加用アルコー ウイスキの他 の酒類	
1129-01 -02 -03	1129-011 -021 -031	茶 清涼飲料水		1129-01 -02 -03	1129-011 -021 -031	茶 清涼飲料水	
1131-01 -02	1131-011 -021	飼 有機質肥料(除別掲)		1131-01 -02	1131-011 -021	飼 有機質肥料(除別掲)	
1141-01	1141-011	た ば こ		1141-01	1141-011	た ば こ	
1511-01 -02 -03 -04 -09	1511-011 -021 -031 -041 -099	製 綿化学繊維紡績 化毛その他紡績		1511-01 -02 -03 -04 -09	1511-011 -021 -031 -041 -099	製 綿化学繊維紡績 化毛その他紡績	
1512-01 -02 -03 -09	1512-011 -021 -031 -091 -099	綿・スフ織物(含合織短織物) 絹・人絹織物(含合織長織物) その他織物 細幅織物(除別掲)		1512-01 -02 -03 -09	1512-011 -021 -031 -091 -099	綿・スフ織物(含合織短織物) 絹・人絹織物(含合織長織物) その他織物 細幅織物(除別掲)	
1513-01	1513-011	ニ ット 製 品		1513-01	1513-011	ニ ット 製 品	
1514-01	1514-011	染 色 整 理		1514-01	1514-011	染 色 整 理	
1519-01 -02 -03 -04 -09	1519-011 -021 -031 -041 -099	わら・い加工品 らうたん・床敷 じゅうたん・衛生材 衛生の繊維工業製 品	→ 3919-05	1519-01 -02 -03 -09	1519-011 -021 -031 -099	網 じゅうたん・床敷 織物の繊維工業製 品	コード・名称変更 コード変更 コード・名称変更
1521-01	1521-011	衣 服		1521-01	1521-011	衣 服	
1522-01	1522-011	身 廻 品		1522-01	1522-011	そ の 他 の 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	名称変更
1529-01 -09	1529-011 -099	製 綿・寝具 その他繊維既製 品		1529-01 -09	1529-011 -099	製 綿・寝具 その他繊維既製 品	
1611-01 -02 -03	1611-011 -021 -031	製 合木材チップ		1611-01 -02 -03	1611-011 -021 -031	製 合木材チップ	
1619-09	1619-091 -099	そ の 他 の 木 製 品 設 用 木 製 品 其 他 の 木 製 品 (除別掲)		1619-09	1619-091 -099	そ の 他 の 木 製 品 設 用 木 製 品 其 他 の 木 製 品 (除別掲)	
1711-01 -02 -03	1711-011 -021 -031	木製家具・装 備品 金属製家具・装 備品		1711-01 -02 -03	1711-011 -021 -031	木製家具・装 備品 金属製家具・装 備品	
1811-01	1811-011	パ ル プ		1811-01	1811-011	パ ル プ	
1812-01	1812-011	洋 紙 ・ 和 紙		1812-01	1812-011	洋 紙 ・ 和 紙	
1813-01 -02 -03	1813-011 -021 -031	板 段 塗 工 紙 ・ 建 設 用 加 工 紙		1813-01 -02 -03	1813-011 -021 -031	板 段 塗 工 紙 ・ 建 設 用 加 工 紙	
1821-01 -09	1821-011 -099	段 ボ ー ル 箱 器 其 他 の 紙 製 容 器		1821-01 -09	1821-011 -099	段 ボ ー ル 箱 器 其 他 の 紙 製 容 器	
1829-01 -09	1829-011 -099	セ ロ フ ァ ン 其 他 の パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品		1829-01 -09	1829-011 -099	紙 製 衛 生 材 料 ・ 用 品 其 他 の パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	列・行部門特掲 列・行部門・分割 統合
1911-01 -02 -03	1911-011 -021 -031	新 印 刷 ・ 製 版 ・ 製 本 版		1911-01 -02 -03	1911-011 -021 -031	新 印 刷 ・ 製 版 ・ 製 本 版	
2011-01 -02 -03	2011-011 -021 -029 -031	ア ン 質 モ ニ ア 単 窒 素 質 肥 料 其 他 の 単 質 肥 料 複 合 肥 料 ・ 配 合 肥 料		2011-01 -02 -03	2011-011 -021 -029 -031	ア ン 質 モ ニ ア 単 窒 素 質 肥 料 其 他 の 単 質 肥 料 複 合 肥 料	名称変更
2021-01	2021-011 -012 -013 -019	ソ ー ダ 工 業 製 品 ソ ー ダ 工 業 製 品 液 体 塩 其 他 の ソ ー ダ 工 業 製 品		2021-01	2021-011 -012 -013 -019	ソ ー ダ 工 業 製 品 ソ ー ダ 工 業 製 品 液 体 塩 其 他 の ソ ー ダ 工 業 製 品	

昭和 60 年表基本分類			対応関係	平成 2 年表基本分類			備考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
2029-01 -02	2029-011 -021 -022 -029 -03 -031 -09	硫無機顔料 酸化チタン カボンのブラック その他の無機顔料 圧縮ガス・液化ガス その他の無機化学工業製品		2029-01 -02	2029-011 -021 -022 -029 -03 -031 -09	硫無機顔料 酸化チタン カボンのブラック その他の無機顔料 圧縮ガス・液化ガス その他の無機化学工業製品	
2031-01 -02	2031-011 -012 -019 -021 -022 -023 -029	石油化学基礎製品 エチレンポリレフィン その他の石油化学基礎製品 石油化学系芳香族製品 純ベントソール キシロオール その他の石油化学系芳香族製品		2031-01 -02	2031-011 -012 -019 -021 -022 -023 -029	石油化学基礎製品 エチレンポリレフィン その他の石油化学基礎製品 石油化学系芳香族製品 純ベントソール キシロオール その他の石油化学系芳香族製品	
2032-01 -02	2032-011 -012 -013 -014 -015 -016 -019 -021 -022 -023 -024 -029	脂肪族中間物 成アルコール 二塩化エチレン アクリロニトリム エチレングリコール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物 環式中間物 合成樹脂 レタラ酸(高純度) テカプロラ酸(高純度) その他の環式中間物		2032-01 -02	2032-011 -012 -013 -014 -015 -016 -019 -021 -022 -023 -024 -029	脂肪族中間物 成アルコール 二塩化エチレン アクリロニトリム エチレングリコール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物 環式中間物 合成樹脂 レタラ酸(高純度) テカプロラ酸(高純度) その他の環式中間物	
2033-01	2033-011	合 成 ゴ ム		2033-01	2033-011	合 成 ゴ ム	
2039-01 -02 -03 -04 -05 -09	2039-011 -021 -031 -041 -051 -099	コーラタール製品 メタン誘導品 油脂加工製品 可成塑染剤 その他の有機化学工業製品		2039-01 -02 -03 -04 -05 -09	2039-011 -021 -031 -041 -051 -099	コーラタール製品 メタン誘導品 油脂加工製品 可成塑染剤 その他の有機化学工業製品	
2041-01 -02 -03 -09	2041-011 -021 -022 -023 -024 -025 -031 -099	熱硬化性樹脂 ポリエチレン(低密度) ポリエチレン(高密度) ポリビロピレン 塩化ビロピレン 高機能性樹脂 その他の合成樹脂		2041-01 -02 -03 -09	2041-011 -021 -022 -023 -024 -025 -031 -099	熱硬化性樹脂 ポリエチレン(低密度) ポリエチレン(高密度) ポリビロピレン 塩化ビロピレン 高機能性樹脂 その他の合成樹脂	
2051-01 -02	2051-011 -021	人絹糸・スフ 合 成 織 維	→	2051-01 -02	2051-011 -021	レーヨン・アセテート 合 成 織 維	名称変更
2061-01	2061-011	医 薬 品		2061-01	2061-011	医 薬 品	
2071-01 -02	2071-011 -012 -021	石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤 化粧品の活性能が		2071-01 -02	2071-011 -012 -021	石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤 化粧品の活性能が	
2072-01 -02	2072-011 -021	塗 刷 イ ン 料 印 刷 イ ン 料		2072-01 -02	2072-011 -021	塗 刷 イ ン 料 印 刷 イ ン 料	
2073-01	2073-011	写 真 感 光 材 料		2073-01	2073-011	写 真 感 光 材 料	
2079-01 -02 -09	2079-011 -021 -091 -092 -099	農 薬 火薬の化学最終製品 その他の化学最終製品(除別掲)	→	2079-01 -02 -09	2079-011 -021 -091 -092 -099	農 薬 火薬の化学最終製品 その他の化学最終製品(除別掲)	コード変更 コード変更 列部門特掲 列部門特掲
2111-01	2111-011 -012 -013 -014 -015 -016	石揮油製 揮エツト燃料 灯軽油 A 重油 B 重油 C 重油		2111-01	2111-011 -012 -013 -014 -015 -016	石揮油製 揮エツト燃料 灯軽油 A 重油 B 重油 C 重油	

昭和 60 年表基本分類			対 応 関 係	平成 2 年表基本分類			備 考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
	-017 -018 -019	ナ 液 化 石 油 製 品 そ の 他 の 石 油 製 品		-017 -018 -019	ナ 液 化 石 油 製 品 そ の 他 の 石 油 製 品		
2121-01 -02	2121-011 -019 -021	石 炭 製 品 そ の 他 の 石 炭 製 品 備 装 材		2121-01 -02	石 炭 製 品 そ の 他 の 石 炭 製 品 備 装 材		
2211-01	2211-011 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -019	プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 プ ラ ス チ ャ ッ ク フ ィ ル ム ・ シ ー ト プ ラ ス チ ャ ッ ク 板 ・ 管 ・ 棒 プ ラ ス チ ャ ッ ク 発 泡 製 品 工 業 用 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 強 化 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 容 器 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 日 用 雑 貨 ・ 食 卓 用 品 そ の 他 の プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品		2211-01 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -019	プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 プ ラ ス チ ャ ッ ク フ ィ ル ム ・ シ ー ト プ ラ ス チ ャ ッ ク 板 ・ 管 ・ 棒 プ ラ ス チ ャ ッ ク 発 泡 製 品 工 業 用 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 強 化 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 容 器 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 日 用 雑 貨 ・ 食 卓 用 品 そ の 他 の プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 品		
2311-01	2311-011	タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ		2311-01 2311-011	タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ		
2319-01 -02 -09	2319-011 -021 -099	ゴ ム 製 履 物 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 履 物 そ の 他 の ゴ ム 製 品		2319-01 -02 -09	ゴ ム 製 履 物 プ ラ ス チ ャ ッ ク 製 履 物 そ の 他 の ゴ ム 製 品		
2411-01	2411-011	革 製 履 物		2411-01 2411-011	革 製 履 物		
2412-01 -02	2412-011 -021	製 革 ・ 毛 皮 か ば ん ・ 袋 物 ・ そ の 他 の 革 製 品		2412-01 -02	製 革 ・ 毛 皮 か ば ん ・ 袋 物 ・ そ の 他 の 革 製 品		
2511-01	2511-011 -012	板 ガ ラ ス ・ 安 全 ガ ラ ス 板 ガ ラ ス 安 全 ガ ラ ス ・ 複 層 ガ ラ ス		2511-01 2511-011 -012	板 ガ ラ ス ・ 安 全 ガ ラ ス 板 ガ ラ ス 安 全 ガ ラ ス ・ 複 層 ガ ラ ス		
2512-01	2512-011	ガ ラ ス 織 維 ・ 同 製 品		2512-01 2512-011	ガ ラ ス 織 維 ・ 同 製 品		
2519-09	2519-091 -099	そ の 他 の ガ ラ ス 製 品 ガ ラ ス 製 加 工 素 材 そ の 他 の ガ ラ ス 製 品 (除 別 掲)		2519-09 2519-091 -099	そ の 他 の ガ ラ ス 製 品 ガ ラ ス 製 加 工 素 材 そ の 他 の ガ ラ ス 製 品 (除 別 掲)		
2521-01	2521-011	セ メ ン ト		2521-01 2521-011	セ メ ン ト		
2522-01	2522-011	生 コ ン ク リ ー ト		2522-01 2522-011	生 コ ン ク リ ー ト		
2523-01	2523-011	セ メ ン ト 製 品		2523-01 2523-011	セ メ ン ト 製 品		
2531-01	2531-011 -012 -013	陶 建 設 用 陶 磁 器 工 業 用 陶 磁 器 日 用 陶 磁 器		2531-01 2531-011 -012 -013	陶 建 設 用 陶 磁 器 工 業 用 陶 磁 器 日 用 陶 磁 器		
2599-01 -02 -03 -04 -09	2599-011 -021 -031 -041 -091 -099	耐 火 物 品 そ の 他 の 建 設 用 土 石 製 品 炭 素 ・ 黒 鉛 製 品 研 磨 材 品 そ の 他 の 窯 業 ・ 土 石 製 品 石 綿 製 品 そ の 他 の 窯 業 ・ 土 石 製 品 (除 別 掲)		2599-01 -02 -03 -04 -09	耐 火 物 品 そ の 他 の 建 設 用 土 石 製 品 炭 素 ・ 黒 鉛 製 品 研 磨 材 品 そ の 他 の 窯 業 ・ 土 石 製 品 石 綿 製 品 そ の 他 の 窯 業 ・ 土 石 製 品 (除 別 掲)		
2611-01 -02 -03	2611-011 -021 -031	鉄 フ ェ ロ ア 口 粗		2611-01 -02 -03 -04	鉄 フ ェ ロ ア 口 粗 鋼 (転 炉) 鋼 (電 気 炉)	列 ・ 行 部 門 分 割 "	
	2612-011	鉄 屑		2612-011	鉄 屑		
2621-01	2621-011 -012 -013 -014 -015 -016	熱 間 圧 延 鋼 材 普 通 鋼 形 鋼 板 普 通 鋼 鋼 帯 棒 普 通 鋼 鋼 小 棒 そ の 他 の 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材 特 殊 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材		2621-01 2621-011 -012 -013 -014 -015 -016	熱 間 圧 延 鋼 材 普 通 鋼 形 鋼 板 普 通 鋼 鋼 帯 棒 普 通 鋼 鋼 小 棒 そ の 他 の 普 通 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材 特 殊 鋼 熱 間 圧 延 鋼 材		
2622-01	2622-011 -012	鋼 普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管		2622-01 2622-011 -012	鋼 普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管		
2623-01 -02	2623-011 -021	冷 間 仕 上 鋼 材 め っ き 鋼 材		2623-01 -02	冷 間 仕 上 鋼 材 め っ き 鋼 材		
2631-01		鑄 鍛 鋼		2631-01	鑄 鍛 鋼		

昭和60年表基本分類			対応関係	平成2年表基本分類			備考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
-02 -03 -04 -09	2631-011 -012 -021 -031 -032 -041 -099	鋼 鋼 管 鉄 鉄 品 及 び 鍛 工 品 (鉄) 鉄 鉄 品 (鉄) 鉄 鋼 シャー スリット 業 品 そ の 他 の 鉄 鋼 製 品		-02 -03 -031 -032	2631-011 -012 -021 -031 -032	鋼 鋼 管 鉄 鉄 品 及 び 鍛 工 品 (鉄) 鉄 鉄 品 (鉄) 鉄 鋼 シャー スリット 業 品 そ の 他 の 鉄 鋼 製 品	コード変更 "
2711-01 -02 -03 -04 -09	2711-011 -021 -031 -041 -042 -099	銅 (含再生) 鉛 (含再生) 亜 アル ミ ニ ウ ム 再 生 アル ミ ニ ウ ム そ の 他 の 非 鉄 金 属 地 金		2711-01 -02 -03 -04 -09	2711-011 -021 -031 -041 -099	銅 (含再生) 鉛 (含再生) 亜 アル ミ ニ ウ ム (含再生) そ の 他 の 非 鉄 金 属 地 金	行部門統合
	2712-011	非 鉄 金 属 屑			2712-011	非 鉄 金 属 屑	
2721-01	2721-011 -012 -013	電 線 ・ ケ ー ブ ル 電 銅 ア ル ケ 線 ミ 電 ケ ー ブ ル		2721-01 -012 -013	2721-011 -012 -013	電 線 ・ ケ ー ブ ル 電 銅 ア ル ケ 線 ミ 電 ケ ー ブ ル	
2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸 アル ミ 銅 延 製 品 鉄 金 属 鑄 鍛 造 品 核 他 の 非 鉄 金 属 製 品		2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸 アル ミ 銅 延 製 品 鉄 金 属 鑄 鍛 造 品 核 他 の 非 鉄 金 属 製 品	
2811-01	2811-011	建 設 用 金 属 製 品		2811-01	2811-011	建 設 用 金 属 製 品	
2812-01	2812-011	建 築 用 金 属 製 品		2812-01	2812-011	建 築 用 金 属 製 品	
2891-01	2891-011	ガ ス ・ 石 油 機 器 及 び 暖 厨 房 機 器		2891-01	2891-011	ガ ス ・ 石 油 機 器 及 び 暖 厨 房 機 器	
2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボ ル ト ・ ナ ッ ト ・ リ ベ ッ ト 及 び ス プ リ ン グ 金 属 製 容 器 及 び 製 缶 板 金 製 品 配 管 工 事 付 属 品 ・ 粉 末 冶 金 製 品 ・ 道 具 類 配 管 工 事 付 属 品 粉 末 冶 金 製 品 刃 物 及 び 道 具 類 そ の 他 の 金 属 製 品 金 属 プ レ ス 製 品 金 属 線 製 品 そ の 他 の 金 属 製 品 (除 別 掲)		2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボ ル ト ・ ナ ッ ト ・ リ ベ ッ ト 及 び ス プ リ ン グ 金 属 製 容 器 及 び 製 缶 板 金 製 品 配 管 工 事 付 属 品 ・ 粉 末 冶 金 製 品 ・ 道 具 類 配 管 工 事 付 属 品 粉 末 冶 金 製 品 刃 物 及 び 道 具 類 そ の 他 の 金 属 製 品 金 属 プ レ ス 製 品 金 属 線 製 品 そ の 他 の 金 属 製 品 (除 別 掲)	
3011-01 -02	3011-011 -021	ボ イ ラ ー ・ タ ー ビ ン 機 原 動 機		3011-01 -02 -03	3011-011 -021 -031	ボ タ イ ラ ン タ ー ビ ン 機 原 動 機	列・行部門分割 "コード変更
3012-01	3012-011	運 搬 機 械		3012-01	3012-011	運 搬 機 械	
3013-01	3013-011	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置		3013-01	3013-011	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置	
3019-01 -02 -03 -09	3019-011 -021 -031 -099	ポ ン プ 及 び 圧 縮 機 械 ミ シ ン ・ 毛 糸 手 編 機 械 機 械 工 具 そ の 他 の 一 般 産 業 機 械 及 び 装 置		3019-01 -02 -03 -09	3019-011 -021 -031 -099	ポ ン プ 及 び 圧 縮 機 械 ミ シ ン ・ 毛 糸 手 編 機 械 機 械 工 具 そ の 他 の 一 般 産 業 機 械 及 び 装 置	
3021-01	3021-011	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械		3021-01	3021-011	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械	
3022-01	3022-011	化 学 機 械		3022-01	3022-011	化 学 機 械	
3023-01	3023-011	産 業 用 ロ ボ ッ ト		3023-01	3023-011	産 業 用 ロ ボ ッ ト	
3024-01 -02	3024-011 -021	金 属 工 作 機 械 金 属 加 工 機 械		3024-01 -02	3024-011 -021	金 属 工 作 機 械 金 属 加 工 機 械	
3029-01 -02 -03 -09	3029-011 -021 -031 -091 -092 -093 -094 -095 -099	農 業 機 械 織 維 機 械 食 料 品 加 工 機 械 そ の 他 の 特 殊 産 業 機 械 製 材 木 工 機 械 パ ル プ 装 置 ・ 製 紙 機 械 印 刷 ・ 製 本 ・ 紙 加 工 機 械 鑄 造 装 置 プ ラ ス チ ッ ク 加 工 機 械 そ の 他 の 特 殊 産 業 機 械 (除 別 掲)		3029-01 -02 -03 -09	3029-011 -021 -031 -091 -092 -093 -094 -095 -099	農 業 機 械 織 維 機 械 食 料 品 加 工 機 械 そ の 他 の 特 殊 産 業 機 械 製 材 ・ 木 工 ・ 合 板 機 械 パ ル プ 装 置 ・ 製 紙 機 械 印 刷 ・ 製 本 ・ 紙 加 工 機 械 鑄 造 装 置 プ ラ ス チ ッ ク 加 工 機 械 そ の 他 の 特 殊 産 業 機 械 (除 別 掲)	名称変更

昭和 60 年表基本分類			対 応 関 係	平成 2 年表基本分類			備 考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金 ベ ア リ ン 型 グ その他の一般機械器具及び部品		3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金 ベ ア リ ン 型 グ その他の一般機械器具及び部品	
3032-10	3032-101	一 般 機 械 修 理	→ 8516-10				
3111-01	3111-011 -012 -013 -019	事 務 用 機 械 電 子 式 卓 上 計 算 機 複 写 機 ワ ー ド プ ロ セ ッ サ そ の 他 の 事 務 用 機 械	→	3111-01 -09	3111-011 -091 -092 -099	複 写 機 械 そ の 他 の 事 務 用 機 械 電 子 式 卓 上 計 算 機 ワ ー ド プ ロ セ ッ サ そ の 他 の 事 務 用 機 械 (除別掲)	列部門特掲 列部門分割、名称 コード変更 変更 " " コード・名称変更
3112-01	3112-011 -012 -019	サ ー ビ ス 用 機 器 自 動 販 売 機 娯 楽 用 機 そ の 他 の サ ー ビ ス 用 機 器		3112-01	3112-011 -012 -019	サ ー ビ ス 用 機 器 自 動 販 売 機 娯 楽 用 機 そ の 他 の サ ー ビ ス 用 機 器	
3211-01 -02 -03 -09	3211-011 -021 -031 -099	電 気 音 響 機 器 ラ ジ オ ・ テ レ ビ 受 信 機 磁 気 録 画 再 生 装 置 (VTR) そ の 他 の 民 生 用 電 気 機 器		3211-01 -02 -03 -09	3211-011 -021 -031 -099	電 気 音 響 機 器 ラ ジ オ ・ テ レ ビ 受 信 機 ビ デ オ 機 器 そ の 他 の 民 生 用 電 気 機 器	名称変更
				3212-01 -09	3212-011 -099	磁気テープ・フレキシブルディスク その他の電気音響機器部分品・付属品	列・行部門分割 "
3311-01 -02	3311-011 -021	電 子 計 算 機 本 体 置 電 子 計 算 機 付 属 装 置		3311-01 -02	3311-011 -021	電 子 計 算 機 本 体 置 電 子 計 算 機 付 属 装 置	
3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有 線 電 気 通 信 機 器 無 線 電 気 通 信 機 器 そ の 他 の 電 気 通 信 機 器		3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有 線 電 気 通 信 機 器 無 線 電 気 通 信 機 器 そ の 他 の 電 気 通 信 機 器	
3331-01	3331-011	電 子 応 用 装 置		3331-01	3331-011	電 子 応 用 装 置	
				3332-01	3332-011	電 気 計 測 器	コード変更
3341-01	3341-011 -012	半 導 体 素 子 ・ 集 積 回 路 子 路 半 導 体 集 積 回 路 子 路		3341-01	3341-011 -012	半 導 体 素 子 ・ 集 積 回 路 子 路 半 導 体 集 積 回 路 子 路	
3411-01	3411-011 -012 -021 -031 -099	回 転 電 気 機 械 電 動 機 開 閉 制 御 装 置 及 び 配 電 盤 そ の 他 の 送 配 電 機 器 そ の 他 の 産 業 用 重 電 機 器	→	3359-01 -09	3359-011 -099	電 子 管 そ の 他 の 電 子 ・ 通 信 機 器 部 分 品	コード変更 コード・名称変更
				3411-01 -02 -03 -09	3411-011 -012 -021 -031 -099	回 転 電 気 機 械 電 動 機 開 閉 制 御 装 置 及 び 配 電 盤 そ の 他 の 送 配 電 機 器 そ の 他 の 産 業 用 重 電 機 器	
3421-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	電 気 計 測 器 電 気 照 明 器 電 球 配 線 器 内 燃 機 関 電 装 品 そ の 他 の 軽 電 機 器	→	3421-01 -02 -03 -04 -05 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -099	電 気 照 明 器 電 球 配 線 器 内 燃 機 関 電 装 品 そ の 他 の 軽 電 機 器	コード変更 " " "
3431-01 -02 -09	3431-011 -021 -099	電 子 管 電 気 音 響 機 器 部 分 品 ・ 付 属 品 そ の 他 の 電 子 ・ 通 信 機 器 部 分 品 ・ 付 属 品	→				
3432-10	3432-101	電 気 機 械 修 理	→ 8516-10				
3511-01	3511-011	乗 用 車		3511-01	3511-011	乗 用 車	
3521-01	3521-011	ト ラ ッ ク ・ バ ス ・ そ の 他 の 自 動 車		3521-01	3521-011	ト ラ ッ ク ・ バ ス ・ そ の 他 の 自 動 車	
3531-01	3531-011	二 輪 自 動 車		3531-01	3531-011	二 輪 自 動 車	
3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自 動 車 車 体 部 品 自 動 車 用 内 燃 機 関 ・ 同 部 分 品 自 動 車 部 品		3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自 動 車 車 体 部 品 自 動 車 用 内 燃 機 関 ・ 同 部 分 品 自 動 車 部 品	
3551-10	3551-101	自 動 車 修 理	→ 8515-10				
3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	鋼 索 船 舶 そ の 他 の 内 燃 機 関 船 舶 修 理		3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	鋼 索 船 舶 そ の 他 の 内 燃 機 関 船 舶 修 理	
3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理		3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理	

昭和 60 年表基本分類			対応関係	平成 2 年表基本分類			備考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 修 機 理 航 空 機 修		3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 修 機 理 航 空 機 修	
3629-01 -09 -10	3629-011 -091 -099 -101	自 他 の 輸 送 機 械 両 産 業 用 運 搬 車 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲) そ の 他 の 輸 送 機 械 修 理	→ 8516-10	3629-01 -09 -099	3629-011 -091 -099	自 他 の 輸 送 機 械 両 産 業 用 運 搬 車 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲)	
3711-01 -09	3711-011 -099	カ メ ラ 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械		3711-01 -09 -099	3711-011 -099	カ メ ラ 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械	
3712-01	3712-011	時 計		3712-01	3712-011	時 計	
3719-01 -02 -03 -10	3719-011 -021 -031 -101	理 化 学 機 械 器 具 器 具 分 析 器 ・ 試 験 機 ・ 計 量 器 ・ 測 定 器 医 療 用 機 械 器 具 精 密 機 械 修 理	→ 8516-10	3719-01 -02 -03	3719-011 -021 -031	理 化 学 機 械 器 具 器 具 分 析 器 ・ 試 験 機 ・ 計 量 器 ・ 測 定 器 医 療 用 機 械 器 具	
3911-01 -02	3911-011 -021	玩 運 動 用 具 品		3911-01 -02 -021	3911-011 -021	玩 運 動 用 具 品	
3919-01 -02 -03 -04 -09	3919-011 -021 -031 -041 -099	楽 器 ・ レ コ ー ド 器 品 筆 記 具 ・ 文 具 器 品 武 刃 細 貨 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	→ 1519-01	3919-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3919-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	楽 器 ・ レ コ ー ド 器 品 筆 記 具 ・ 文 具 器 品 武 刃 細 貨 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	列・行部門分割 " " コード変更 " " コード・名称変更 コード変更
4111-01 -02	4111-011 -021	住 宅 新 建 築 (木 造) 住 宅 新 建 築 (非 木 造)	→	4111-01 -02 -021	4111-011 -021	住 宅 建 築 (木 造) 住 宅 建 築 (非 木 造)	名称変更 "
4112-01 -02	4112-011 -021	非 住 宅 新 建 築 (木 造) 非 住 宅 新 建 築 (非 木 造)	→	4112-01 -02 -021	4112-011 -021	非 住 宅 建 築 (木 造) 非 住 宅 建 築 (非 木 造)	名称変更 "
4121-01	4121-011	建 設 補 修		4121-01	4121-011	建 設 補 修	
4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道 路 関 係 公 共 事 業 河 川 ・ 下 水 道 ・ そ の 他 の 公 共 事 業 農 林 関 係 公 共 事 業		4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道 路 関 係 公 共 事 業 河 川 ・ 下 水 道 ・ そ の 他 の 公 共 事 業 農 林 関 係 公 共 事 業	
4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄 道 軌 道 建 設 設 設 電 力 施 設 建 設 設 設 気 通 信 施 設 建 設 設 設 そ の 他 の 土 木 建 設		4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄 道 軌 道 建 設 設 設 電 力 施 設 建 設 設 設 気 通 信 施 設 建 設 設 設 そ の 他 の 土 木 建 設	
5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事 業 用 原 子 力 発 電 電 力 事 業 用 火 力 発 電 電 力 事 業 用 水 力 ・ そ の 他 の 事 業 用 発 電 電 力 自 家 用 発 電 電 力		5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事 業 用 原 子 力 発 電 電 力 事 業 用 火 力 発 電 電 力 事 業 用 水 力 ・ そ の 他 の 事 業 用 発 電 電 力 自 家 用 発 電 電 力	
5121-01	5121-011	都 市 ガ ス		5121-01	5121-011	都 市 ガ ス	
5122-01	5122-011	熱 供 給 業		5122-01	5122-011	熱 供 給 業	
5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 水 工 業 用 水 道 ★★ 下 水 道 ★★		5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 水 工 業 用 水 道 ★★ 下 水 道 ★★	
5212-01 -02	5212-011 -021	廃 棄 物 処 理 (公 営) ★★ 廃 棄 物 処 理 (産 業)		5212-01 -02 -021	5212-011 -021	廃 棄 物 処 理 (公 営) ★★ 廃 棄 物 処 理 (産 業)	
6111-01	6111-011	卸 売		6111-01	6111-011	卸 売	
6112-01	6112-011	小 売		6112-01	6112-011	小 売	
6211-01	6211-011 -012 -013 -014	金 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 金 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 金 公 民 的 金 融 (手 数 料) 金 公 民 的 金 融 (手 数 料)		6211-01 -012 -013 -014	6211-011 -012 -013 -014	金 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 金 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 金 公 民 的 金 融 (手 数 料) 金 公 民 的 金 融 (手 数 料)	
6212-01 -02	6212-011 -021	生 命 保 險 損 害 保 險		6212-01 -02 -021	6212-011 -021	生 命 保 險 損 害 保 險	
6411-01 -02	6411-011 -021	不 動 産 仲 介 ・ 管 理 業 料 不 動 産 賃 貸 業	→	6411-01 -02 -021	6411-011 -021	不 動 産 仲 介 ・ 管 理 業 料 不 動 産 賃 貸 業	名称変更
6421-01	6421-011	住 宅 賃 貸 料		6421-01	6421-011	住 宅 賃 貸 料	

昭和 60 年表基本分類			対応関係	平成 2 年表基本分類			備考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
7111-01	7111-011 -012	国 有 鉄 道 (除国電旅客) 国 有 鉄 道 (国電以外の旅客) 国 有 鉄 道 (貨 物)	→ 7112-011	7111-01	7111-011 -012	鉄 道 旅 客 輸 送 鉄 道 旅 客 輸 送 (J R) 鉄 道 旅 客 輸 送 (除 J R)	} 列・行部門統合 分割
7112-01	7112-011	国 有 鉄 道 (国電旅客)		7112-01	7112-011	鉄 道 貨 物 輸 送	
7113-01	7113-011 -012	地 方 鉄 道 ・ 軌 道 地 方 鉄 道 ・ 軌 道 (旅 客) 地 方 鉄 道 ・ 軌 道 (貨 物)	→ 7111-01 → 7111-012				} 列・行部門統合 分割
7121-01 -02	7121-011 -021	パ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー		7121-01 -02	7121-011 -021	パ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー	
7122-01 -02	7122-011 -021	道 路 貨 物 輸 送 運 通		7122-01 -02	7122-011 -021	道 路 貨 物 輸 送 運 通	
7131-01P	7131-011P	自 家 用 旅 客 自 動 車 輸 送		7131-01P	7131-011P	自 家 用 旅 客 自 動 車 輸 送	
7132-01P	7132-011P	自 家 用 貨 物 自 動 車 輸 送		7132-01P	7132-011P	自 家 用 貨 物 自 動 車 輸 送	
7141-01	7141-011	外 洋 輸 送		7141-01	7141-011	外 洋 輸 送	
7142-01	7142-011 -012	沿 海 ・ 内 水 面 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 旅 客 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 貨 物 輸 送		7142-01	7142-011 -012	沿 海 ・ 内 水 面 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 旅 客 輸 送 沿 海 ・ 内 水 面 貨 物 輸 送	
7143-01	7143-011	港 湾 運 送		7143-01	7143-011	港 湾 運 送	
7151-01	7151-011 -012 -013 -014	航 空 輸 送 航 空 輸 送 国 内 航 空 旅 客 輸 送 国 内 航 空 貨 物 輸 送 航 空 機 使 用 事 業		7151-01	7151-011 -012 -013 -014	航 空 輸 送 航 空 輸 送 国 内 航 空 旅 客 輸 送 国 内 航 空 貨 物 輸 送 航 空 機 使 用 事 業	
7161-01	7161-011	倉 庫		7161-01	7161-011	倉 庫	
7171-01	7171-011	こ ん 包		7171-01	7171-011	こ ん 包	
7179-01 -02 -03 -04 -05 -09	7179-011 -021 -031 -041 -051 -099	道 路 輸 送 施 設 提 供 水 運 付 帯 サ ー ビ ス (公 営) ★★ 水 運 付 帯 サ ー ビ ス (産 業) 航 空 付 帯 サ ー ビ ス (国 公 営) ★★ 航 空 付 帯 サ ー ビ ス (産 業) そ の 他 の 運 輸 付 帯 サ ー ビ ス	→	7179-01 -02 -03 -04 -05 -09	7179-011 -021 -031 -041 -051 -099	道 路 輸 送 施 設 提 供 水 運 付 帯 サ ー ビ ス (公 営) ★★ 水 運 付 帯 サ ー ビ ス (産 業) 航 空 付 帯 サ ー ビ ス (国 公 営) ★★ 航 空 付 帯 サ ー ビ ス (産 業) 旅 行 ・ そ の 他 の 運 輸 付 帯 サ ー ビ ス	名称変更
7311-01	7311-011	郵 便		7311-01	7311-011	郵 便	
7312-01 -02	7312-011 -021	国 内 電 気 通 信 国 際 電 気 通 信		7312-01 -02	7312-011 -021	国 内 電 気 通 信 国 際 電 気 通 信	
7319-09	7319-099	そ の 他 の 通 信 サ ー ビ ス		7319-09	7319-099	そ の 他 の 通 信 サ ー ビ ス	
7321-01 -02 -03	7321-011 -021 -031	公 民 共 放 送 有 間 放 送 線 放 送		7321-01 -02 -03	7321-011 -021 -031	公 民 共 放 送 有 間 放 送 線 放 送	
8111-01	8111-011	公 務 (中 央) ★★		8111-01	8111-011	公 務 (中 央) ★★	
8112-01	8112-011	公 務 (地 方) ★★		8112-01	8112-011	公 務 (地 方) ★★	
8211-01 -02 -03 -04 -05 -06	8211-011 -021 -031 -041 -051 -061	学 校 教 育 (国 公 立) ★★ 学 校 教 育 (私 立) ★ 自 然 科 学 ・ 学 校 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 人 文 科 学 ・ 学 校 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 自 然 科 学 ・ 学 校 研 究 機 関 (私 立) ★ 人 文 科 学 ・ 学 校 研 究 機 関 (私 立) ★	}	8211-01 -02	8211-011 -021	学 校 教 育 (国 公 立) ★★ 学 校 教 育 (私 立) ★	} 列・行部門廃止
8212-01P	8212-011P	自 家 教 育					
8213-01 -02 -03 -04	8213-011 -021 -031 -041	社 会 教 育 (国 公 立) ★★ 社 会 教 育 (非 営 利) ★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (国 公 立) ★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (産 業) ★★		8213-01 -02 -03 -04	8213-011 -021 -031 -041	社 会 教 育 (国 公 立) ★★ 社 会 教 育 (非 営 利) ★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (国 公 立) ★ そ の 他 の 教 育 訓 練 機 関 (産 業) ★★	
8221-01 -02 -03 -04	8221-011 -021 -031 -041	自 然 科 学 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 自 然 科 学 研 究 機 関 (産 業) 人 文 科 学 研 究 機 関 (産 業)	}	8221-01 -02 -03 -04	8221-011 -021 -031 -041	自 然 科 学 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (国 公 立) ★★ 自 然 科 学 研 究 機 関 (非 営 利) ★ 人 文 科 学 研 究 機 関 (非 営 利) ★	} 列・行部門統合 列・行部門統合 名称変更 名称変更

昭和 60 年表基本分類			対応関係	平成 2 年表基本分類			備考
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
				-05 -06	-051 -061	自然科学研究機関(産業) 人文科学研究機関(産業)	
8222-01P	8222-011P	自家研究	→	8222-01	8222-011	企業内研究開発	行・列部門変更
8311-01 -02 -03 -04 -05 -06	8311-011 -021 -031 -041 -051 -061	医療(国公立)★★ 医療(非営利)★ 保健衛生(国公立)★★ 保健衛生(非営利)★ 保健衛生(産業)	→	8311-01 -02 -03	8311-011 -021 -031	医療(国公立)★★ 医療(非営利)★ 医療(産業)	
8312-01 -02 -03 -04	8312-011 -021 -031 -041	社会保険事業(国公立)★★ 社会保険事業(非営利)★★ 社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★	→	8312-01 -02 -03	8312-011 -021 -031	保健衛生(国公立)★★ 保健衛生(非営利)★ 保健衛生(産業)	コード変更 "
8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社会保険事業(国公立)★★ 社会保険事業(非営利)★★ 社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★	→	8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社会保険事業(国公立)★★ 社会保険事業(非営利)★★ 社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★	コード変更 " "
8411-01 -02	8411-011 -021	対企業民間非営利団体 対家計民間非営利団体(除別掲)★	→	8411-01 -02	8411-011 -021	対企業民間非営利団体 対家計民間非営利団体(除別掲)★	
8511-01	8511-011	広告	→	8511-01	8511-011 -012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告	行部門分割 "
8512-01 -02	8512-011 -021	情報サービス ニュース供給・興信所	→	8512-01 -02	8512-011 -021	情報サービス ニュース供給・興信所	
8513-01 -02	8513-011 -021	電子計算機・同関連機器賃貸業 事務用機械器具(除電算機等)賃貸業	→	8513-01	8513-011	物品賃貸業(除貸自動車) 産業用機械器具(除建設機械器具) 賃貸業	列部門統合 行部門新設
			→	-012	-012	建設機械器具賃貸業	行部門新設
			→	-013	-013	電子計算機・同関連機器賃貸業	行部門新設
			→	-014	-014	事務用機械器具(除電算機等)賃貸業	行部門新設
			→	-015	-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品 賃貸業	行部門特掲
8514-01	8514-011	貸自動車業	→	8514-01	8514-011	貸自動車業	
			→	8515-10	8515-101	自動車修理	
			→	8516-10	8516-101	機械修理	
8519-01 -02 -03 -08 -09	8519-011 -021 -031 -099	建物サービス 法務・財務・会計サービス 土木建築サービス その他の対事業所サービス	→	8519-01 -02 -03 -04 -09	8519-011 -021 -031 -041 -099	建物サービス 法務・財務・会計サービス 土木建築サービス 労働者派遣サービス その他の対事業所サービス	列・行部門特掲 列・行部門分割
8611-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07	8611-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071	映画制作・配給業 劇場・興行場 遊藝場の他 の他の娯楽施設 の他の娯楽	→	8611-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -09	8611-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -099	映画制作・配給業 劇場・興行場 遊藝場の他 の他の娯楽施設 の他の娯楽	列・行部門分割・ 特掲 コード変更 "
8612-01 -02 -03	8612-011 -021 -031	一般飲食店(除喫茶店) 喫茶店 遊興飲食店	→	8612-01 -02 -03	8612-011 -021 -031	一般飲食店(除喫茶店) 喫茶店 遊興飲食店	
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所	→	8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所	
8619-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -09	8619-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -099	洗濯・洗張・染物業 美容場業 写真業 葬儀業 各種修理業(除別掲) その他の対個人サービス	→	8619-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -08 -09	8619-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -081 -099	洗濯・洗張・染物業 美容場業 写真業 葬儀業 各種修理業(除別掲) 個人授所 その他の対個人サービス	列・行部門特掲 列・行部門分割
8900-00P	8900-000P	事務用品	→	8900-00P	8900-000P	事務用品	
9000-00	9000-000	分類不明	→	9000-00	9000-000	分類不明	
9099-00	9099-000	内生部門計	→	9099-00	9099-000	内生部門計	

(注) 1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

- ★★……政府サービス生産者
- ★……対家計民間非営利サービス生産者
- 無印……産業

2. P は仮設部門を示す。

昭和 60 年表基本分類			対 応 関 係	平成 2 年表基本分類			備 考
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
最終需要部門							
9110-00		家計外消費支出(列)		9110-00		家計外消費支出(列)	
9121-00		家計消費支出		9121-00		家計消費支出	
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出		9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	
9130-10 -20		中央政府消費支出 中地方政府消費支出		9130-10 -20		中央政府消費支出 中地方政府消費支出	
9141-00		国内総固定資本形成(公的)		9141-00		国内総固定資本形成(公的)	
9142-00		国内総固定資本形成(民間)		9142-00		国内総固定資本形成(民間)	
9150-10 -20 -30 -40 -50		生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増		9150-10 -20 -30 -40 -50		生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	
				9200-00		国内最終需要計	列部門新設
				9210-00		国内需要合計	列部門新設
9211-10 -20		輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易)		9211-10 -20		輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易)	
9212-00		輸出(直接購入)		9212-00		輸出(直接購入)	
9300-00		最終需要計		9213-00		調整項	列部門新設
9350-00		需要合計		9300-00		最終需要計	
9411-10 -20		(控除)輸入(普通貿易) (控除)輸入(特殊貿易)		9350-00		需要合計	
9412-00		(控除)輸入(直接購入)		9411-10 -20		(控除)輸入(普通貿易) (控除)輸入(特殊貿易)	
9420-00		(控除)関税		9412-00		(控除)輸入(直接購入)	
9430-00		(控除)輸入品商品税		9420-00		(控除)関税	
9450-00		(控除)輸入計		9430-00		(控除)輸入品商品税	
9500-00		最終需要部門計		9450-00		(控除)輸入計	
9510-00		商業マージン(卸売)		9500-00		最終需要部門計	
9520-00		商業マージン(小売)		9510-00		商業マージン(卸売)	
9610-00		貨物運賃(国鉄)		9520-00		商業マージン(小売)	
9620-00		貨物運賃(地鉄)	→	9610-00		貨物運賃(鉄道)	列部門統合
9630-10 -20		貨物運賃(道路) 貨物運賃(通運)		9620-10 -20		貨物運賃(道路) 貨物運賃(通運)	コード変更 "
9640-10 -20		貨物運賃(沿海内水面) 貨物運賃(港湾運送)		9630-10 -20		貨物運賃(沿海内水面) 貨物運賃(港湾運送)	" "
9650-00		貨物運賃(航空)		9640-00		貨物運賃(航空)	"
9660-00		貨物運賃(倉庫)		9650-00		貨物運賃(倉庫)	"
9700-00		国内生産額		9700-00		国内生産額	
粗付加価値部門							
9110-010 -020 -030		宿泊・日当 交際・厚生費 福利厚生費		9110-010 -020 -030		宿泊・日当 交際・厚生費 福利厚生費	
9311-000		賃金・俸給		9311-000		賃金・俸給	
9312-000		社会保険料(雇用主負担)		9312-000		社会保険料(雇用主負担)	
9313-000		その他の給与及び手当		9313-000		その他の給与及び手当	
9412-000		営業余剰		9412-000		営業余剰	
9420-000		資本減耗引当		9420-000		資本減耗引当	
9430-000		間接税(関税を除く)		9430-000		間接税(除関税・消費税)	名称変更
9440-000		(控除)経常補助金		9440-000		(控除)経常補助金	
9500-000		粗付加価値部門計		9500-000		粗付加価値部門計	
9700-000		国内生産額		9700-000		国内生産額	

2 統合小分類

昭和60年表	対応関係	平成2年表	備考
0111 穀いも豆 類類菜実物産蚕ス林材		0111 穀いも豆 類類菜実物産蚕ス林材	
0112 野果の他食の食用作		0112 野果の他食の食用作	
0113 非畜養農業サ一ピ		0113 非畜養農業サ一ピ	
0114 養蚕業サ一ピ		0114 養蚕業サ一ピ	
0115 育菜特用林産物(含狩猟業)		0115 育菜特用林産物(含狩猟業)	
0116 海面漁業		0116 海面漁業	
0121 内水面漁業		0121 内水面漁業	
0122 鉄業利他炭の非金		0122 鉄業利他炭の非金	
0131 鉄業利他炭の非金		0131 鉄業利他炭の非金	
0211 鉄業利他炭の非金		0211 鉄業利他炭の非金	
0212 鉄業利他炭の非金		0212 鉄業利他炭の非金	
0213 鉄業利他炭の非金		0213 鉄業利他炭の非金	
0311 鉄業利他炭の非金		0311 鉄業利他炭の非金	
0312 鉄業利他炭の非金		0312 鉄業利他炭の非金	
0611 鉄業利他炭の非金		0611 鉄業利他炭の非金	
0612 鉄業利他炭の非金		0612 鉄業利他炭の非金	
0621 鉄業利他炭の非金		0621 鉄業利他炭の非金	
0622 鉄業利他炭の非金		0622 鉄業利他炭の非金	
0629 鉄業利他炭の非金		0629 鉄業利他炭の非金	
0711 鉄業利他炭の非金		0711 鉄業利他炭の非金	
0721 鉄業利他炭の非金		0721 鉄業利他炭の非金	
0731 鉄業利他炭の非金		0731 鉄業利他炭の非金	
1111 産産穀産の他食の食料		1111 産産穀産の他食の食料	
1112 産産穀産の他食の食料		1112 産産穀産の他食の食料	
1113 産産穀産の他食の食料		1113 産産穀産の他食の食料	
1114 産産穀産の他食の食料		1114 産産穀産の他食の食料	
1115 産産穀産の他食の食料		1115 産産穀産の他食の食料	
1119 産産穀産の他食の食料		1119 産産穀産の他食の食料	
1121 酒の他飲の飲料(除別掲)		1121 酒の他飲の飲料(除別掲)	
1129 酒の他飲の飲料(除別掲)		1129 酒の他飲の飲料(除別掲)	
1131 酒の他飲の飲料(除別掲)		1131 酒の他飲の飲料(除別掲)	
1141 酒の他飲の飲料(除別掲)		1141 酒の他飲の飲料(除別掲)	
1511 糸織の他織維工業製		1511 糸織の他織維工業製	
1512 糸織の他織維工業製		1512 糸織の他織維工業製	
1513 糸織の他織維工業製		1513 糸織の他織維工業製	
1514 糸織の他織維工業製		1514 糸織の他織維工業製	
1519 糸織の他織維工業製	→ 3919へ	1519 糸織の他織維工業製	一部組替
1521 糸織の他織維工業製		1521 糸織の他織維工業製	
1522 糸織の他織維工業製		1522 糸織の他織維工業製	
1529 糸織の他織維工業製		1529 糸織の他織維工業製	
1611 材の他材の具		1611 材の他材の具	
1619 材の他材の具		1619 材の他材の具	
1711 材の他材の具		1711 材の他材の具	
1811 材の他材の具		1811 材の他材の具	
1812 紙の製他紙容加工		1812 紙の製他紙容加工	
1813 紙の製他紙容加工		1813 紙の製他紙容加工	
1821 紙の製他紙容加工		1821 紙の製他紙容加工	
1829 紙の製他紙容加工		1829 紙の製他紙容加工	
1911 紙の製他紙容加工		1911 紙の製他紙容加工	
2011 紙の製他紙容加工		2011 紙の製他紙容加工	
2021 紙の製他紙容加工		2021 紙の製他紙容加工	
2029 紙の製他紙容加工		2029 紙の製他紙容加工	
2031 紙の製他紙容加工		2031 紙の製他紙容加工	
2032 紙の製他紙容加工		2032 紙の製他紙容加工	
2033 紙の製他紙容加工		2033 紙の製他紙容加工	
2039 紙の製他紙容加工		2039 紙の製他紙容加工	
2041 紙の製他紙容加工		2041 紙の製他紙容加工	
2051 紙の製他紙容加工		2051 紙の製他紙容加工	
2061 紙の製他紙容加工		2061 紙の製他紙容加工	
2071 紙の製他紙容加工		2071 紙の製他紙容加工	
2072 紙の製他紙容加工		2072 紙の製他紙容加工	
2073 紙の製他紙容加工		2073 紙の製他紙容加工	
2079 紙の製他紙容加工		2079 紙の製他紙容加工	
2111 石油の他油炭製製		2111 石油の他油炭製製	
2121 石油の他油炭製製		2121 石油の他油炭製製	
2211 石油の他油炭製製		2211 石油の他油炭製製	
2311 石油の他油炭製製		2311 石油の他油炭製製	
2319 石油の他油炭製製		2319 石油の他油炭製製	
2411 石油の他油炭製製		2411 石油の他油炭製製	
2412 石油の他油炭製製		2412 石油の他油炭製製	

分割・特掲
分割・特掲
分割

一部組替
名称変更

分割・特掲
分割

昭和60年表		対応関係	平成2年表		備考
2511	ガラス・安全ガラス製		2511	ガラス・安全ガラス製	
2512	ガラス織物の他		2512	ガラス織物の他	
2519	繊維の他		2519	繊維の他	
2521	セメント		2521	セメント	
2522	生セメント		2522	生セメント	
2523	窯業・土石製		2523	窯業・土石製	
2531	陶磁器		2531	陶磁器	
2599	鉄鋼材		2599	鉄鋼材	
2611	鉄鋼材		2611	鉄鋼材	
2612	鉄鋼材		2612	鉄鋼材	
2621	鉄鋼材		2621	鉄鋼材	
2622	鉄鋼材		2622	鉄鋼材	
2623	鉄鋼材		2623	鉄鋼材	
2631	鉄鋼材		2631	鉄鋼材	分割
2711	鉄鋼材		2711	鉄鋼材	分割
2712	鉄鋼材		2712	鉄鋼材	分割
2721	鉄鋼材		2721	鉄鋼材	分割
2722	鉄鋼材		2722	鉄鋼材	分割
2811	鉄鋼材		2811	鉄鋼材	分割
2812	鉄鋼材		2812	鉄鋼材	分割
2891	鉄鋼材		2891	鉄鋼材	分割
2899	鉄鋼材		2899	鉄鋼材	分割
3011	鉄鋼材		3011	鉄鋼材	分割
3012	鉄鋼材		3012	鉄鋼材	分割
3013	鉄鋼材		3013	鉄鋼材	分割
3019	鉄鋼材		3019	鉄鋼材	分割
3021	鉄鋼材		3021	鉄鋼材	分割
3022	鉄鋼材		3022	鉄鋼材	分割
3023	鉄鋼材		3023	鉄鋼材	分割
3024	鉄鋼材		3024	鉄鋼材	分割
3029	鉄鋼材		3029	鉄鋼材	分割
3031	鉄鋼材		3031	鉄鋼材	分割
3032	鉄鋼材		3032	鉄鋼材	分割
3111	鉄鋼材		3111	鉄鋼材	分割
3112	鉄鋼材		3112	鉄鋼材	分割
3211	鉄鋼材		3211	鉄鋼材	分割
3212	鉄鋼材		3212	鉄鋼材	分割
3311	鉄鋼材		3311	鉄鋼材	分割
3321	鉄鋼材		3321	鉄鋼材	分割
3331	鉄鋼材		3331	鉄鋼材	分割
3332	鉄鋼材		3332	鉄鋼材	分割
3341	鉄鋼材		3341	鉄鋼材	分割
3359	鉄鋼材		3359	鉄鋼材	分割
3411	鉄鋼材		3411	鉄鋼材	分割
3421	鉄鋼材		3421	鉄鋼材	分割
3431	鉄鋼材		3431	鉄鋼材	分割
3432	鉄鋼材		3432	鉄鋼材	分割
3511	鉄鋼材		3511	鉄鋼材	分割
3521	鉄鋼材		3521	鉄鋼材	分割
3531	鉄鋼材		3531	鉄鋼材	分割
3541	鉄鋼材		3541	鉄鋼材	分割
3551	鉄鋼材		3551	鉄鋼材	分割
3611	鉄鋼材		3611	鉄鋼材	分割
3621	鉄鋼材		3621	鉄鋼材	分割
3622	鉄鋼材		3622	鉄鋼材	分割
3629	鉄鋼材		3629	鉄鋼材	分割
3711	鉄鋼材		3711	鉄鋼材	分割
3712	鉄鋼材		3712	鉄鋼材	分割
3719	鉄鋼材		3719	鉄鋼材	分割
3911	鉄鋼材		3911	鉄鋼材	分割
3919	鉄鋼材		3919	鉄鋼材	分割
4111	鉄鋼材		4111	鉄鋼材	分割
4112	鉄鋼材		4112	鉄鋼材	分割
4121	鉄鋼材		4121	鉄鋼材	分割
4131	鉄鋼材		4131	鉄鋼材	分割
4132	鉄鋼材		4132	鉄鋼材	分割
5111	鉄鋼材		5111	鉄鋼材	分割
5121	鉄鋼材		5121	鉄鋼材	分割
5122	鉄鋼材		5122	鉄鋼材	分割
5211	鉄鋼材		5211	鉄鋼材	分割
5212	鉄鋼材		5212	鉄鋼材	分割
6111	鉄鋼材		6111	鉄鋼材	分割
6112	鉄鋼材		6112	鉄鋼材	分割
6211	鉄鋼材		6211	鉄鋼材	分割

昭和60年表	対応関係	平成2年表	備考
6212 保不住動産仲介及び貨物輸送	}	6212 保不住動産仲介及び貨物輸送	統合・分割 統合・分割
6411 国道旅客		6411 国道旅客	
6421 有宅鉄道路		6421 有宅鉄道路	
7111 国道旅客		7111 国道旅客	
7112 有宅鉄道路		7112 有宅鉄道路	
7113 国道旅客		7113 国道旅客	
7121 有宅鉄道路		7121 有宅鉄道路	
7122 国道旅客		7122 国道旅客	
7131 有宅鉄道路		7131 有宅鉄道路	
7132 国道旅客		7132 国道旅客	
7141 有宅鉄道路		7141 有宅鉄道路	
7142 国道旅客		7142 国道旅客	
7143 有宅鉄道路		7143 有宅鉄道路	
7151 国道旅客		7151 国道旅客	
7161 有宅鉄道路		7161 有宅鉄道路	
7171 国道旅客	7171 国道旅客		
7179 有宅鉄道路	7179 有宅鉄道路		
7311 有宅鉄道路	7311 有宅鉄道路		
7312 国道旅客	7312 国道旅客		
7319 有宅鉄道路	7319 有宅鉄道路		
7321 国道旅客	7321 国道旅客		
8111 有宅鉄道路	8111 有宅鉄道路		
8112 国道旅客	8112 国道旅客		
8211 有宅鉄道路	8211 有宅鉄道路		
8212 国道旅客	8212 国道旅客		
8213 有宅鉄道路	8213 有宅鉄道路		
8221 国道旅客	8221 国道旅客		
8222 有宅鉄道路	8222 有宅鉄道路		
8311 国道旅客	8311 有宅鉄道路		
8312 有宅鉄道路	8312 有宅鉄道路		
8313 国道旅客	8313 有宅鉄道路		
8411 有宅鉄道路	8411 有宅鉄道路		
8511 国道旅客	8511 有宅鉄道路		
8512 有宅鉄道路	8512 有宅鉄道路		
8513 国道旅客	8513 有宅鉄道路		
8514 有宅鉄道路	8514 有宅鉄道路		
8515 国道旅客	8515 有宅鉄道路		
8516 有宅鉄道路	8516 有宅鉄道路		
8519 国道旅客	8519 有宅鉄道路		
8611 有宅鉄道路	8611 有宅鉄道路		
8612 国道旅客	8612 有宅鉄道路		
8613 有宅鉄道路	8613 有宅鉄道路		
8619 国道旅客	8619 有宅鉄道路		
8900 有宅鉄道路	8900 有宅鉄道路		
9000 国道旅客	9000 有宅鉄道路		
	3551 →	8515 有宅鉄道路	一部組替・名称変更 削除
	3032 →	8516 有宅鉄道路	
	3432 等 →	8519 有宅鉄道路	
		8519 有宅鉄道路	一部統合 変更 分割 分割 コード変更
		8519 有宅鉄道路	変更 変更 統合・新設

3 統合中分類

昭和60年表	対応関係	平成2年表	備考
01 耕種業		001 耕種業	
02 畜産		002 畜産	
03 農産		003 農産	
04 林業		004 林業	
05 漁業		005 漁業	
06 金産		006 金産	
07 非金属		007 非金属	
08 石油		008 石油	
09 天然		009 天然	
10 飲料		010 飲料	
11 飼料		011 飼料	
12 有機質肥料(除別掲)		012 有機質肥料(除別掲)	
13 繊維工業		013 繊維工業	
14 織物		014 織物	
15 製材		015 製材	
16 家具		016 家具	
17 印刷		017 印刷	
18 化学工業		018 化学工業	
19 有機化学		019 有機化学	
20 無機化学		020 無機化学	
21 石油化学		021 石油化学	
22 化学工業		022 化学工業	
23 化学工業		023 化学工業	
24 化学工業		024 化学工業	
25 化学工業		025 化学工業	
26 化学工業		026 化学工業	
27 石油		027 石油	
28 石油		028 石油	
29 プラスチック		029 プラスチック	
30 プラスチック		030 プラスチック	
31 革		031 革	
32 ガラス		032 ガラス	
33 セメント		033 セメント	
34 陶器		034 陶器	
35 窯業		035 窯業	
36 鉄		036 鉄	
37 鋼		037 鋼	
38 鍛造		038 鍛造	
39 非鉄金属		039 非鉄金属	
40 非鉄金属		040 非鉄金属	
41 建設		041 建設	
42 建設		042 建設	
43 特殊		043 特殊	
44 特殊		044 特殊	
45 事務用	084	045 事務用	分割, 名称変更
46 民生用		046 民生用	
47 民生用		047 民生用	
48 民生用		048 民生用	
49 民生用	084	049 民生用	分割, 名称変更
50 民生用		050 民生用	
51 船舶	084	051 船舶	分割, 名称変更
52 船舶		052 船舶	
53 船舶		053 船舶	
54 船舶		054 船舶	
55 船舶		055 船舶	
56 船舶		056 船舶	
57 船舶		057 船舶	
58 船舶		058 船舶	
59 船舶		059 船舶	
60 船舶		060 船舶	
61 船舶		061 船舶	
62 船舶		062 船舶	
63 船舶		063 船舶	
64 船舶		064 船舶	
65 船舶		065 船舶	
66 船舶		066 船舶	
67 船舶		067 船舶	
68 船舶		068 船舶	名称変更
69 船舶		069 船舶	
70 船舶		070 船舶	
71 船舶		071 船舶	
72 船舶		072 船舶	
73 船舶		073 船舶	

